

昭和十三年五月十四日発業第二号

〔四一二一一〕

傷兵保護院副總裁ヨリ各地方長官宛

傷痍軍人職業再教育施設二関スル件

今次事変ニ際シ職業再教育ヲ必要トスル傷痍軍人ヲ生ズルコト少カラズト被存候ニ付テハ政府ハ是等名譽ノ人々ヲシテ速ニ生業ニ就キ生活ノ安定ヲ得シムルノ緊要ナルヲ認メ近ク長期ノ職業再教育機関ヲ設クルコト・ナリタルモ道府県ニ対シテモ傷痍軍人ニ職業上必要な知識技能ヲ修得セシムル為短期ノ職業再教育施設ヲ講ゼシメ其費用ニ対シテハ國庫補助ヲ為スコト・相成候 貴官ニ於テモ政府ノ意ノ在ル所ヲ體シ地方ノ実情ヲ調査シ速ニ計画ヲ樹立シ事業ヲ実施相成度依命此段及通牒候也

〔四一二一一〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛
昭和十三年六月十四日厚生省発職第七十九号

授産授職並職業補導施設二関スル件

今次事変勃発以来出征軍人遺家族又ハ事変ノ影響ニ因リ失業ノ虞アル者等ノ為新ニ諸種ノ授産授職ヲ為シ或ハ軍需工業等ノ急激ナル勃興ニヨリ労務者等ノ不足ヲ補フ見地ヨリシテ之ガ職業補導施設ヲ講ゼラレツツアル向モ不少ト被存候条其ノ概況左記ニ拠リ本月二十五日迄ニ御報告相成度

追テ目下実施計画中ノ向ニ付テモ左記ニ依リ其ノ計画概要併而御報告相成度

記

一、 授産及授職施設

(一) 施設經營主體名

- (三) 費用及其ノ負担者、道府県市町村ノ補助及金額
(四) 収容人員並補導期間
(五) 補導科目及補導終了後ノ就職斡旋状況

(二) 作業場ノ状況
A、 建物ノ状況

(新設カ、從来ノ授産授職施設ノ利用カ、又ハ他ノ建物ヲ借用カ、新設トスレバ建設費借家トスレバ借家料等ヲ記入スルコト)

1. 坪数

2. 建坪

1. 坪数

2. 建坪

B、 設備ノ主ナルモノ

(三) 費用及其ノ負担者、道府県市町村ノ補助ノ有無及金額

(四) 収容人員並一人一日ノ平均収入

(五) 授産及授職ノ種目

軍ノ発註ニ係ルモノハ特ニ具体的ニ詳記スルコト

(六) 委託者又ハ註文者ノ主ナルモノ

(七) 其他参考トナルベキ事項

二、 職業補導施設

(一) 施設經營主体名

(二) 作業場ノ状況

A、 建物ノ状況

(新設カ既存ノ建物ヲ利用カ、新設トスレバ建設費等借家トスレバ借家料等ヲ記入スルコト)

1. 坪数

B、 設備ノ主ナルモノ

2. 建坪

(三) 費用及其ノ負担者、道府県市町村ノ補助及金額

(四) 収容人員並補導期間

(五) 補導科目及補導終了後ノ就職斡旋状況

(六) 補導中、手当又ハ給与ノ有無及額

(七) 入所希望者数及採用ノ割合並標準

(八) 其他参考トナルベキ事項

昭和十三年七月四日厚生省発職第三〇号（昭和十六

年二月二十八日厚生省発職第四三号ヲ以テ廃止）

厚生次官ヨリ各地方長官宛

物資動員ニ依ル失業ノ対策ニ関スル件

今次事変ノ影響ニ因ル失業ノ防止ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之既ニ御配意中ノコトト被存候處更ニ物資ノ使用制限乃至禁止ニ因リ相当多数ノ離職者ヲ生ジ又ハ生ズルノ虞有之候ニ付テハ貴管下産業団体其ノ他關係各方面ト緊密ナル聯絡ヲ採リ今後狀況ノ予知ニ努ムルト共ニ離職者ヲ生ズルノ虞アル場合ハ左記諸方策ヲ講ジ失業ノ防止救済ニ関シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ之ガ狀況ニ關シテハ其ノ経過竝ニ措置ニ伴ヒ其ノ都度速ニ御報告相煩度

記

一、物資ノ使用制限乃至禁止ニ關スル政策ニヨリ影響ヲ受クベキ産業ニ付テハ事業ノ転換、就業時間ノ短縮若ハ休日制ノ採用等ノ方法ニ依リ可成離職者ヲ出サザル措置ヲ講ゼシムル様予メ關係方面ニ通達シ置クコト

二、軍需工場其ノ他新ニ從業者ヲ雇入レントスル者ニ対シ其ノ採用ノ標準規格ヲ可成緩和セシムルト共ニ離職者ヲ優先的ニ銓衡セシムル為特別ノ措置ヲ講ズルコト

三、不急産業ニ於テ不得已離職者ヲ出ス可キ場合ハ少クトモ三週間前

ニ所轄道府県厅又ハ職業紹介所ニ其の時期及人數等ヲ申出サシムル措置ヲ講ズルコト

四、前項ノ申出アリタル場合ハ勿論其ノ他必要ニ応ジ職業紹介所ヲシテ當該産業ノ從業者ニ付体性、年齢、現職、希望職業、移動の能否、家族ノ狀況等転職ニ必要ナル事項ヲ調査登録セシメ分類整理スルコト

五、解雇ノ已ム無キニ立到リタル際ハ職業紹介所ヲ右登録ノ結果ニ基キ事業主ト協議シ大量一齊解雇ヲ避クルノ外解雇ノ時期、人員、人選等ヲ離職者ノ転職ニ都合ヨキ様按配スルコト

六、解雇者ヲ出シタル際ハ職業紹介所ヲシテ極力之ヲ軍需工場ノ他時局關係産業ニ斡旋セシメ帰農スルヲ適当ト認メラル者（主トシテ女工）ハ出来得ル限り帰農セシメ又他府県ニ聯絡スルノ要アルモノハ速ニ連名簿ヲ作成セシメ聯絡スルコト

七、特ニ土木建築關係ノ労働者又ハ土工日傭ニ転職セシメ得ルモノニ対シテハ軍需工場、鉱山、軍需關係其ノ他ノ土木事業ニ可及的多数就業セシムル為求人開拓ヲ為スノ外登録、配給及移動ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコト

八、離職者ニシテ直ニ転職ヲ斡旋シ得ザルモノニ対シテハ差シ当リ既存ノ職業補導施設ヲ拡充シ又ハ学校、試験場其ノ他適當ナル箇所ニ委託シ簡易ナル職業補導ヲ実施スルコト

九、離職者ニシテ軍需工場其ノ他ノ時局産業ニ転職スルコト困難ナル坐業者、小商業主、高齡者等ニ対シテハ既存授產場ヲ拡充シテ之ヲ収容シ又ハ軍部其ノ他關係方面ト聯結シテ簡易ナル内職的作業ヲ紹介斡旋スルコト

當セシムルコトヲ得ルコト

〔四一二一四〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ハ時局ニ鑑ミ急施ノ要有之候ニ付テハ左記事項御留意ノ上別紙要綱ニ依リ管下各職業紹介所長ヲシテ有効適切ナル計画ヲ樹立セシメ速ニ本省ニ御協議相成度

職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設要綱

一、職業補導ハ求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノナルコト

二、職業補導施設ノ種目ハ地方ノ実情ニ応ジ職業紹介上効果アリト認ムルモノヲ選定スベキモ成ルベク其ノ設備ニ多額ノ経費ヲ伴ハザルモノヨリ之ヲ実施スルコト

尙職業補導ノ施設種目ハ其ノ紹介所ニ於ケル求人申込及就職困難ノ実情ヲ調査シ雇傭条件ニ適合セシムルニ適當ナルモノヲ選定スルコト

三、職業補導施設ノ実施ニ当リテハ補導希望者ノ人物、経験、技能其ノ他補導資格ニ付充分調査銳衡シ適格者ヲ得ル様努ムルコト

四、職業補導施設ノ実施ニ当リテハ被補導者ニ対スル精神的指導ヲ怠ラザルト共ニ其ノ施設方法等ヲシテ最モ実効ヲ収ムル様留意スルコト

ト

五、特ニ時局ノ影響ニ依ル離職者ニ対シテハ短期間多数ノ就職ニ有効適切ナル補導ヲ考慮スルコト

六、職業補導施設ハ職業紹介所自ラ之ヲ行フヲ原則トスルモ設備等ノ関係上自ラ之ヲ行フコト困難ナル場合ニ於テハ左ノ各項ニ依リ地方公共団体其ノ他適当ト認ムルモノニ補導種目ヲ指定シテ之ヲ委託經

(一) 道府県、市町村等ノ職業補導施設ニ委託スル場合ニ於テハ実施ニ要スル経常費ニ限り委託費トシテ支出シ得ルコト

(二) 職業紹介関係事業団体ニ委託シ新ニ職業補導施設ヲ設ケシムル場合ニ於テハ其ノ実施ニ要スル経費ノ全額ヲ委託費トシテ支出シ得ルコト

(三) 官公工場試験場等ニ委託シテ職業補導ヲ行ハシムル場合ニ於テハ必要ニ応ジ器具機械ノ損料、材料代其ノ他ノ補導ノ為ニ要スル雜費ノ最少限度ノ額ヲ支出シ得ルコト

(四) 前各項ニ依リ委託スル場合ニ於テハ職業紹介所ノ指揮監督ヲ受ケシムルコトヲ条件トスルコト

七、職業補導施設ニ要スル建物及設備ハ成ルベク学校、寺院、試験場其ノ他公私ノ建物及設備ヲ利用スル様努ムルコト

八、本要綱ニ依ル職業補導施設ノ実施ニ関シテハ其種目、実施方法、経費等ニ付別紙様式(省略)ニ依リ予メ地方長官ヨリ協議スルコト

九、本要綱ニ依ル職業補導施設終了シタルトキハ地方長官ハ速ニ其ノ実施成績ヲ別紙様式(省略)ニ依リ報告スルコト

昭和十三年八月十六日職発第一七四号ノ内

〔四一二一五〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件

ル件

七月九日職発第一七四号ヲ以テ通牒致置候標記ノ件左記事項御留意ノ上八月二十二日迄ニ協議相成度

記

一、施設種目ハ成ルベク物資動員ニ依ル失業者ヲ対象トシ軍需品作

業其他時局殷賑産業ニ必要ナル技術ノ補導ヲ実施スル様計画セシ

ムルコト

一、施設ヲ全職業紹介所ニ分散的ニ実施セシメズ特ニ失業者多キ地

域ヲ対照トシ道府県庁其他主要都市所在職業紹介所等ヲシテ集中

的ニ之ヲ実施セシムルコト

一、施設内容ハ短期間ニ多数ノ者ニ対シ補導ノ目的ヲ達セシムル様
留意スルコト

昭和十三年八月二十三日厚生省発職第五百一号

〔四一二一六〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

国営職業紹介所職員ノ採用方針ニ関スル件

国営職業紹介所職員ノ採用方針ニ付テハ五月十三日附厚生省発職第一号及五月三十日附厚生省発職第六号ヲ以テ通牒相成居候処爾今職業主事並ニ職業主事補ノ任用ニ關シテハ地方待遇職員令所定ノ資格標準ニ依ルコトト致度候條御了知相成度

追テ職業主事ノ任用ニ關スル地方待遇職員令第二條五ノ各其ノ從

事スル事務ニ關スル学識経験アル者ハ左記標準ニ依ラレ度尙職業主事補ノ任用ニ付テハナルベク職業紹介事業ニ経験ヲ有スルカ又

ハ其ノ前歴等ニ徵シ職業紹介ノ現業事務ニ最モ適當ナリト認メラル者及職業紹介職員養成講習ヲ修了シタル者ヨリ之ヲ任用スル等努メテ職員ノ素質ヲ昂メラル様致度

記

(1) 五年以上職業紹介ニ關スル公務ニ從事シ現ニ公共団体ニ於テ

月額八十五円以上ノ給料ヲ受クルモノ

(2) 専門学校又ハ高等学校ヲ卒業シ三年以上職業紹介ニ關スル公務ニ從事シタルモノ

(3) 大学令ニ依ル大学ノ学部ヲ卒業シ学士ト称スル事ヲ得ル者ニシテ二年以上職業紹介ニ關スル公務ニ從事シタルモノ

(4) 奏任文官又ハ同待遇者タリシ者ニシテ一年以上職業紹介ニ關スル公務ニ從事シタルモノ

(5) 判任官又ハ同待遇者トシテ月額八十五円以上ノ俸給ヲ受ケ五ヶ年以上社会事業、職業ノ補導及指導又ハ労働ニ關スル行政其ノ他社会行政ニ從事シタルモノ

(6) 専門学校ニ於テ法律学、政治学、経済学又ハ社会学ヲ修メテ卒業シタル者ニシテ五年以上社会事業、職業ノ補導及指導又ハ労働ニ關スル公務其ノ他社会行政ニ從事シタルモノ

(7) 大学令ニ依ル大学ノ学部ヲ卒業シ、法律学、政治学、経済学又ハ社会学ヲ修メタルモノニシテ三年以上社会事業、職業ノ補導及指導又ハ労働ニ關スル公務其他社会行政ニ從事シタルモノ

(8) 奏任官又ハ同待遇者トシテ二年以上社会事業、職業ノ補導及指導又ハ労働ニ關スル行政其ノ他社会行政ニ從事シタルモノ

備考 (2)(3)(6)及(7)ハ判任官待遇程度ノ地位ニアリタルモノトスルコト(4)及至(8)ハ職業紹介法施行後一年ヲ限り適用ス

〔四一二一七〕 昭和十三年八月二十四日厚生省発職第四九号

物資動員ノ強化ニ依ル失業ノ対策ニ關スル件

今次ノ物資動員ノ強化ニ伴ヒ生ズベキ失業ノ防止救済ニ關シテハ

屢次ノ通牒ニ基キ夫夫御配意中ノコトト存候處今回中央失業対策委員会ニ於テ議決答申ノ次第モ有之政府ニ於テハ之ガ趣旨ヲ実現スル為目下具体的方策ヲ考慮致居候ニ付テハ貴官ニ於テモ不取敢右答申ノ趣旨ニ從ヒ夫夫管内ノ実情ニ応ジ緩急宜シキヲ制シ適宜ノ御措置相成度依命此段及通牒候也

追テ右答申ノ具体的実施細目ハ決定次第何分ノ指示可相成右申添候

〔附〕中央失業対策委員会ニ對スル諸問竝ニ答申（略）

昭和十三年十月五日厚生省発職第五八号
厚生次官ヨリ各地方長官宛

〔四一二一八〕
物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル

件

物資動員ノ強化ニ依リ生ズベキ失業ノ防止及救済ニ關シテハ八月二十四日厚生省発職第四九号、厚生、商工兩次官依命通牒ノ次第モ有之候處今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出シ別紙失業対策施設要綱ニ依リ救済施設ヲ講ズルコトト相成候ニ付テハ失業ノ防止及救済ハ刻下喫緊ノ要務ニシテ之ガ対策ノ実施ハ忽諸ニ附スペカラザル義ニ有之候條追テ通牒可相成本施設ニ關スル実施要綱其ノ他御了知ノ上貴管内ノ実情ニ応ジ適切ナル計画ノ樹立実施方御配意相成度

失業対策施設要綱

- 一、厚生省ニ失業対策部ヲ設置シ失業ノ防止及救済ニ關スル事務ヲ總括掌理セシム
- 二、特ニ必要ト認ムル府県及職業紹介所ニ若干ノ職員ヲ増置シ失業対策ニ關スル事務ニ從事セシム

右ノ内職業紹介ニ要スル経費及第三項（一）職業補導施設ニ要スル経費ノ一部ハ職業紹介法第七條ニ依リ地元負担トス

三、失業対策施設トシテ差当リ左ノ事項ヲ実施ス

（一）職業補導施設（失業対策部所管）

失業者ニシテ年齢其ノ他ノ關係ヨリシテ其ノ儘就職困難ト認メラル求職者ニ對シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシム為ニ職業紹介所ヲシテ予算總額二、二三一、八九六円ノ範囲内ニ於テ大要左ノ職業補導施設ヲ行ハシム

（イ）職業補導新設

補導種目ハ概ネ左ニ依ルベキモ尙地方ノ実状並需要産業ノ狀況ニ応ジ特ニ必要ト認メラル種目ヲ選定実施スルモ差支ナキコト

（ロ）既存設備利用施設

既存ノ工業学校、試験場等中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ對シ機械、電気、木工等ノ簡単ナル技術ヲ補導スルノ外道府県市町村等ノ既存職業補導施設ニ委託補導セシム

補導箇所 道府県ヲ通ジ一七〇ヶ所、一ヶ所一回補導人員五〇人

補導期間 一回三ヶ月

事務補導	機械		製図		補導箇所		補導種目		備考
	B	A	道府県ヲ通ジ二〇	五〇人	一ヶ月半	ノ補導人員	一箇所一回	一箇所五ヶ月間	
簡易軍需作業補助	"	"	道府県ヲ通ジ二〇	五〇人	一ヶ月半	六〇〇〇円	旋盤工、フライス工、熔接工、仕上工等の技術補導	ノ経費概算	備考
訓練施設	二〇	三〇	一五〇	三ヶ月	一二〇〇〇〇	五〇〇〇〇	旋盤工、フライス工、熔接工、仕上工等の技術補導	ノ経費概算	備考
事務補導	"	二〇	五〇	一ヶ月	一一〇〇〇	五〇〇〇〇	旋盤工、フライス工、熔接工、仕上工等の技術補導	ノ経費概算	備考
			五〇	二ヶ月	四六〇〇	四六〇〇	旋盤工、フライス工、熔接工、仕上工等の技術補導	ノ経費概算	備考

経費概算 一ヶ所当五ヶ月間 一、七〇〇円

但シ委託補導ノ場合ハ実施ニ要スル経常費ニ限り委託

費トシテ支出ス

以上ノ経費概算ハ本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間

ノ建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及補導雜費

ヲ含ムモノトス

(一) 授産及内職施設助成(失業対策部所管)

失業者中坐業者、高齢者等他ニ転職シ得ザル者ノ生活保護ノ
為道府県市町村又ハ社会事業団体ヲシテ協同作業場(授産場)
ヲ設ケシメ又ハ之等ノ既存授産場ヲ拡充シテ陸海軍作業厅其
ノ他民間軍需工場、殷賑産業関係工場等ノ下請作業等ヲ為サ
シメ又市町村ヲシテ同一市町村内ニ居住シ同種ノ内職ニ従事
セシメントスル者ノ協同作業組合(内職組合)ヲ作ラシメ右
工場ノ下請品等中家内作業ニ適スルモノヲ選ビ授産ス

右協同作業場新設費、既存授産場拡充費及協同作業組合設置
費ニ対シ予算総額五〇〇、〇〇〇円ノ範囲内ニ於テ左ノ通り

補助ス

(四) 地方改善応急施設(社会局所管)

一、転業奨励施設

イ、転業資金融通

軍需産業ノ下請其ノ他殷賑産業等へ転業セントスル業者
(労務転職者ヲ除ク)ニシテ小資ノ転業資金ヲ必要トス
ル者ニ対シ一世帯平均七〇円予算総額一四〇、〇〇〇円

ノ範囲内ニ於テ府県融和団体ヲシテ資金ノ融通ヲナサシ
メントス

ロ、就職支度金給与

転職者ノ就職ニ際シ特ニ支度金ノ給与ヲ必要トスル者ニ
対シ其ノ就職ヲ容易ナラシメンガ為ニ一人平均一〇円予
算総額六〇、〇〇〇円ノ範囲内ニ於テ就職支度金ヲ給与
ス

二、協同施設

軍需品、民需品ノ受注等ニ関シ其ノ配給ノ円滑公平ヲ期ス
ルト共ニ材料及製品ノ共同処理ヲ為サシムル為之ガ組合ヲ
結成セシムル等ノ共同施設ヲナサンムルモノトシ之ニ要ス
ル経費ニ対シ一施設平均三〇〇円予算総額六六、〇〇〇円
ノ範囲内ニ於テ補助ス

三、失業者応急救済施設

年齢、体格其ノ他ノ事情ニ依リ殷賑産業等ニ就職不可能ニ
シテ生活困難ナル者ニ対シ地方公共団体ノ行フ簡易ナル土
木工事等ニ就労セシメ之ガ生活費ヲ得セシムル為之ニ要ス
ル経費ニ対シ労力費一人一日平均一円予算総額三八〇、〇
〇〇円ノ範囲内ニ於テ補助ス

四、指導諸費用

イ、職業補導予備訓練費

軍需産業其ノ他殷賑産業ヘノ就職ヲ容易ナラシムル為職
業補導施設入所前ニ於テ一回六〇人二〇〇円、予算総額

一〇、〇〇〇円ノ範囲内ニ於テ精神的訓練ヲ主トスル短
期日ノ予備訓練ヲナサントス

ロ、指導費

地方改善応急施設費補助事業ノ実施ニ当リ地区民ニ時局
ニ対スル認識ヲ十分徹底セシメ自覺更生ノ気運ヲ振起セ
シムルト共ニ本事業ノ遂行ヲ円滑ナラシムル為府県事務
費(府県職員旅費、庁費、協議会費、講演会費等)ニ対
シ予算総額二二、八〇〇円ノ範囲内ニ於テ補助スルモノ
トス

(五)預金部資金融通(失業対策部所管)

一、遠隔地就職者保護資金 四〇〇、〇〇〇円

物資動員ニ依ル失業者中就職ノ為移動ヲ要スル者ニ対シ必
要ニ応ジ一人当二拾円以内ノ旅費支度金ヲ貸付ク

二、賃銀繰替資金 一、六〇〇、〇〇〇円

協同作業場及内職組合ニ於ケル軍需産業方面ノ下請作業ノ
賃銀ヲ必要ニ応ジ其ノ經營主体ニ於テ繰替日払スルコトト
シ之ニ要スル資金ヲ貸付ク

三、生業資金 四、〇〇〇、〇〇〇円

職業補導施設ニ依リ補導ヲ受ケタル結果又ハ從来ノ経験ニ
依リ新ニ小資ノ生業ヲ為サント欲スル者ノ内資金難ニ在ル
者ニ対シ原材料簡単ナル用具等ノ購入資金トシテ一人当五
百円以内ヲ貸付ク

物資動員ノ強化ニ依リ生ズベキ失業ノ防止及救済施設ニ関シテハ十
件

月五日厚生省発職第五八号ヲ以テ通牒ノ通り現下ノ情勢ニ鑑ミ政府
ハ特ニ第二予備金ヨリ経費ヲ支出シ之ガ各般ノ救済施設ヲ講ジ以テ
失業対策ノ万全ヲ期スルコト相成候ニ付テハ別紙要綱御了知ノ上
速ニ貴管下ニ於ケル失業状況ニ即応シタル有効適切ナル計画ヲ樹立
シ夫々協議又ハ国庫補助申請書提出相成様致度此段及通牒候也

追而失業対策施設費算出書（本年十月ヨリ翌年二月ニ至ル五ヶ月
間所要経費）添附候條本件実施計画樹立参考ニ資セラレ度

尙融和事業対策地区多キ府県ニ在リテハ社会局長通牒ノ趣旨ニ鑑
ミ特ニ關係方面ト密接ナル連絡ノ下ニ実施計画ノ樹立相成度為念

職業補導施設実施要綱

一、支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者中就職困難ト認メラル、者
ニ対シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補
ヒ就職ヲ容易ナラシムル為行フ職業補導ハ本要綱ニ依ルコト

二、職業補導施設ノ種目並ニ内容ハ概要別表ニ依ルベキモ尙地方ノ
実状並ニ需要産業ノ状況等ニ応ジ特ニ必要且有効ト認メラル、種
目ヲ選定実施シ得ルコト

事務補導	機械	補導種目			補導箇所	一箇所一回ノ人員	一回ノ補導期間	ノ一箇所概算五ヶ月間	備考
		B	A	図					
	道府 通 ジ 三 〇 箇所	二〇	三〇	一五〇	五〇人	一ヶ月半	七〇〇〇円		
二〇	五〇	五〇	五〇	一五〇	五〇人	一ヶ月半	七〇〇〇円		
二月	一月	三月	三月	一二〇〇〇	五〇〇〇〇	一ヶ月半	七〇〇〇円		
四六〇〇	一一〇〇〇	旋盤工、 フライス工、 熔接工、 仕上工等 ノ技術補導	補導所ニ 収容起居セ シメ手仕上 工ノ如キ簡 単ナル技 術						
補導写	補導所ニ 収容起居セ シメ手仕上 工ノ如キ簡 単ナル技 術	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務	タイ ブライ チング、 珠算、 簿記等書記的 事務

（注意）本経費概算ハ本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間ノ建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及補導雜費ヲ含ムモノトス

三、職業補導施設ノ実施ニ当リテハ職業紹介所ニ登録セル物資動員
ニ依ル失業者中ヨリ其ノ補導資格ニ付調査銘衡シ適格者ヲ選定ス

ルコト

四、職業補導施設ノ実施ニ当リテハ特ニ被補導者ノ精神的指導ニ留
意シ其ノ施設方法等ヲシテ最モ実効ヲ收ムル様努ムルコト別表中
簡易軍需作業並ニ訓練施設ニ於テハ被補導者ヲ成ルベク一定ノ屋
舎ニ收容起居セシムル等ノ方法ニ依リ單ニ作業技術ヲ補導スルノ
ミナラズ心身ノ訓練ヲ行フヲ主眼トスルヲ以テ被補導者ノ精神ノ
鍛練、勤労ノ訓練、情操ノ涵養等ニ特ニ留意スルコト

五、職業補導施設ハ職業紹介所自ラ行フヲ原則トスルモ道府県、市
町村等ノ職業補導施設ニ委託補導セシメ得ルコト委託補導ニシテ
既存設備利用ノ場合ハ実施ニ要スル経常費ニ限り委託費トシテ支
出シ得ルコト尙新ニ施設セル設備ヲ利用スル場合ハ右ノ外設備費
ニ付テモ其ノ二分ノ一以内ニ於テ委託費トシテ支出シ得ルコト

六、職業補導施設ノ実施ニ関シテハ別紙様式ニ依ル職業補導施設予

定計画書ニ施設予定計画説明書及所要経費明細書ヲ添付シ予メ地

方長官ヨリ失業対策部長ニ協議スルコト

(イ) 職業補導新設

既存設備利用施設		補導種目	補導箇所	一箇所一回	一回ノ補導時間	一ヶ所五ヶ月間	備考	
機械工等	道府県ヲ通ジ 一七〇箇所	五〇人	三月	二、七〇〇円	既存ノ工業学校試験場等ノ中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノ ヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ対シ機械電気木工等ノ簡単ナル技術ヲ補導スルノ外道府県市町村等ノ既存職業補導施設ニ 委託補導セシム	ノ補導人員	期間	ノ経費概算
機械工等	道府県ヲ通ジ 一七〇箇所	五〇人	三月	二、七〇〇円	既存ノ工業学校試験場等ノ中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノ ヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ対シ機械電気木工等ノ簡単ナル技術ヲ補導スルノ外道府県市町村等ノ既存職業補導施設ニ 委託補導セシム	ノ補導人員	一箇所一回	ノ補導箇所
機械工等	道府県ヲ通ジ 一七〇箇所	五〇人	三月	二、七〇〇円	既存ノ工業学校試験場等ノ中利用シ得ベキ設備ヲ有スルモノ ヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ対シ機械電気木工等ノ簡単ナル技術ヲ補導スルノ外道府県市町村等ノ既存職業補導施設ニ 委託補導セシム	ノ補導人員	一箇所一回	補導種目

樣(二)(一) (注意)
式道本經

本經費ノ概算ハ、本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及補道府県、市町村等ノ既存職業補導施設ニ委託補導ノ場合ハ、実施ニ要スル経常費ニ限り委託費トシテ支出ス

本經道式

経費ノ概算ハ本年十月ヨリ十四年二月ニ至ル五ヶ月間建物借上費、設備費、材料消耗品費、事務費及
府県、市町村等ノ既存職業補導施設ニ委託補導ノ場合ハ実施ニ要スル経常費ニ限り委託費トシテ支出

職業補導施設予定計画書

備考

- 一、職業補導施設予定計画説明書ハ各施設毎ニ別紙ニ其ノ地方ニ於ケル失業状況施設ノ必要ナル理由、建物設備其ノ他施設実施ニ必要ナル事項等詳細記載スルコト

授産施設補助要綱

賃銀ノ支給方法ニ付テハ必要ニ応ジ繰替払ヲ為スコト之ニ要
スル資金トシテハ預金部資金融通ノ途アルコト（別途通牒）

（付）被授産者ニ対シテハ地方ノ実情、被授産者ノ生活状態ヲ考慮

シテ必要ニ応ジ食費、交通費ヲ補給スルコト

- 一、支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者中就職困難ト認メラル者
ノ生活保護ノ為之等ノ者ニ対シ一定ノ場所ニ於テ簡易ナル技術ヲ
授ケ作業ニ從事セシムル授産施設ハ本要綱ニ依ルコト
- 二、道府県、市及失業状況特ニ深刻ト認メラル町村其ノ他社会事
業団体ハ前項ニ依ル施設トシテ左ノ各項ニ依リ協同作業場（授産
場）ヲ設置スルコト

- （イ）場屋ハ新築ヲ避ケ借家等ノ方法ニ依ルコト

- （ロ）被授産人員ハ大体一箇所當五〇人程度トスルコト

被授産者ハ物資動員ニ依ル失業者トシテ職業紹介所ニ登録セ
ラレタル者ニシテ協同作業場ニ入場セシムルヲ適當トスル者

ノ中生活困窮ノ程度ニ応ジ順次入场セシムルコト

事業施行主体ハ陸海軍作業庁、軍需工場其ノ他ノ産業ヨリ失
業者ノ授産ニ適スト認メラル簡易ナル作業ノ注文品ヲ受ケ

下請工場トシテ協同作業場ニ於テ授産ヲ為スコト

作業ノ開始ニ當リテハ発註者ト聯絡シテ簡単ナル講習会ヲ開
催スル等ノ方法ヲ講ジ一定標準ノ技術ヲ与フルコト

作業技術ノ指導、材料ノ配給、製品ノ検査、取纏及納入、其
ノ他賃銀ノ支払等ノ事務ニ從事セシムル為適當ナル職員ヲ置
キ遺漏ナカラシムルコト

様式

授産施設補助事業予定書

・ 經 営 主 体	事 業 施 行 地	事 業 名	事 業 費	同 上	内 訳	事 業 開 始	備 考
国 庫 補 助	何 タ	事 業 費	同 上	内 訳	事 業 開 始	備 考	道 府 県
何 タ	年 月 日	事 業 費	同 上	内 訳	事 業 開 始	備 考	道 府 県

備考

一、道府県ニ於テ直接事業ヲ經營スルモノニアリテハ各別表ニ取纏メ作製スルコト

二、施設計画説明書ハ各施設毎ニ別紙ニ其ノ地方ニ於ケル失業状況竝施設ノ必要ナル事項等ヲ詳細記載スルコト

協同作業組合補助要綱

ヲ為サシムルコト

一、支那事麥特ニ物資動員ニ依ル失業者中就職困難ト認メラル者ノ生活保護ノ為之等失業者ヲシテ組織セシムル内職施設ハ本要綱ニ依ルコト

繰替払ニ付テハ預金部資金融通ノ途アルコト
七、本施設経費ニ対スル国庫補助金ハ道府県予算
テ計上スル補助額ノ全額ナルコト

二、市町村ハ当該市町村内ニ居住シ同種ノ内職ニ從事セントスル希望者大体五〇人ヲ単位トスル組合ヲ組織スルコト

三、道府県、市町村ハ陸海軍作業庁、軍需工場、其ノ他内職ニ適ス
ル作業ヲ有スル工場等ニ付シ柱文ノ開石ヲ烏スコト

四、市町村ハ発註者ト協力シ講習会ヲ開催シ又ハ巡回技術指導班ヲ

組織シ技術ノ指導並作業上ノ相談ヲ為スコト

其ノ他材料ノ配給、製品ノ検査、取纏及納入其ノ他賃銀ノ支払

等ノ事務ニ從事セシムル為専任ノ職員ヲ置クニト
五、機械器具等ノ作業用具ハ必要ニ応ジ購入シ之ヲ組合員ニ貸付ス
ル等ノ方法ヲ講ズルコト

六、道府県ハ組合員ニ対シ個々ノ取引ヲ禁ジ統制的ノ取引ヲ為サシ
メ賃銀ニ付テモ可成之ヲ一定ニシ必要ニ応ジ市町村ヲシテ繰替払

様式

協同作業組合補助事業予定書

道府県

経営主体	設置組	同上内訳		事業種別	経費	同上負担内訳	年月日	備考
		何々	何々					
		何々	何々					

備考
載スルコト

一、事業計画説明書ハ経営主体毎ニ別紙ニ其ノ地方ニ於ケル失業状況施設ノ必要ナル理由事業実施方法組合員数其ノ他必要ナル事項ヲ詳細記

失業対策施設費

一、職業補導施設費 二、二三一、八九六円

一、職業補導新設費 一、九三一、七四〇円

失業ノ男女ニ対シ其ノ前職ニ応ジ左記各項ノ通り

(三)(二)(一) 製圖 機械 技術補導

簡単ナル軍需作業ノ技術補導及訓練施設

事務補導、謄写、珠算、タイプライチング、簿記等

木、設備費等

第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

円

製圖板、製圖台
製圖用具三〇〇
三〇〇

三〇 円 計

ト、補導雜費	二〇ヶ所分	八三〇、九二〇円
ト、事務費	一人当月一五円年	一八〇円
ト、定員及期間	五〇人(一ヶ所)分	九、〇〇〇円
ト、救済人員	二〇ヶ所分	一八、〇〇〇円
ト、建物借上費	此ノ五月分	七五、〇〇〇円
ト、設備費	一人一日	円一五
ト、設置箇所	一ヶ所五〇人	七円五〇
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	三六五日分	二、七三五円五〇
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	二〇ヶ所分	五四、七五〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	此ノ五月分	二三、八一二円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	指導員五人分費用其ノ他雜費一ヶ所	五、〇〇〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	二〇ヶ所分	一〇〇、〇〇〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	此ノ五月分	四一、六六六円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	三〇ヶ所分	三三四、二一八円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	此ノ五月分	一二六、〇〇〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	五二、五〇〇円	五、〇〇〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	一五円	一五円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	一円	一〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	五円	六円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	一五円	二円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	タガネ	五、七五〇円
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	ゲージ類	一ヶ所
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	萬力	片手ハムマー
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	各鍼	萬力
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	罐	タガネ
ト、簡易軍需作業補導並訓練施設	人	五、七五〇円
(3)		

(二)

職員工具一式	一〇円
定盤(三〇〇円五人ニ一台)	六〇円
其他(フトン等)	六円
(一人当計)	一一五円
三〇ヶ所分	一七二、五〇〇円
一人当月五円年	六〇円
五〇人分(一ヶ所)	三、〇〇〇円
三〇ヶ所分	九〇、〇〇〇円
此ノ五月分	三七、五〇〇円
ト、食費	円一五
救済人員一人一日	一ヶ所一日七円五〇銭(五〇人分)年
三〇ヶ所分	二、七三七円五〇
此ノ五月分	八二、一二五円
チ、事務費	三四、二一八円
指導員三人分費用其ノ他雜費一ヶ所	三、〇〇〇円
三〇ヶ所分	九〇、〇〇〇円
此ノ五月分	三七、五〇〇円
事務補導	九三、二一二円
賄写、珠算、タイプライティング簿記等	九〇、〇〇〇円
1、設置箇所	二〇ヶ所
口、定員及期間	一ヶ所五〇人二ヶ月間年六回
ハ、救済人員	一ヶ所年三〇〇人二〇ヶ所分六、〇〇〇人
ニ、建物借上費	一ヶ所月一二〇円年
此ノ五月分	二〇ヶ所分
二八、八〇〇円	二二、〇〇〇円

木、設、備、費	タイプライター三五〇円	三台	一、〇五〇円
膳写印刷機	五〇円	一	五〇円
鐵板	一〇円	二〇個	二〇〇円
筆	〇円一三	二〇本	二四六〇
算盤	二円五〇	一〇個	二五円
簿記	一〇円	一〇本	二五円
棒	二円五〇	一〇本	二五円
黑板	三〇円	二個	六〇円
教科書其ノ他	七円四〇	七円四〇	七円四〇
此ノ二〇ヶ所分		二八、四〇〇円	
ヘ、材料消耗品費	一人月一円年	一二円	
五〇人分(一ヶ所)		六〇〇円	
二〇ヶ所分		一二、〇〇〇円	
ト、補導雜費	一人一日	七円五〇円	
此ノ五月分	一ヶ所五〇人一日	二、七三七円五〇	
三六五日分		五四、七五〇円	
二〇ヶ所分		二二、八一二円	
此ノ五月分	指導員三人分費用及雜費一ヶ所三、	〇〇〇円	
二〇ヶ所分	二〇ヶ所分	六〇、〇〇〇円	
此ノ五月分	既存設備(学校試験場)利用施設費	二五、〇〇〇円	
チ、事務費	三〇〇、一五六円	六〇、〇〇〇円	
目的	既設ノ工業学校試験場中利用シ得ベキ設備ヲ有ス	六〇、〇〇〇円	
電気、木工等ノ簡単ナル技術者ヲ補導ス	ルモノヲ選ビ夜間又ハ放課後失業者ニ対シ機械、	六〇、〇〇〇円	
既存設備(学校試験場)利用施設費	三〇〇、一五六円	六〇、〇〇〇円	
目		六〇、〇〇〇円	

職業補導新設費		設備費内訳		旋盤工七五〇人	
No.	機械名	員数	単価	仕上工	四〇人
0	技術補導(2)機械A	熔接工二〇人	フライス工一五人	旋盤工一五〇人	七五〇人
1	旋盤(英式四呪)	三八台	九〇〇円	三四二〇〇円	七五〇人
2	" (" 六呪)	一台	一、五〇〇	一、五〇〇	七五〇人
3	立箱	二〇台	五〇	一〇〇〇	七五〇人
4	萬力	六〇			七五〇人
5	八台				七五〇人
6	三〇〇〇				七五〇人
7	二四〇〇〇				七五〇人

協同作業場新設費
既存授産場拡充費
協同作業組合設置費

一ヶ所五〇人	一日	七円五〇
三六五日分		
一七〇ヶ所分		
此ノ五月分		
四六五、三七五円	二、七三七円五〇	
一九三、九〇六円		

(五) 施設費 指導員一人分費用及其ノ他雜費一ヶ所
一七〇ヶ所分 二五五、〇〇〇円

(四)(三) 定員及期間
（甲種工業一〇四、乙種工業三三試驗場三三）
救濟（補導）人員 一ヶ所年二〇〇人
一七〇ヶ所 三四、〇〇〇人

電 气 熔 接 具	10 台	4000	4000
ブレーナ (平削盤) 六呪	一台	四、五〇〇	四、五〇〇
シエーパー (型削盤) 二〇時	一台	二、五〇〇	二、五〇〇
ボールバン (鑽孔盤) 二〇時	二台	七〇〇	一、四〇〇
ユニバー・サルグラインダー (研磨盤)	一台	五〇〇〇	五〇〇〇
トウルグラインダー	二台	七〇〇	一、四〇〇
タ レ ッ ツ ト 四 呪	一台	九〇〇	九〇〇
ミイリング用カツター	三〇 台	一一〇	三、六〇〇
バ チ ャ ツ イ	四〇〇 本	三	一、二〇〇
ペ ル	五四台	九〇	四五〇
モータ (二〇馬力)	一台分二五	一、五〇〇	一、三五〇
マイクロメーター	八個	四〇〇	四〇〇
コ ン パ ス	三〇〇 本	二〇	五〇〇
パ ギ	二五個	五〇	四五〇
ノ	ス	一	三〇〇
マ イ ク ロ メ ー タ ー	八個	四〇〇	四〇〇
定 規 (スクエア)	一一個	二	二四〇
物 指	一二〇 本	二	三三〇
罐	二〇〇 本	一〇	一八〇
各 種 ゲ ー ジ	一五個	四〇〇	四〇〇
手 锯	三個	三〇〇	三〇〇
タ ガ	一	七五	七五
定 盤	八〇 本	三五個	三五個
付 費	二 台	三〇〇	二
諸 費	盤 盤	三〇〇	一
取 定	タ ハ	六〇〇	一六〇
付 費	諸 費	四、三二〇	二五

事業課長宛御送付相成度

(第一号)

要斡旋機械需要數調

道府県名

実施職業紹介所名	機械名	台数	予定金額

職業紹介所名	道府県名

(第二号)

職業補導施設ニ使用スル鐵鋼材等需要數量調
(自一三、一一月分)至一二月分)

種類	定尺	短尺	計
一、鉄	延	延	延
(一)普通			
大形鋼材			
型棒			
軌條及継目板			
矢タイブレート			
中形鋼材			
棒鋼			

型	軌條及継目板	小形鋼材	棒	鋼	板	板	板	板	板	板	板	板	線	筒	外	帶	計	(二)銑	(三)鑄鐵	(四)屑	二、銅	電線原料	伸銅用銅亜鉛	三、鉛	四、亜鉛

五、錫	
六、アンチモン	
七、其他	

備考

- (1) 作業ニ差支無キ限り成ル可ク短尺物、屑鉄ヲ使用スルコト
 (2) 数量明記シ難キモノニ付テハ金額ヲ記入スルコト
 (3) 本表ハ職業紹介所別ニ作成スルコト

昭和十三年十一月二十二日失発第三八号

厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

〔四一二一一二〕 支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職

業補導施設ニ関スル件

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関シテハ十月七日失発第五号ヲ以テ及通牒置候処右ノ内職業補導施設ニ関シテハ左記事項御留意ノ上実施上遺憾無キヲ期セラレ度

記

第一（第二）ノ代リニ概括的地名（例ヘバ本所、千島橋等）ヲ用フルモ差支ナキコト
 二、職業補導施設ニ於ケル指導員、講師、助手、事務員等ノ命免、委嘱解囑ハ職業紹介所長ノ内申ニ依リ地方長官ニ於テ之ヲ命免スルト但シ傭人ニ準ズル者ニ付テハ職業紹介所長ニ於テ之ヲ命免スルコト右人選ニ付テハ事業ノ性質ニ留意シ特ニ適材ヲ得ルニ努ムルコト

三、地方長官ハ職業紹介所長ヲシテ職業補導ニ関スル規定ヲ定メシムルコト右規定ハ予メ地方長官ノ承認ヲ得シムルコト

地方長官右規定ノ承認ヲ為シタルトキハ其ノ写一通ヲ添付シ直ニ厚生省失業対策部長ニ報告スルコト

四、地方長官ハ職業紹介所長ヲシテ職業補導所ノ職業補導日課表ヲ作成セシメ之ヲ地方長官ニ報告セシムルコト

五、職業補導施設ノ補導雜費ハ被補導者ノ食費又ハ交通費ニ充当スペキモノナルコト但シ国費配当予算中ヨリ支出シ得ルハ必要ニ応ジ一日一人当十五銭ノ範囲内ニ限ラレ右範囲ヲ超過スル分ハ府県費等ヲ以テ之ヲ補充スル等適宜ノ措置ヲ講ズルコト

六、職業補導施設ノ事業内容（補導種目、期間、人員等）ヲ著シク変更セントスル場合ハ予メ厚生省失業対策部長ニ協議スルコト

七、地方長官ハ事業施行ニ關シ左記ニ依リ厚生省失業対策部長ニ報告又ハ協議スルコト

（イ）開所又ハ開始報告（別紙第一号様式）ニ依リ開所（開始）後十日以内

（ロ）各回修了報告（別紙第二号様式ニ依リ修了後十日以内）

（ハ）閉所協議（委託廃止ヲ含ム、別紙第三号様式ニ依リ予メ協議スルコト）

同一職業紹介所ニ二ヶ所以上ノ同種類職業補導所ノアルトキハ何々職業紹介所第一（第二）何々補導所等ノ名称ヲ用フルコト但シ

何々職業紹介所職業補導訓練所（簡易軍需作業並訓練施設ノ場合）

何々職業紹介所製団工補導所

何々職業紹介所機械工補導所

第一号及第二号様式ハ昭和十五年六月二十五日丙職発第三号

職業補導施設ノ補導開始又ハ修了報告ニ関スル件通牒ニヨリ

改正セラレタルニ付略

(第三号様式)

閉所協議

- 一、閉所セントスル職業補導所名
- 二、閉所セントスル理由
- 三、閉所予定年月日
- 四、設備等ノ措置

中薄ブライ
美装鋼板
板材
钢管
帶銅板
銅板

廷廷廷廷廷廷廷
廷廷廷廷廷廷廷

昭和十四年一月二十八日失発第二三号
厚生省失業対策部長ヨリ地方長官宛

(四一二一四)

職業補導施設ニ使用スル鐵鋼割当ニ關スル件

ニ關スル件

標記施設ニ使用スル消費材料第二期(四、五、六月)分別表(一)、

(二)ニ依リ御取調ノ上二月二十日迄ニ到着スル様御提出相成度尙資調整局ヨリ割当有之候條貴府(県)分ニテハ左記数量ニ限り厚生省割当範囲ナル旨ノ別紙様式ニ依ル鐵鋼割当証明書至急御発行相成度

追而右証明書發行ニ當リテハ貴府(県)割当ノ量ヲ超過セザル様

追而右証明書發行ニ當リテハ貴府(県)割当ノ量ヲ超過セザル様
特ニ御留意相煩度
尙非鐵金屬ノ割当ニ付テハ追テ通知可致ニ付御諒知相成度

別表(三)、(四)ニ付テモ指定ノ期日迄ニ御提出相成様致度
追而鐵鋼材ニ付テハ裏ニ要求相成候府県ニ對シテハ三月迄ノ分近
日中ニ割当通知可致候モ其後追加施設等ノ為右要求以外ニ三月迄
ニ必要ナル向ニ對シテハ能フ限り便宜配給ノ手配可致候ニ付二月
六日迄ニ別表(一)ニ依リ要求相成度

(一) 鉄鋼材等需要数量調

(昭和年期分)

道府県

厚小中大形鋼材
板材

記

種	
目	
定尺物	
短尺物	
計	
用途	

												(一) 普通圧延	
												大形鋼材	棒
												軌條及継目板	矢型
												タイプレート	
外輪	帶鋼	筒管	線材	美装鋼板	ユニバーサル鋼板	ブリキ	薄板	中板	厚板	鋼板	継目板	小型鋼材	軌條及継目板
													圧
													圧
													圧

白色減磨合金	黄銅(真鍮)	青銅(砲金ヲ含ム)	錫	亜鉛	鉛	銅	種別	(二) 非鉄金属需要数量調		(昭和年期分)	…道府県	備考	
								重量	合金ノ配合割合			(1) 本表ハ第一期(自一月分)第二期(自四月分)第三期(自七月分)第四期(自十月分)ニ分チ第一期ハ十一月二十日、第二期ハ二月二十日、第三期ハ五月二十日、第四期ハ八月二十日迄ニ失業対策部長宛提出要求スルコト	(2) 表中用途欄ハ簡単ニ記入スルコト

(四)屑	(三)鋳鐵	(二)銑管	計

(3) 証明数量欄ニハ前期越高及今期割当額ノ合計ニ對シ今期ニ於

テ 証明書ヲ 発行シタル 総数量ヲ 記載スルコト

受入数量欄ニハ前期発行ノ証明書ニ依ル購入数量及本期割当ノ証明書ニ依ル購入数量ヲ合計記載スルコト

購入手続終了シ現品未納入ノモノニ付テハ購入済トシテ受入
数量ニ合メルコト

〔四一二一五〕

職業補導所入所希望者ノ銓衡ニ関スル件

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導所ニ付テハ日下夫々開所又ハ取急ギ開所準備中ノコトト存候処右入所希望者ノ銓衡ニ付テハ本施設設置ノ趣旨ニ鑑ミ学歴、年齢ノ如何ヲ問ハズ転職上補導ヲ必要トスル者ハ能フ限り之ヲ入所セシムル様特ニ御留意相成度申進候

昭和十四年二月六日失発第二八号

〔四一一一六〕 厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

職業補導所入所者ノ職業補導ニ関スル件

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導ニ付テハ本施設設置ノ趣旨ニ鑑ミ銳意御配慮中ノコトト存候処特ニ機械工等ノ補導ヲ実施スルニ際シテハ人所者ニ対シ能フ限り入所当初ニ於テ附近ニ在ル工場等ノ作業現場ヲ見学セシメ将来就職セントスル業務ニ対スル予備的知識又ハ作業ニ対スル理解ヲ深ムル等ノ方法ヲ講ジ且ツ

備考

(1) 本表ハ各期終了後十日以内ニ到着スル様失業対策部長宛提出

スルコト

表中前期越高欄ハ前期ニ於テ割当ラレタル数量中ノ証明書未発行数量ヲ記入スルコト

(2)

入所者ノ希望其ノ他ヲ斟酌シ旋盤仕上等ノ補導科目ノ選定ヲ適正ナラシムル様特ニ御配意相成度

追テ右機械工等ノ補導ニ付テハ補導末期ニ於テ附近ノ工場等ニ依頼シ実地ニ付作業ノ実習ヲ行フハ差支無之候條為念申添候

〔四一二一一七〕 厚生省失業対策部長ヨリ地方長官宛

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設経費ニ關スル件

昭和十四年二月十三日失業第三二号

〔四一二一一七〕

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設経費ニ關スル件

標記施設ニ関シテハ夫々実施中ノコト、存候處本年二月末日迄ノ既配賦予算経理見込状況並ニ本年三月分所要経費見込額等承知致度候條左記様式ニ依リ二月二十三日迄ニ御回報相成度

記

昭和十三年度臨時失業対策諸費中職業補導施設費経理状況調

何々職業紹介所何々補導所分（直當ノ別）
（委託ノ別）

一、經理状況
月 日 現在

補導雜費	事務費	材料消耗品費	設備費	建物借上費	区分		配賦額	現在支出額
					予算額	済額		
					昭和年二月十三日迄ノ支 出見込額	昭和年二月十三日迄ノ支 出見込額		
					見込額	見所要経費分		
					備考	見込額		

記載注意	計

二、土地建物ノ借上又ハ利用状況
(イ) 土地建物ノ所有者

(ロ) 一ヶ月ノ借地料竝借家料（借地料ハ坪当単価ヲ明記スルコト）

ト

(ハ) 借地竝建物ノ平面略図（借地何坪、何々葺何階何坪、各室別ノ作業場名等ヲ図中ニ明記スルコト）

三、設備状況
(イ) 設備（購入済ノモノ）

種別	新古ノ別	員数	単価	金額	備考
旋盤（英式四呪）					
取付諸費					
計					

記載注意

(1) 種別ハ旋盤（英式四呪）立萬力等各種機械工具別並ニ取付諸費ニ付記載スルコト

(2) 委託職業補導ノ場合職業紹介所ニ於テ新ニ設備シ使用セシムルモノト受託者ニ於テ新ニ施設セル設備アルトキハ之ヲ明カニ区別シ記入スルコト

(3) 備考ニハ購入先其ノ他ニ付記載スルコト

(ロ) 目下購入手続中のもの又は購入予定ノ設備
(様式ハ前述(イ)ニ依ルコト)

(八) 既存設備中主タル使用設備（種別、数量別）

「注意」一、二、三ノ各項ハ一施設毎ニ夫々該当事項ヲ調査記入スルコト

ルコト

(八) 錫

昭和十四年二月十七日失発第二〇号

厚生省失業対策部長ヨリ地方長官宛
〔四一二一一八〕 職業補導施設ニ使用スル銅其他非鉄金属割当ニ

関スル件

標記材料一月ヨリ三月迄ノ分別表ノ通り割当候條左記ニ依り購入方

至急手配相成度

追而消費後ニ於テハ昭和十四年一月二十八日失発第二三号ニヨル
受払報告相成様致度

記

一、日本銅統制組合、鉛亜鉛アンチモン統制組合、錫統制組合ニ於
テハ佐渡島商店（大阪市南区安堂寺橋通二ノ一四）ヲ配給取扱店
ニ指定シ別紙割当量同店ニ通知スルヲ以テ契約ハ貴府県ニ於テ同
店ト為シ代金ハ現品納入後迅速ニ支払ヒ得ル様取計フコト

二、代価（日本銅統制組合ヨリ通知アリタルモノ）

(イ) 電気銅

日本銅統制組合ハ二月渡電気銅壳値百匁ニ付金百七円也ヲ以

テ佐渡島商店ヘ引渡ス

右商店ヨリ規定ノ場所ニ持込ム可キ各府県トノ契約代金ハ右
壳値ニ右組合規定ノ問屋扱手数料（百匁ニ付金十円也）ト持
込実費ヲ加算セルモノナリ

(ロ) 鉛、亜鉛

鉛、亜鉛、アンチモン統制組合二月渡鉛壳値百匁ニ付金三十
六円也蒸留亜鉛壳値百匁ニ付四十七円也（以上問屋手数料ヲ
含ム）佐渡島商店ニ於ケル採算ハ前記ト同様ナル計算ニ拠ル
（ニ）故真鑑ニ付テハ追テ通知ス

算セルモノトス

非鉄金属割当数量（自一月分）

計	使用職業紹介所名	銅	鉛	亜鉛	錫	故真鑑
		匁	匁	匁	匁	匁

昭和十四年二月十七日失発第三九号

〔四一二一一九〕 厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ノ内道府県、

市町村等ノ施設又ハ学校ニ委託シ職業補導ヲ実施スルモノニ付テハ
左記ニ依リ御取扱相成度

追テ職業紹介所ニ於テ直営スル職業補導ニ於テモ左記三ノ（一）
ニ準ジ御取扱相成度申添候

- 一、委託ニ依リ職業補導ヲ行フ場合ニ於テハ職業紹介所長ハ予メ委託條項ヲ具シ所轄地方長官ノ承認ヲ受ケ受託者ヨリ委託條項ニ付テ請書ヲ徵スルコト
- 二、職業紹介所長前項ノ請書ヲ徵シタルトキハ其ノ写ヲ添付シ所轄地方長官ニ報告スルコト
- 三、委託條項ハ概ね左ノ事項ニ付之ヲ定ムルコト
- (一) 補導ノ種類及補導科目別予定人員
 - (二) 補導場所
 - (三) 一回ノ補導期間及補導時間
 - (四) 補導日課表
 - (五) 指導員、講師、助手、其ノ他事務員等ノ員数及其ノ給与、報酬又ハ謝礼
- 受託者ニ於テ右指導員、講師、助手、事務員等ヲ命免又ハ委嘱、解嘱シタルトキハ其ノ都度之ヲ職業紹介所長ニ通知スルコト
- (六) 既存設備ノ利用範囲及主タル使用備品(受託者ノ既存備品ト職業紹介所ニ於テ新ニ設備シ使用セシムル備品トヲ明カニ区分スルコト)
- (七) 職業補導ニ要スル経費ノ概算
- (八) 被補導者ノ入所又ハ退所ニ関スル事項ハ總テ職業紹介所長ノ決スル所ニ依ルコト
- (九) 受託者其ノ委託ニ係ル補導ヲ了シタルトキハ其ノ都度補導実施表、被補導者出席一覧表及各人別補導成績表ヲ職業紹介所長ニ提出スルコト
- (一〇) 補導修了者又ハ補導ヲ中退スル者ノ就職斡旋ニ付テハ職業紹介所ニ於テ之ヲ取扱フモノナルコト

(一) 補導ニ伴ヒ生ジタル不用品ハ各回ノ補導修了後又ハ年度終了後(委託補導ヲ解除シタル場合ハ其ノ解除後)速ニ品目数量ニ付明細書ヲ作製シ現品ト共ニ受託者ヨリ地方長官ニ引継グコト

前項ノ不用品ノ処分ハ地方長官ニ於テ之ヲ為シ其ノ収入ハ國ノ歳入トシテ相当科目ニ受ケ入ルルコト

- (二) 受託者ニ於テ新ニ施設セル設備ニ対シ二分ノ一以内ニ於テ支出スル委託費ハ之ヲ施設助成金トシテ交付スルコト但シ受託者ニ於テ委託條項ヲ遵守セザルトキハ施設助成金ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル施設助成金ト雖モ其ノ全部又ハ一部ニ付返還ヲ命ズルコトアルベキ旨ノ條件ヲ附スルコト
- (三) 委託補導ニ要シタル経費ハ受託者ニ於テ支払ヒタル場合ハ之ガ根拠ヲ明ニシタル明細書ヲ添付シ請求セシメ之ニ支払フコト
- (四) 委託補導ノ廃止時期ニ關シテハ職業紹介所長ノ指示スル所ニ依ルコト
- (五) 其ノ他委託補導ニ關シ必要ナル事項

昭和十四年二月二十三日失発第三二号ノ内

厚生省失業対策部長ヨリ各府県知事宛

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設経費ニ關スル件

本月十三日失発第三二号標記ノ件三月分所要経費配賦ノ都合上至急必要有之候ニ付同通牒中第一表経理状況ノミニ付テハ速達ヲ以テ報

告相成度尙二表ノ土地建物ノ借上又ハ利用状況三表ノ設備状況ニ付テモ可及的速ニ回報相成度

昭和十四年三月十三日失発第五八号

〔四二二〕
失業対策部長ヨリ各地方長官宛

支那事変特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職

業補導施設継続実施二関スル件

目下夫々実施中ニ係ル標記施設ニ関シテハ昭和十四年度ニ於テモ引
継キ実施可相成候條左記事項御了知ノ上別紙第一号及第二号様式ニ
依リ昭和十四年度継続実施計画及之ニ伴フ所要経費三月二十五日迄

追テ昭和十四年度ニ於テ新ニ実施セントスル計画アルトキハ客年
十月七日失発第五号物資動員ノ強化ニ依ル業者ノ救済施設ニ關ス
ル件通牒中職業補導施設実施要綱ニ依リ別途所要事項ヲ具シ御協
議相成度申添候

記

一、補導ハ一年度中ノ計画ヲ樹テ且ツ各回ノ補導ハ能フ限り間断ナク実施スルヤウ計画スルコト

補導準備ノ為休所スル場合ニ於テモ其ノ期間ハ最長十五日ヲ超ヘザルコト

二、製図、機械簡易軍需作業並訓練、事務等ノ補導種目 八昭和十二

年度ヨリノ継続ナルヲ以テ特段ノ事情ナキ限り之ヲ変更セザル様
計画スルコト

三、各補導科目例へバ機械工補導ノ場合ニ於ケル旋盤工科、フライス工科、仕上工科等ノ補導科目及其ノ科目別定員ハ特段ノ事情ナ

(第一号様式)

昭和十四年度職業補導継続実施計画

道府県名

計	同	紹介職業	同	紹介職業	所名	職業紹介
	小計		小計		名簿	(2)導所
					託直ノ當別委	(3)
				人	員補一回定ノ	(4)
				ヶ月	間補一回期ノ	(5)
				回	數補四年和回度十	(6)
				人	員定補四年和人予度十	(7)
				円	経費四年和度十	(8)
					備考	(9)

キ限り変更セザルコト但シ昭和十三年度実施ノ状況及其地方ノ失業状況等ニ鑑ミ此ノ際増員又ハ減員スルヲ適当ト認ムルモノハ理由ヲ附シ協議スルコト尙一科目ノ補導定員四、五人程度ノ少数ノモノハ特段ノ事情ナキ限り之ヲ設ケザル様整理スルコト

キコト右ノ変更ヲ為サントスル場合ハ其ノ理由並変更内容経過措置等詳細別紙ニ記載シ第二号様式ニ添付スルコト

スルトキハ其ノ理由ヲ備考ニ詳細記載スルコト

三、昭和十四年度所要経費

記載心得

其ノ他ノ 職員		傭人		小使		何ヶ月分		講師 何人 何ヶ月分	
補導雜費	通信運搬費	消耗品費	備品費	序		何々 何人	何人	何々 何人 何人	何人 何人
一人一日十五錢	何人何日分	(通信費等)	薪炭、瓦斯、電氣、水道藥品雜品等	立机、修理費、椅子、救急箱等事務備品類	内訳別紙ノ通	何々 何人	何人	何々 何人 何人	何人 何人

(1) 昭和十四年度所要経費ハ大体右表ノ費目ニ基キ計上スルコト
建物費ハ現在一ヶ月契約額ヲ基準トシテ計上スルコト
設備費ノ工具類補充費及設備修理費ハ最少限度ノ所要額ヲ計上
スルコト

(2) (3) (4) (5)

材料費及事務費ハ昭和十三年度ニ於テ承認ヲ受ケタルモノ一ヶ月分ノ所要額ヲ基準トシ之ヲ計上スルコト
補導雜費ハ入所者ニ対シ必要ニ応ジ一人一日十五錢以内ニ於テ

支給スルモノノミヲ補導定員及補導日数ニ応ジ算出ノ上計上シ
他ノ雜費等ハ之ヲ含メザルコト

(6) 算出内訳ハ出来得ル限り明細ニ記載シ設備費、材料費、序費等
ハ別紙ニ其ノ内容ヲ記載スルコト

(第二号様式ハ各補導所毎ニ記載スルコト)

支給スルモノノミヲ補導定員及補導日数ニ応ジ算出ノ上計上シ
他ノ雜費等ハ之ヲ含メザルコト

算出内訳ハ出来得ル限り明細ニ記載シ設備費、材料費、序費等
ハ別紙ニ其ノ内容ヲ記載スルコト

(第二号様式ハ各補導所毎ニ記載スルコト)

昭和十四年三月十七日失発第六三号

失業対策部長ヨリ各地方長官宛

〔四一二一三二〕

支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者ノ職業補導

施設運営ニ関スル件

標記ノ件ニ關シテハ屢次通牒ノ次第モ有之夫々御配意ノコトト存候
処猶左記事項ニ付テモ御留意ノ上補導施設運営上特ニ遺憾無キ様御
取計相成度

記

一、職業補導ノ実効ヲ挙グル為特ニ必要アル場合ニ於テハ補導所内
ニ於テ入所者ヲシテ民間工場等ノ製品ノ加工（補導所ノ材料ヲ用
フルハ不可）ヲ実習セシムルコトモ已ムヲ得ザルコト、認メラル
ルモ此ノ場合ニ於ケル加工材料及加工済ノモノ等ノ受渡ハ職業紹
介事業後援団体又ハ入所者等ヲ以テ組織スル団体ニ於テ各入所者
ヲ代表シテ之ヲ為シ且職業紹介所及補導所ニ於テハ加工ニ関スル
一切ノ責任ヲ負担セザル様取扱フコト

二、前項ハ委託職業補導ノ場合ニ於テモ之ニ準ジ取扱フコト

〔四一二一三三〕 昭和十四年四月十四日職発第三二九号
厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

昭和十四年度中職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ付テハ昭和十
三年度中ニ於テ実施シタル実績及失業対策部関係等ヲ考慮シ別紙要
綱ニ依リ地方ノ実情ニ即シタル有効適切ナル計画有之候ハバ五月末
日迄ニ当部ニ御協議相成度

追テ経費ハ大体前年度経費ヲ標準トシテ御計画相成様致候

職業紹介所ニ行フベキ職業補導施設実施要綱

一、職業補導ハ求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其
ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為又ハ職業紹介所ノ紹介
ニヨリ就職シタル者ニ対シ職業上ノ知識技能ヲ授与シテ指導ヲナ
ス為職業紹介所ニ於テ之ヲモノナルコト

二、職業補導ノ施設種目ハ其ノ職業紹介所ニ於ケル求人、求職ノ申
込及就職困難ノ実情等ヲ調査シ、職業紹介上効果アリト認メラレ
ルモノニシテ其ノ設備ニ多額ノ経費ヲ伴ハザルモノヲ選定スルコ
ト

三、職業補導希望者ノ銓衡ニ当リテハ人物、経験、技能、其ノ他補
導資格ニ付充分調査シ適格者ヲ得ル様努ムルコト

四、職業補導ノ実施ニ当リテハ其ノ施設方法等ヲシテ最モ実効ヲ収
ムルト共ニ被補導者ニ対スル精神的指導ヲ怠ラザル様留意スルコ
ト

五、職業補導施設ハ職業紹介所自ラ之ヲ行フヲ原則トスルモ設備其
ノ他ノ關係上自ラ之ヲ行フコト困難ナル場合ニ於テハ左ノ各項ニ
依リ補導種目ヲ指定シテ之ヲ委託經當セシムルコトヲ得ルコト
一、官公ノ工場、学校、試験場等ニ委託シテ職業補導ヲ行ハシムル

場合ニ於テハ必要ニ応シ機械器具ノ損料材料代其他補導ノ為ニ
要スル雜費ノ最少限度ノ額ヲ支出シ得ルコト
二、前項ニ依リ委託スル場合ニ於テハ職業紹介所ノ指導監督ヲ受ケ
シムルコトヲ條件トスルコト

六、本要綱ニ依ル職業補導施設ノ実施ニ關シテハ其ノ種目、実施方
法、経費等ニ付別紙一号様式ニ依リ予メ地方長官ヨリ協議スルコ
ト、計画変更ヲ為サムトスルトキ亦同ジ

七、省略

様式省略

昭和十四年五月八日失発第九四号

〔四一二一四五〕

失業対策部長ヨリ各地方長官宛
事変關係ノ職業補導施設ノ補導開始又ハ修了報

告ニ関スル件

標記報告ニ關シテハ五月一日以降左記ニ依リ御報告相成度

昭和十四年四月二十日事発第一三一號
厚生省失業対策部事業課長ヨリ各府県学務部長
〔四一二一五四〕宛

事変關係職業補導施設ニ關スル件

標記施設予算ニ關シテハ別途第一回分トシテ予算令達相成候處之力

内訳ハ別紙ノ通ニ付經理上過誤ナキ様御留意相成度尙右令達予算額

ハ設備費等ノ如キ一時ニ支出ヲ要スル費用ニ付テハ之ヲ分割セズ配

(一) 補導開始報告（別紙第一号様式ニ依リ各回毎ニ開始後七日以内）
(二) 補導修了報告（別紙第二号様式ニ依リ各回毎ニ修了後七日以

内）

第一号様式

何々紹介所何々補導所 第回補導開始報告

道府県

入		年開始			
補導科目別				修了予定	
男	入所定員	年月日	月日	期間	間
女					
計					
男	申込人員				
女					
計					
男	入所人員				
女					
計					
備考		時		時	
		間		間	

賦シタルモ其ノ他ノ経費ハ概ね年額ヲ三分シテ之ヲ配賦シタルニ付
薪炭費ノ如キ季節ニ依リ著シク変動アルモノニ付テハ其ノ年額ヲ考
慮シ年度途中ニ於テ不足ヲ來ザル様經理相成度為念
(別紙略)

記載注意

1. 本表ハ一施設毎ニ記載スルコト

2. 補導回数ハ第一回ヨリ通算シ年度毎ニ之ヲ改メザルコト

3. 入所状況欄ノ補導科目別ノ記載ハ旋盤工科、仕上工科、フライス工科、製図工科、事務科（謄写、珠算、簿記等）タイプライター科、木工科等ノ別ニ依ルコト

4. 入所者調査中失業原因別ハ事務関係失業月報ニ関スル件通牒（昭和十三年十一月二十四日失発第四〇号厚生省失業対策部長、

5. 入所者調査中前職別欄ノ職業別ハ職業紹介業務規程ニ関スル件通牒（昭和十三年六月二十五日厚生省発職第二号職業部長ヨリ各地方長官宛）第二事業状況報告ニ関スル事項中一般職業紹介成績表ノ職業別大分類ニ依リ記載スルコト

6. 本表ニハ開始状況ヲ記載シタル文書其ノ他ポスター、ビラ等参考トナルベキモノヲ添付スルコト

調者了修								就職斡旋状				修了状況				補導科目別		修了年月日				
因原業失																						
物動以外ノ關係	其他ノ物動關係	非鐵金屬關係	鐵鋼關係	護謾關係	皮革關係	織維關係	失業原因別	其ノ他	一般工場	民間需工場	軍作業	職業別	就職者	男	男	男	當初入所者數	補導実日数	年次回開始予定月			
							男	他	場	厅	業	別	者	女	女	女	計	計				
							女												中途入所者數	中途退所者數		
							計						計						男	女	計	
職前													目下斡旋中ノモノ						中途退所ノ理由			
雜業	戶内使用人	通信運輸業	水産業	農林業	商業	土木建築業	工業及鉱業	職業別					就職者	男	男	男	男	男	男	女	女	計
													者	女	女	女	女	女	男	女	計	計
													最高賃金						修了者數			
													最低賃金						修了者數			
齡年								平均				備考		修了者數		中途退所ノ理由		年次回開始予定月				
妻帶者又八有夫者數	計	四十一歳以上	四十歳以下	三十五歳以下	三十歳以下	二十五歳以下	二十歳以下	年齢別														
													就職者	男	男	男	男	男	女	女	計	計
													最高賃金						修了者數			
													最低賃金						修了者數			

備 考	補 導 狀 況	計	
		男	女
			計

記載注意

- 一、本表ハ一施設毎ニ記載スルコト
- 二、修了状況欄中当初入所者数欄ニハ開始状況報告記載ノ入所者数ヲ記載シ中途入所者数欄ニハ其ノ後ニ入所シタル者ノ数ヲ記載スルコト
- 三、就職斡旋状況各欄ニハ補導中途就職者ノ数ヲ（ ）ヲ附シ傍記スルコト
- 四、其ノ他ノ記載ハ様式第一号ノ例ニ依ルコト
- 五、本表ニハ補導状況ノ写真（写シタル場合）其ノ他修了者ノ感想等ヲ取纏メ添付スルコト

昭和十四年五月二十九日失発第一〇二号

御取扱相成度此段及通牒候
記

〔四一二一六〕 厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

職業補導施設統制材料配給ニ関スル件

標記施設ニ使用スル非鉄金属中棒、管、筒、板等ニ付テハ夫々内径、外径、縦、横、厚サ等寸度ノ記入ナキ為配給ノ円滑ヲ欠ク嫌有之候

ニ付テハ爾今右要求ニ当リテハ寸度詳細記入相成様致度

一、特殊鋼々材

1. 要求様式

別表（一）ニ依ルコト

2. 提出期限

当該期最初ノ月ノ前々月十日迄ニ當部へ到着スル様提出スル
コト（提出期限別表参照以下同様）

3. 本年五月二十六日事発第一六〇号通牒ノ通り本年度ハ高速度

鋼ニノミ止メラレタキコト

「四一二一七」 事変関係職業補導施設ニ使用スル統制材料配給
ニ関スル件

厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

要成居候處其後黄銅製品等ノ配給加ハリタル為爾今左記ニヨリ御

標記材料ハ從来昭和十四年一月二十八日失発第二三号通牒ニヨリ御

要成居候處其後黄銅製品等ノ配給加ハリタル為爾今左記ニヨリ御

1. 要求様式

二、普通圧延鋼材並普通銑鐵

ニ止メラレタキコト、高速度鋼価格表ハ別表ノ通ナルコト

別表(二)ニ依ルコト

2. 提出期限

当該期最初ノ月ノ前々月二十日迄ニ当部へ到着スル様提出スルコト

3. 屑鉄ハ補導所設備ノ都合其他ノ事由ニ依リ現在ニ於テハ配給困難ニ付当分ノ間要求ヲ見合スコト

三、非鉄金属

(1) 要求様式

別表(三)ニ依ルコト

(2) 提出期限

(編注) 事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル統制材料要求書

提出期限ニ関スル件後掲「四一二一四五」参照

右ノ如ク需要期ト要求期トノ間ニ相当ノ開キアルハ申込手続上問屋、各統制組合等ヲ經由シ配給統制協議会ノ査定ヲ受クル為ニシテ場合ニヨリテハ要求通り需要期ニ配給ヲ受ケ得ザル事情アルヲ以テ右予メ了知アリタキコト、尙右ノ事情ナルヲ以テ非鉄金属ニ付テハ特ニ提出期限ニ遅レザル様留意スルコト

(3) 配給方法

配給統制協議会ノ査定ヲ終ヘタル数量ニ付当該統制協議会ヨリ其ノ指定問屋ニ配給通知書ヲ發シ該問屋ヨリ直接需要先職業紹介所ニ現品ヲ発送スル事トナル而シテ右問屋ニ於テハ各職業紹介所ニ於テ使用スル特定ノ品種ヲ製作送付スルモノナルタメ品種ノ変更、数量ノ変更、申込ノ取消等ヲ為セバ処理上不便少カラザルヲ以テ特ニ右ノ如キコト無キ様留意セラレタキコト尙從來ハ往々ニシテ問屋ヨリ発送シタル現品ヲ受取ラザル場合等アリ取扱上支障アリタルモ今後ハ申込後ニ於ケル品種数量ノ変更、

(4) 取消ハ之ヲ為サザル様充分留意スルコト

黃銅ハ從来ノ要求書ニ依レバ単ニ黃銅トアリタル為配給ノ迅速ヲ期スル關係上黃銅ノ原料タル地金（銅及亜鉛）ヲ配給シ各所ニ於テ合金使用スルノ方法ヲ採リタルモ各所共概ネ黃銅製品即チ伸銅關係品（例ヘバ管、棒條、板等）トシテ使用スルモノ多キヲ以テ第三期分（第二期分ノ一部ヲ含ム）以後ハ右製品トシテ配給スペキコト

(5) 本年度非鉄金属トシテ配給可能ノモノハ左ノ五種目ナルモ非鉄金属ハ能フ限り之ガ使用ヲ見合セ補導上止ムヲ得ザルモノノミ要求スルコト

- (イ) 電気銅
- (ロ) 銅線
- (ハ) 黃銅（銅亜鉛ノ合金）
- (ニ) 半田（鉛ト錫ノ合金）
- (ホ) 鉛

取扱上留意スペキ事項

(1) 要求ニ当リテハ予算トノ関係ヲ充分考慮シ苟モ材料ノ超過購入ニヨリ予算経理上支障ヲ來スガ如キコトナキ様留意スルコト

(2) 物資統制ノ強化ニ伴ヒ益々配給量ニ査定ヲ加ヘラルル傾向ニアルヲ以テ指導員ニ対シ右趣旨ヲ伝達シ充分効果的ニ使用セシムハ勿論補導ニ依リ生ジタル屑等ノ処置ニ付テモ萬遺憾ナキヲ期セラレタキコト

(3) 道府県知事發行ノ鐵鋼割当証明書記載ノ数量ハ職業紹介所ニ於テハ原則トシテ之ヲ全部購入スペキモ若シ其ノ数量ノ一部ヲ以テ足ル場合例ヘバ一〇〇匁ノ証明書ヲ受ケタルモ五〇匁ニテ足ル場合ハ其ノ儘其ノ証明書ヲ使用スル事ナク一応發行シタル

道府県へ返戻シ数量ノ訂正ヲ為シ使用ス可キコト

右ノ場合数量ノ訂正ナク一〇〇匁ノ証明書ヲ以テ五〇匁購入シ

タリトセバ残ル五〇匁ハ厚生省ノ割当分ナルニ不拘之ヲ他ヘ利

用セラルコトナルヲ以テ証明書ノ発行ニ當リテハ右ノ場合

一〇〇匁ヲ數枚ノ証明書トシテ（例ヘバ二五匁宛四枚或ハ二〇

匁宛五枚等）分割発行ノ方法ヲ採レバ職業紹介所モ購入上便宜

ナル点アリト思料セラルヲ以テ使用上特ニ留意アリタキコト

（4）当部ヨリ割当ヲ受ケタル鉄鋼ノ使用有効期間ハ別ニ制限ナキ

ヲ以テ当期ニ於テ残余ヲ生ジタルモノハ次期ニ繰越シ差支ヘ無

キコト

（5）右ノ趣旨ヨリ道府県及職業紹介所ニ於テハ鉄鋼受払簿ヲ整備

シ受入月日、数量、払出月日、数量、払出先残高等ヲ常ニ明確

ニナシ置クベキコト非鉄金属ニ付テモ同様ニ取扱フコト

別表（略）

〔四一二一九〕 昭和十四年八月二十一日厚生省発失第九号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛

事変関係職業補導施設ニ関スル件

御了知ノ上地方ノ実情ニ応ジ夫々適切ナル御措置相成様致度及通牒候
〔四一二一九〕 昭和十四年八月二十一日厚生省発失第九号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛
一、未ダ機械工補導施設ノ設置ナキ府県ニ於テハ能フ限り速ニ本施設ヲ設置スルコト
二、現ニ実施中ノ簡易軍需作業補導並訓練施設ハ此ノ際機械其ノ他ノ施設ヲ充実シ機械工補導施設ニ之ヲ改ムルコト
三、現ニ実施中ノ機械工補導施設ニ付テハ昼間ノ外可成夜間部ヲ設クルコト此ノ場合ノ定員ハ昼間部ノ定員ノ二分ノ一以上ニ於テ適宜之ヲ定ムルコト

四、遠隔地等ノ通学困窮者ノ為機械工等ノ補導施設ニ宿舎ノ設備ヲ設クルハ差支ナキコト右ニ要スル経費ノ支出ニ付テハ借家料及固定設備ニ付其ノ最少限度ニ止ムルコト

五、本施設ノ入所者ニ付テハ単ニ事変関係特ニ物資動員ノ影響ニ依る転職希望者ノミナラズ一般青壯年者ニシテ軍需其ノ他国家重要産業方面ニ転職スルヲ適當ト認メラル者ハ之ヲ積極的ニ入所セラル

昭和十四年八月二十一日厚生省発失第九号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛

事変関係職業補導施設ニ関スル件

〔四一二一九〕 昭和十四年八月二十一日厚生省発失第九号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛

〔四一二一九〕 昭和十四年八月二十一日厚生省発失第九号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛

シメ且從來入所者定員ニ満タザル向ニ在リテハ右趣旨ニ依リ此ノ
際積極的ニ入所ヲ勧誘指導シ定員ニ満ツル様努ムルコト

〔四一二一三〇〕

厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛
事変關係職業補導施設ニ於テ使用スル統制材料

中電線配給ニ関スル件

標記材料ニ付テハ爾今別紙需要書作成要領ニ依リ御申込相成度

電線需要書作成要領

一、品種別ハ左ニ依ルコト

品種ハ裸線、普通線、特殊線ノ三種ニ分チ申込ムコト

(イ) 裸線

裸丸銅線、裸平角銅線、裸撲銅線、錫鍍銅線、電車線

(ロ) 普通線

電氣工作物規定ニヨル第一種、第二種、第三種、第四種

六〇〇ボルト 絶緣電線可撓紐線暫定仕様ニヨル第二種、第

四種絶緣電線、撓紐線

(ハ) 特殊線

前記(イ)(ロ)ニ属セザルモノ、エナメル線、綿巻線、紙
巻線、パラピン線、アスベスト線、通信用ゴム線、高圧ゴム
線、多心ゴム線、被鉛ゴム線、絶緣布線、キヤプタイヤゴム
線、通信用信号用及動力用ケーブル、裸合金線、レールポン
ド

二、寸法

電線ノ「サイズ」ヲ記入スルコト

備考

一、本需要提出期日ハ当該期最初ノ月ノ前々月十日迄ニ當部ヘ到

二心又ハ三心ノモノハ $2 \times 2.6\%$ 若ハ $3 \times 100\text{sqmm}$ ノ如ク明
瞭ニ線心数ヲ記入ノコト

一心被鉛ゴム線ノ場合ハ丸型平型ノ別ヲ明記スルコト

三、数量

数量欄ハ品種ニヨツテ重量或ハ長サヲ記入スルコト

四、換算銅量欄ハ別表換算銅量表ニヨリ算出スルコト

エナメル線綿巻線ノ換算銅量ハ左記ニヨリ算出スルコト

需要重量÷0.9=換算銅量

五、需要書様式ハ左表ニヨルコト

職業紹介所名	品名	寸法	数量	換算銅量	用途
合計					
特殊線計					

着スルコト

二、右表品名欄ハ一項ノ品種別ニヨリ記入ノコト

三、職業紹介所ニ以上ノ場合ハ各職業紹介所毎ニ計ヲ付シ最後ニ
合計スルコト

(別表
略)

備考		補導所別		品種		数量	規格及仕様	用途	使用月別	備考	道府県
鉄	線	針金	(亜鉛引)	丸	釘						

一、左ノ様式ニ依リ当該期最初ノ月ノ前月十日迄ニ當部ニ到着スル
様要求書ヲ提出スルコト
記

標記統制材料ニ関スル本年度実需量至急必要有之候條左記様式ニヨ
リ本月二十八日迄ニ到着スル様御回報相成度若シ同日迄ニ御回報無
之場合ハ実需量無キモノトシテ処理可致候條御了知相成度
尙爾今標記材料ハ左記ニ依リ御要求相成様致度

- (一) 品種ハ使用月別ニ別々ニ記載スルコト
(二) 用途ハ概要ヲ記入スルコト

(三) 職業紹介所ヨリ提出セラレタル需要数量ニ付テハ道府県ニ於
テ之ヲ検討シ査定シタルモノヲ記載スルコト

(四) 期ハ從来取扱ヒツツアル鐵鋼ト同様トス

(五) 銅線ハ之ヲ含マザルモノトス

型棒		中形鋼		大型鋼		(一)普通		鋼材品種		素材	加工	計	道府県
鋼	鋼	鋼	材	鋼	材	普通	圧延	鋼材並普通銑鐵ニ付テハ從来本年七月二十一日失発第一二 五号ニ依リ御要求相成居候処爾今左記ニ依リ御要求相成度 追而参考ノ為昭和十四年度第二、四半期鐵鋼配給実施計画概要添 付致置候	説明				

(二)	銑	帶 筒 線	美 裝 鋼	薄 中 厚	型 棒	小 型 鋼
計			リ			
鐵	鋼	管 材	板 キ	板 板	板 板	鋼 材

(四) 加工ノ鋼材品種別数量明瞭ナラザル場合ハ合計欄ニノミ記載
スルコト

(五) 一道府県ニ於テ補導所ニ以上ノ場合ハ右表同様ノ内訳表ヲ補導所別ニ添付スルコト

昭和十四年度第一、四半期鉄鋼配給実施計画概要（昭一四、七、
二五）

一、素材ト加工トノ区別ハ左ノ通トス

(イ) 外地及円ブロツクニ付テハ内地ヨリ素材ノ儘受入ル、場合ヲ
素材ト謂ヒ、内地ニ於テ加工シタルモノ（例ヘバ機械器具、兩
鉛鉄板、釘、針金、鉄線等）ヲ受入ル、場合ヲ加工ト謂フ但シ
鐵道車輛及船舶（船体儀装及橋梁）ヲ内地ニ於テ製造加工セシ
ムル場合ノ所要鋼材ハ素材中ニ含ム

(口) 内地ニ付テハ素材ノ儘受入ル、場合ヲ素材ト謂ヒ、機械器具
亜鉛鉄板、釘、針金、鉄線及其他ノ鐵鋼製品ヲ受入ル、場合ヲ

但
シ

但シ

(1) 素材中ニハ土木建築用、工作物用（橋梁、水門、鐵塔、煙突、配管設備、タンク、熔鉱炉及平炉等）ヲ含ム
(2) 内地非計画産業中ノ船舶（一、〇〇〇疋未満）、機械鐵工

(3) 業及化学工業中ニハ土木建築用工作物用ヲ含マス
内地計画産業中ノソーダ及工業塩中ニハ容器用鋼材ヲ含マス
ズ右ハ内地非計画産業中ノ化学工業素材中ニ含ムモノトス

各部門ニ於テ鉄鋼割当証明書ヲ発行シ得ル限度ハ素材ノ各鋼材品種別割当額ノ範囲内トス

三、美裝鋼板（川崎特優鋼板）、珪素鋼材、特殊硬鋼線材（炭素含

三

有量百分中〇・七以上) 鉄布用、海底電線鎧装用及電信線用ノ線

材ニ付テハ從来通日本鋼材聯合会ニ於テ鐵鋼割当証明書ヲ發行ス

従シテ右鋼材ノ割当ヲ受ケタル各部門ニ於テハ右鋼材ニ關スル限

リ鐵鋼割当証明書ヲ發行セザルコト

四、荷造用帶鋼ハ各部門ノ加工中ニ含ム

尙右鋼材ニ付テハ從来通日本鋼材聯合会ニ於テ鐵鋼割当証明書ヲ發行スベキニ付各部門ニ於テハ其ノ加工割当額中ヨリ右聯合会ニ対シ鐵鋼割当証明書ノ交付方ヲ申出ルコト

但シ円ブロツクニ限り素材中ニ含ムモノトバ

五、ボールト、ナット、リベット製作用鐵鋼ハ各部門ノ素材割当額

中ニ含ムモノトバ

六、一分厚コンチントチューブハ筒管素材割当額中ニ含ム

七、薄板トハ厚サ一耗以下ノ鋼板ヲ謂フ從来十八番(一・二耗)ノ

モノヲモ便宜薄板トシテ取扱ヒ居リタルモ爾今之ハ中板中ニ含ム

モノトバ

八、加工割当額ハ素材換算数量ナルニ付加工上ノ前留リアルヲ以テ

実際配給数量ハ相當減量アルモノトバ

九、釘、針金、亜鉛鐵板、磨帶鋼、空缶、五ガロン缶等商工省ニ於

テ配給統制ヲ実施シアル鐵鋼製品ノ取得ニ關シテハ從来ノ取扱ニ依ルコトトバ

昭和十四年十月十日失発第一六九号

厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

〔四一一一三三〕

事變關係職業補導施設ニ於テ使用スル鐵鋼ノ割

當数量、證明數量及受入數量ノ調査ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ從来昭和十四年一月二十八日失発第二二三号通牒中ノ(四)鐵鋼材等利用狀況調ニ依リ御報告相成居候処爾今左記ニ依リ御報告相成度此段及通牒候

追テ標記施設ニ於テ使用スル統制材料要求書並報告書提出期限表為參考添附候條申添候

記

一、様式別紙ニ依ルコト

二、提出期限 各四半期毎ニ其ノ期間経過後十四日以内

(但シ第二、四半期自七月分ハ本月十八日迄ニ報告ノコト)

昭和年月日報告 昭和年度第四半期(至月)庄延鋼材並ニ銑鐵割当数量証明数量及受入数量調査報告書

鋼材種別	前期繰越 保有量	當期割当額				當期保量計 合計	今期證明書行 量	差 保 残 數 量	引 有 量	證明書 發 量	今 受 數 量	期 入 量	受 數 量	入 量 計	差 引 未 受 了 量
		通 年 月 日	年 月 日	年 月 日	計										
大 形 鋼 棒 鋼			延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延

形								
中	形 鋼							
形	棒 鋼							
小	形 鋼							
形	棒 鋼							
厚	板							
中	板							
薄	板							
ブリキ								
美装鋼板								
線材								
筒管								
外輪								
帶鋼								
サツシユーハー								
計								
	通牒	年月日						
	第号							
銑鉄								
鋳鉄管								
合計								

記入上ノ注意

一、前期繰越保有量

当該期以前ニ於テ割当ヲ受ケタル数量ニシテ割当証明書未発行ニ

係ル保有数量

二、当期割当額

当該期分トシテ割当ヲ受ケタル数量並ニ当該期間ニ於テ追加割当

トシテ受ケタル数量

三、当期保有量合計

前期繰越保有量及当期割当額ノ合計数量

四、今期証明書発行総数量

当該期間内ニ於テ発行シタル割当証明書発行数量ノ合計

五、差引保有残数量

当期保有量合計ヨリ今期証明書発行総数量ヲ差引キタル数量ニシ

テ次期ニ繰越ス可キ数量

統制材料要求書並報告書提出期限表

書 告 報		書 求 要					
非 鐵 金 屬 受 払 表	官 手 状 況 調 査 ニ 其 ノ 物 資	種 別					
		特 殊 鋼 々 材	普 通 鋼 々 材	非 鐵 金 屬	電 線 (銅線)	電 線 (銅線)	電 線 (銅線)
	數 量 鋼 ノ 及 受 割 入 當 數 量 調 明						
入 手 状 況 調 査 ニ 其 ノ 物 資							
全 量 消 費 後							

六、証明書発行数量累計

当該部門又ハ団体ニ於テ割当実施以来割当証明書ヲ発行シタル累

計数量

七、今期受入数量

当該期間内ニ於テ鐵鋼材現品ヲ受入レタル数量

八、受入数量累計

証明書発行数量累計ニ対スル受入数量累計

九、差引受入未了数量

証明書発行数量累計ニ対スル未受入数量累計

十、当期割当額

追加割当又ハ品種振替等ニ依ル改訂割当等通牒毎ニ之ヲ記入スル

コト（記入シ能ハザル場合ハ別表ニ記載シ添附スルコト）尙同計

欄ニハ追加改訂等整理シタル割当実数ヲ記入スルコト

昭和十四年十月十一日厚生省発職第七九号

〔四一二一三四〕 厚生次官ヨリ東京府知事宛

幹部機械工養成施設ニ関スル件

労務動員計画ノ実施ニ付テハ叢ニ及通牒置候處政府ハ今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出シ右計画ニ基ク施設トシテ府ニ補助金ヲ交付シ幹部機械工養成施設ヲ設置セシムルコトニ相成候ニ付テハ別紙幹部機械工養成施設々置要綱ニ基キ速カニ適切ナル計画ヲ樹テ国庫補助申請相成様致度此段及通牒候

幹部機械工養成施設々置要綱

一、目的 本施設ハ機械関係経験職工中適當ナル者ヲ入所セシメ工場等ニ於ケル幹部職工殊ニ技能者養成指導員タルニ必要ナル知識技能ヲ再教育スルヲ目的トシ併テ國ニ於テ行フ機械関係技術者検定（別紙機械技術者検定要綱案参照）ノ試験場ニ利用スルモノトス。

二、經營方法

本施設ハ府立トスルコト。
三、施設ノ設備

本施設建物設備ハ左ノ方法ニ依リ之レヲ急設スルコト。
1. 建物 成ル可ク既存ノ府有建物又ハ借家ヲ以テ之ニ充ツルコト。

但シ都合ニ依リ新築シ又ハ府立工業学校、工業試験場又ハ職業紹介所機械工補導所等ノ建物ヲ利用シ之ニ併設スルモ差支ナキコト。

2. 設備

所舎ハ教室及作業室ニ大別シ授業上差支ナキモノナルコト。
機械等ノ設備ハ概ネ別表ニ依ルコト。

- 四、施設ノ名称 、府立幹部機械工養成所。
五、授業部制 午前、午後、夜間ノ内二部制トスルコト。
六、養成期間 六ヶ月。
七、教授時間 一日四時間以上。
八、定期員 一部大体六〇名トシ養成スペキ職種ハ概ネ左ノ如クスルコト。
旋盤科
仕上科
フライス科
研磨盤科
鋳物科
鍛工科
熱処理科
製図科

九、入所資格 工場事業場ニ於テ五ヶ年以上前掲ノ職業科ニ（当該ノ業務）從事スル年齢二十一歳以上ノ男子ニシテ使用者ニ於テ推薦シタルモノ。
一〇、入所者ノ銓衡 府知事ニ於テ人物、経歴、技能程度、体格等ヲ考慮シ入所ヲ許可スルコト。

一一、教授科目及教授時間数

材 料	製 図	普 通 学 科	徳 性 涵 養	教 授 科 目	全 授 業 時 間 数
二五	七五	五〇	二五	修身、公民、修養講話等	摘要 要

一四、入所者ノ負担　入所者ヨリ授業料其ノ他養成ヲ行フ為必要ナル費用ヲ徵収セサルコト。

一五、国庫補助　本施設ニ要スル経費（建物ニ関スル経費ヲ除ク対シ二分ノ一ノ割合ヲ以テ府ニ対シ之レヲ交付スルコト。）

一六、修了証書　養成修了者ニハ地方長官ヨリ修了証書ヲ授与スルコト。

一七、修了後ノ待遇

1. 修了者ハ工場等ニ於テ優先的ニ役付職工又ハ技能者養成指導員タラシムルコト。
2. 機械技術者検定試験ヲ受クル資格ヲ与ヘルコト。

一八、其ノ他養成ニ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ムルコト。

第二条 本養成所ハ機械関係経験職工ニ幹部職工トシテ必要ナル

知識技能ヲ授ケ併セテ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

昭和十五年二月十三日

東京府告示第百三十二号

東京府幹部機械工養成所養成規程

第一条 本養成所ハ機械関係経験職工ニ幹部機械工トシテ必要ナル
知識技能ヲ授ケ併セテ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 講習生ノ定員左ノ如シ

第三条 修業期間ハ六ヶ月トス 昼間部 六十人 夜間部 六十人

第四条 本所ニ左ノ科目ヲ置ク

一、旋盤科

一、仕上科

一、研磨盤科

一、フライス盤科

一、熱処理科(十六年度以降追加増設)

一、鋳造科(同右)

第五条 講習生ノ入所期ハ毎年四月及十月トス、但シ欠員アル時

八、隨時入所ヲ許可スルコトアルベシ

第六条 休業日左ノ如シ、但シ所長必要ト認メタルトキハ臨時休

業ヲ為シ又ハ休業日ト雖モ授業ヲ為スコトアルベシ

一、祝日、大祭日

二、日曜日

三、創立記念日(二月二十六日)

四、十二月二十九日ヨリ翌年一月三日マデ

第七条 学課目及授業時間数ハ別表ノ如シ、但シ所長ハ必要ニ応

第一条	萬能研磨盤	一	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第二条	研磨盤	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇
第三条	ボーラー盤	二	一、〇〇〇	二、〇〇〇
第四条	フライス盤	三	七〇〇	二、一〇〇
第五条	萬能フライス盤	二	五〇〇	五、〇〇〇
第六条	萬能フライス盤	一	八、〇〇〇	八、〇〇〇
第七条	萬能フライス盤	一	五〇〇	七五〇
第八条	ターレット、レース	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
第九条	木工旋盤	一	五〇〇	五〇〇
第十条	工具類一式	一	五〇〇	一三、〇〇〇
第十一条	電動機	二	五〇〇	一二、〇〇〇
第十二条	取付諸費	二	五〇〇	一、〇〇〇
第十三条	製図台並用具	三〇	五〇	一、〇〇〇
第十四条	机竝椅子	六〇	二〇	一、〇〇〇
第十五条	其ノ他	六〇人分	五	三〇〇
第十六条	材料試験機類		一三、〇〇〇	
第十七条	標準測範機類		五、〇〇〇	
第十八条	測定機類		八、〇〇〇	
第十九条	検査用補助具類		三、〇〇〇	
第二十条	計		一二七、七五〇	

(編注)

昭和十五年二月十三日

東京府幹部機械工養成所設置規程

第一条 東京府幹部機械工養成所設置規程
第一條 東京府幹部機械工養成所設置規程
第一項 東京府品川区東品川四丁目
第一項 一三八番地ニ設置ス

ジ臨時ニ授業時数ヲ増減スルコトヲ得

第八条

本所ニ入所シ得ル者ノ資格左ノ如シ

一、年齢二十一歳以上ノ男子ニシテ身体強健志操堅固ナル者
二、工場事業場ニ於テ現ニ五年以上第四条ニ掲ゲタル職種ニ該当スル業務ニ從事セル者

三、雇傭主ニ於テ推薦セル者

第九条

入所志願者ハ入所願（様式第一号）雇傭主ノ推薦書（様式第二号）身体検査書、写真（名刺型）ヲ揃ヘ所長ニ提出スベシ

第十条

入所ノ許否ハ銓衡ノ上所長之ヲ決定ス

第十二条

入所ヲ許可セラレタル者ハ誓約書（様式第三号）ヲ所長ニ提出スベシ

第十三条

左ノ各号ノ一二該当スル者ハ所長之ヲ退所セシムルコトアルベシ

一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者

二、身体虚弱又ハ成績不良ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

タル者

三、已ムヲ得サル事由ニ依リ退所ヲ願出タル者

入所中ノ講習生ニ對スル賃銀其ノ他ノ給与ハ推薦セル雇傭主ニ於テ之ヲ負担スルモノトス

授業其ノ他養成ヲ行フ為必要ナル費用ハ之ヲ徵収セズ

授業其ノ他養成ヲ終了シタルモノニハ修了証書（様式第四号）

ヲ授与ス

第十六条 其ノ他養成ニ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

（別表）

教 授 科 目		全 教 授 時 数	
材 製	普 通 学 科	徳 性 涵 養	二 五 ○
機 械	機 械	電 氣	七 五
工 業	工 作	工	五 ○
力 力	指 導 法	學 學 學 素	二 五 ○
電 機	驗 習 法	九 ○	
機 械	計		
合	六 ○ ○	二 ○ ○	

〔四一二一三五〕

昭和十五年二月一日職発第三八号

厚生省職業部長ヨリ

職業紹介所処務細則準則等改正ノ件

職業紹介所処務規程第五条ニ依リ設クベキ職業紹介所処務細則ニ

関シテハ昭和十三年六月二十七日発職第一二四号及同年三月二十三

日職発第二七〇号ヲ以テ及通牒候処今般左記事項改正致候ニ付爾今

大体右ニ依ラシメラレ度

一、準則中第一条ノ各係ハ事情ニ依リ「職業補導係」「国民登録係」

記

「規制係」ノ一部又ハ全部ヲ加フルコトヲ得

二、準則第二条中「業務係」ノ項ニ左ノ各号ヲ加フ

十五 国民徵用ニ関スル事項

十六 労務動態調査ニ関スル事項

十七 青少年雇入制限ニ関スル事項

三、東京、京都、大阪、横浜、名古屋、神戸及北九州職業紹介所其ノ他規模大ナル職業紹介所ニ設クル専門部ノ名称ニ左ノ通追加ス

一、規制部

昭和十五年三月五日職発第一四号
厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官宛

記

十四年度ニ於テ実施中ノ標記施設ニ関シテハ昭和十五年度ニ於テ左記ノ各項ニ依リ引続キ実施セシムル見込ヲ以テ目下予算要求中ニ有之候ニ就テハ至急昭和十五年度実施計画ヲ樹テ別紙第一号及第二号様式ニ依リ来ル三月二十日迄ニ御協議相成度

記

〔四一二一三六〕
厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛
事変関係職業補導施設ニ使用スル非鉄金属受払
表ニ関スル件

標記報告書ハ昭和十四年一月二十八日失発第二三号通牒ニ依リ配給ヲ受ケタル数量ニ付之ガ全量消費後提出セラル事ト相成居候処統制組合ヨリ申越ノ次第モ有之爾今全量消費セザル場合ト謂モ各四半期毎ニ其ノ期間経過後十四日以内ニ報告相成度

非鉄金属受払表

紹介所名		種別	受入	使	用	量	道府県
月	日	数					
旺		量					
円		单					
円		価					
旺		金額					
旺		製品仕上数量					
旺		鑄減り					
旺		屑					
		分屑方法処					

一、補導施設ハ大体機械工補導及製図工補導トシ簡易軍需作業並訓練ハ特段ノ事情ナキ限り之ヲ廃止シ又從前事変関係職業補導施設トシテ実施セル事務補導ハ昭和十五年度ヨリ職業紹介所ノ附帯事業トシテ行フ職業補導トシテ実施スルコトトナリタルヲ以テ別途通牒ニ依リ計画スルコト
二、機械工補導施設ノ補導科目ハ大体旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鍛工科及製図科トスルコト
三、補導定員ハ特段ノ事情ナキ限り前年度通トシテ計画スルコト但シ昭和十四年度実施ノ状況ニ鑑ミ此ノ際増員減員又ハ科目整理ス

ルヲ適當ト認ムルモノハ理由ヲ附シ協議スルコト

四、補導期間ハ機械及製図共ニ昼間部ハ大体三ヶ月間トシ夜間部ハ

地方ノ実情ニ応ジ六ヶ月間迄ノ範囲内ニ於テ適宜ノ期間ヲ定ムル
モ差支ナキコト

五、補導施設ハ通年制トシ大体三百日程度授業スルモノトシテ計画

スルコト

六、昼間部ノ機械工補導所ニシテ未ダ夜間部及宿舎ノ施設ナキ向ニ

アリテハ可成之ヲ設置スルコト

様式省略

昭和十五年三月十九日職発第一〇五号

〔四一二一三八〕 厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官
宛

一般職業補導施設ニ関スル件

昭和十五年職業補導施設ノ実施ニ関シテハ本月五日失発第一四号ヲ
以テ事変關係機械工職業補導ニ付通牒致置候処其ノ他ノ一般職業補
導施設ニ付テハ主トシテ從来事變關係職業補導施設トシテ実施中ノ
事務補導及職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設トシテ通年制ヲ
以テ実施中ノモノヲ引続キ実施セシムル見込ヲ以テ目下予算要求中
ニ有之候條至急左記ニ依リ実施計画樹立ノ上別紙第一号及第二号様
式ニ依リ本月二十五日迄ニ御協議相成度

追テ右以外ノ職業補導施設ニ付テモ地方ノ特殊事情等ニ依リ特ニ

必要アリト認メラルモノニ付テハ詮議可相成見込ニ有之候ニ付

テハ右ニ準ジ一応御協議相成様致度

記

一、事務的職業補導施設ハ左記ニ依リ計画スルコト

イ、補導科目ハ大体從來通リトスルコト

ロ、一施設一回ノ補導定員ハ特段ノ事情ナキ限り前年度通トスル
コト但シ昭和十四年度実施ノ状況ニ鑑ミ此ノ際増員減員又ハ

科目整理スルヲ適當ト認ムルモノハ理由ヲ附シ協議スルコト

ハ、一回ノ補導期間ハ大体前年度通トスルコト

ニ、補導施設ハ通年制トシテ大体三百日程度授業スルモノトスル
コト

ホ、青少年雇入制限令ノ実施ニ伴フ労務需給ヲ考慮シ相當数女子
ヲ入所セシムルモノトスルコト

二、省略

様式省略

昭和十五年五月六日職発第二四六号

〔四一二一三九〕 厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官
宛

鉄鋼材配給ニ関スル件

当省所管標記統制材料ニ関スル割当証明書ニ付テハ從来地方長官ニ
於テ発行相成居候処客月三十日商工省令第十九号ヲ以テ公布セラレ
タル鉄鋼需給統制規則ノ施行ニ伴ヒ右証明書ハ爾今當省文書課長ニ
於テ発行スルコトト相成候條之ガ請求其ノ他ニ付テハ左記要領ニ依
リ御措置相成度

記
一、鐵鋼割当証明書ヲ發行スルハ素材ヲ購入スル場合ニ限り（請負
ノ場合ヲ含ム）製品（加工）ノ購入ニ際シテハ之ヲ發行セザルモ

ノトス

二、鉄鋼割当証明書ハ一品種ニ付一枚ナルヲ以テ特ニ左ノ点ニ留意

スルコト

1、使用地ヲ異ニシ又ハ購入者ヲ異ニスルトキハ同品種ト雖モ各

別ニ請求スルコト

2、割当品種別ハ別表一、「普通鋼々材品種別規格表」ニ依リ区分スルコト

品種不明ナルモノアルトキハ其ノ旨記載シ且目的物ノ内容ヲ
詳細（必要アルトキハ図示セラルム可）附記スルコト

三、鉄鋼割当証明書ノ発行ヲ請求セントスルトキハ所要ノ実需量ヲ
正確ニ調査ノ上其ノ都度別表二、「鉄鋼割当証明書請求書」二通

ヲ当部宛提出スルコト

事変関係職業補導施設ニ於テ使用スルモノニ付テハ特ニ各四半期
毎ニ当該期最初ノ月ノ前々月二十日迄ニ当部ニ到着スル様提出ス

ルコト

昭和十五年度第一、四半期分ニ付テハ文書課宛要求済ニ付第二、
四半期分ヨリ右様式ニ依ル要求書ヲ提出スルコト

三、事変関係職業補導施設ニ依リ素材ヲ入手シタルトキハ（請負ノ場合ヲ
除キ）其ノ都度別表三、「鉄鋼割当証明書ニ依ル素材入手状況調」

二通ヲ当部宛提出スルコト

五、発行セラレタル鉄鋼割当証明書ニシテ入手困難ナル場合ハ其ノ
旨理由ヲ付シ当部ヘ通知スルコト

（別表一）略

（別表二）鉄鋼割当証明書請求書

（別表三）略

道府県

鋼材種類	使用地	数量	使用ノ時期	用途	氏住請負名所	備考
大形棒鋼 中形型鋼 計	大形型鋼 中形棒鋼 計	大形棒鋼 中形型鋼 計	大形型鋼 中形棒鋼 計	大形棒鋼 中形型鋼 計	大形型鋼 中形棒鋼 計	大形棒鋼 中形型鋼 計

記入注意

一、鋼材種類ハ別表品種別規格表ニ依リ区分スルコト

二、使用地ハ道府県郡市区町村名ヲ記入スルコト、尙事変関係職業
補導施設ニアリテハ其ノ名称ヲモ附記スルコト

三、事変関係職業補導施設ニ使用スル分ニ付テハ使用時期欄ハ月別
ニ（例ハ第一、四半期分ニ付テハ四月……延五月……延六月……
延ノ如ク）使用数量ヲ記入スルコト

四、請負人住所氏名欄ハ割当証明書ヲ請負人ニ交付スル場合ノ外記
入ヲ要セザルコト

五、数量ハ延ヲ単位トシ延未満ノ端数ハ切捨ツルコト

入所者調							状況所			開月日始									
前							計	補導科目別		予定年月日	修了								
水産業	農林業	商業	土木建築	工業及鉱業	職業別	男		男	入所定員										
								女											
年齢							計	男	申込人員	期間	補導								
四十歳以下	三十五歳以下	三十歳以下	二十五歳以下	二十歳以下	年齢別	男	女	計											
							計	男	入所人員	時間	補導								
備考							備考			時間									
道府県							時			時									

第一号様式

何々職業紹介所何々補導所第 回補導開始報告（昼間部又ハ夜間部ノ別）

標記報告ニ関シテハ七月一日以降左記ニ依リ御報告相成度
記

一、事変關係及一般職業補導施設補導開始報告

（別紙第一号様式ニ依リ各回毎ニ開始後七日以内）

昭和十五年六月二十五日丙職発第三号
厚生省失業対策部長、厚生省職業長ヨリ各地方長
官宛（但シ別記（三）ハ六大府県ニノミ施行）

件
職業補導施設ノ補導開始又ハ修了報告ニ関スル

二、事変關係及一般職業補導施設補導修了報告
(別紙第二号様式ニ依リ各回毎ニ終了後七日以内)

三、一般職業補導施設中少年労務者ニ対スル補導状況報告
(別紙第三号様式ニ依リ翌月七日以内)

記載注意

- 一、本表ハ一施設毎ニ昼夜間部夜間部別ニ記載スルコト

二、補導回数ハ第一回ヨリ通算シ年度毎ニ之ヲ改メザルコト

三、「入所状況」欄ノ補導科目別ノ記載ハ旋盤科、仕上科、フライス盤科、製図科、事務科、（膳写、珠算、簿記等）タイプライター科等ノ別ニ依ルコト

四、「入所者調」欄中前職別欄ノ職業別ハ職業紹介業務規程ニ関スル件通牒第二事業状況報告ニ関スル事項中一般職業紹介成績表ノ職業別大分類ニ依リ記載スルコト

五、本表ニハ補導日課表其ノ他スター、ビラ等参考トナルベキモノアラバ之ヲ添付スルコト

何々職業紹介所何々補導所第 回補導修了報告

17

事項 特記すべき	職				
	計	無業	雜業	戸内使用人	通信運輸
有夫者数	妻帯者数	四十一歳以上			

記載注意

一、「修了状況」欄中当所入所者数欄ニハ開始状況報告記載ノ入所者数ヲ記載シ中途入所者数欄ニハ其ノ後ニ入所シタル者ノ数ヲ記載スルコト
二、就職斡旋状況各欄ニハ補導中途就職者ノ数ヲ（ ）ヲ附シ傍記スルコト
三、其ノ他ノ記載ハ様式第一号ノ例ニ依ルコト

四、本表ニハ輔導状況ノ写真、其ノ他修了者ノ感想文等参考トナルベキモノアラバ取纏メ添付スルコト

第三号様式

昭和何年度何月分何々職業紹介所何々館輔導状況報告

府県名

一、輔導日数	日
二、輔導人員	人（内女）人
内就労前	人（内女）人
三、輔導概況	人（内女）人

記載注意

一、輔導日数ハ一ヶ月ノ輔導実日数ヲ記載スルコト尙前回ノ輔導終了日ニ次回ノ輔導ヲ開始シタル場合ニハ当日ヲ一日トシテ計算スルコト

コト

二、輔導ガ前月ヨリ跨リテ実施セラレタル場合ニハソノ輔導人員ハ前月分報告ニ記載シ翌月分ノ報告ニハ記載セザルコト

三、本表ニハ輔導状況ノ写真其ノ他修了者ノ感想文等参考トナルベキモノアラバ取纏メ添付スルコト尙輔導実施ノ成績ニ鑑ミ将来改善ヲ要スキ点等アリタル場合ニハ之ガ事情ノ詳細別紙ニ記載シ報告スルコト

昭和十五年七月二十二日丙職発第五九号

〔四一一四一〕 厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官宛
事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件

事変関係機械工補導施設ニ於ケル補導ニ付テハ爾今別紙補導要綱ニ
準拠シ之ヲ行フ様致度尙本要綱ニ準拠スル為從来実施中ノ計画ヲ著
シク変更スルノ要アル場合ニ於テハ至急之ガ計画変更（設備改善、
経費ノ増額ヲ要スルモノニ付テハ詳細）ニ付御協議相成度

機械工補導所補導要綱

第一 総 則

一、機械工補導ノ目的ハ機械工タラントスル者ニ対シ之ニ須要ナル基礎的知識技能ヲ短期間ニ授ケントスルニ在リ本要綱ハ右機械工補導ニ於ケル学科教授及実習指導等補導ニ關スル準則ヲ定ムルモノトス

(8) 工業用術語ハ内閣告示資源用語及工業共通用語(日本工学会選定)ヲ主トシ職用語ハ全國広ク用ヒラルモノヲ参考ノ程

度ニ教授スルコト

第二 昼 間 部

(一) 補導期間

三ヶ月トス

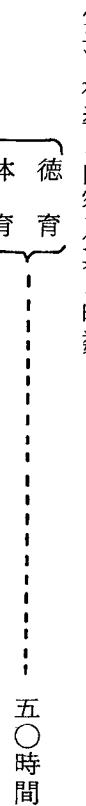
(二) 補導日数及時数

1. 三ヶ月ヲ十三週(九十一日)トス

2. 日曜日ヲ休業トシ授業日数ハ七十八日トス

3. 祭日ハ休業トシソノ場合ハ隣接ノ日曜日ヲ授業日トス
4. 補導期間中ニ授業すべき時数ヲ七〇〇時間トス

(三) 補導ノ内容及其ノ時数



(四) 補導要目

一、旋盤工補導要目

尚学科ノ教授ハ原則トシテ教室ニ於テ之ヲ行フコト

実習ノ指導ニ関シテハ可成教程実施前約一時間ヲ現場ニ於テ

説明指導シタル上作業ニ就カシムルコト

工業常識工業学科及職種専門学科ノ教授並ニ実習ノ指導ニ当リテハ事項ノ難易進度等ニ留意シ相互間ノ連絡補益ニ努ムルコト

学科ノ教授ニ付テハ常ニ教授事項ニ関聯スル問題ヲ与ヘ補導生ヲシテコレヲ解決セシムルコトトシ学科教授ノ徹底ヲ図ル

コト

学科ノ教授ニ付テハ常ニ教授事項ニ関聯スル問題ヲ与ヘ補導生ヲシテコレヲ解決セシムルコトトシ学科教授ノ徹底ヲ図ル

コト

総テ日本標準規格ノ定メアルモノハ之ニ依ルコト

(ロ)

学
科

150 時間

工業学科

70 時間

機械工作法ノ順序方法
機械製作ノ順序方法
機械工作法ノ概念
機械材料ノ常識
機械工ノ電氣心得
機械工作法ノ概念

金属材料(性質、抗張力、硬度)
鉄ト鋼、非鉄金属
ネヂ、ボルトナット、小ネヂ類
スパン、鋸接手、キー、歯車、バネ

計測器
図面ノ読ミ方
金属材料(性質、抗張力、硬度)

工業常識

日本標準規格
機械工業ノ概念
機械材料ノ常識
機械工ノ電氣心得
機械工作法ノ概念

安全教育
英字記号

体
育

時局ノ正シキ認識
機械工ノ心構
ラジオ体操ノ実施
国民体操ノ実施
保健衛生講話

36 時間

時局ノ正シキ認識
機械工ノ心構
ラジオ体操ノ実施
国民体操ノ実施
保健衛生講話

(ハ)

旋盤実習

500 時間

旋盤学科

60 時間

旋盤用工具及バイト
センターワーク、チャック作業、
中グリワーク、チャック作業、
旋盤ノ運転

切削速度及切削剤
ネヂ切換歯車ノ計算、ネヂ切

作業
ネヂ切換歯車ノ計算、ネヂ切
テーパー削り、取付作業

特殊旋盤
以上ヲ実施セシムルコト

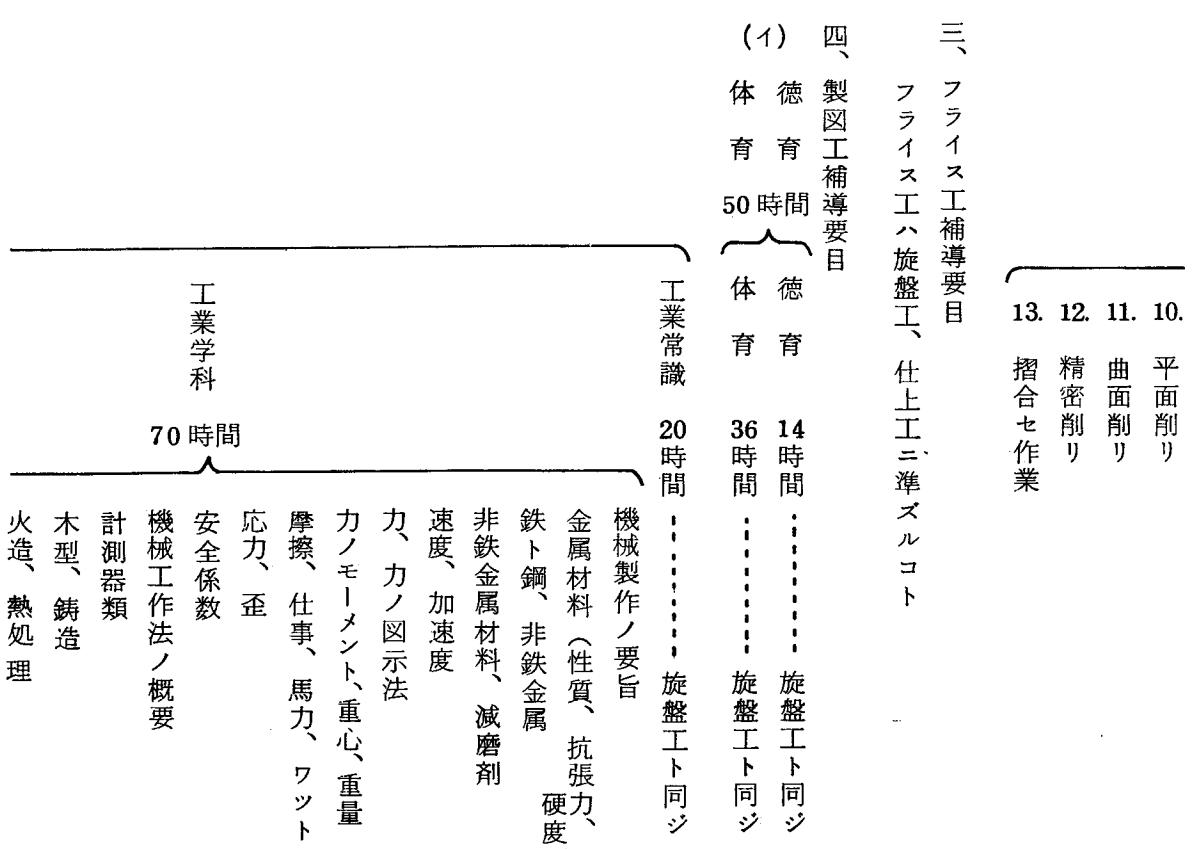
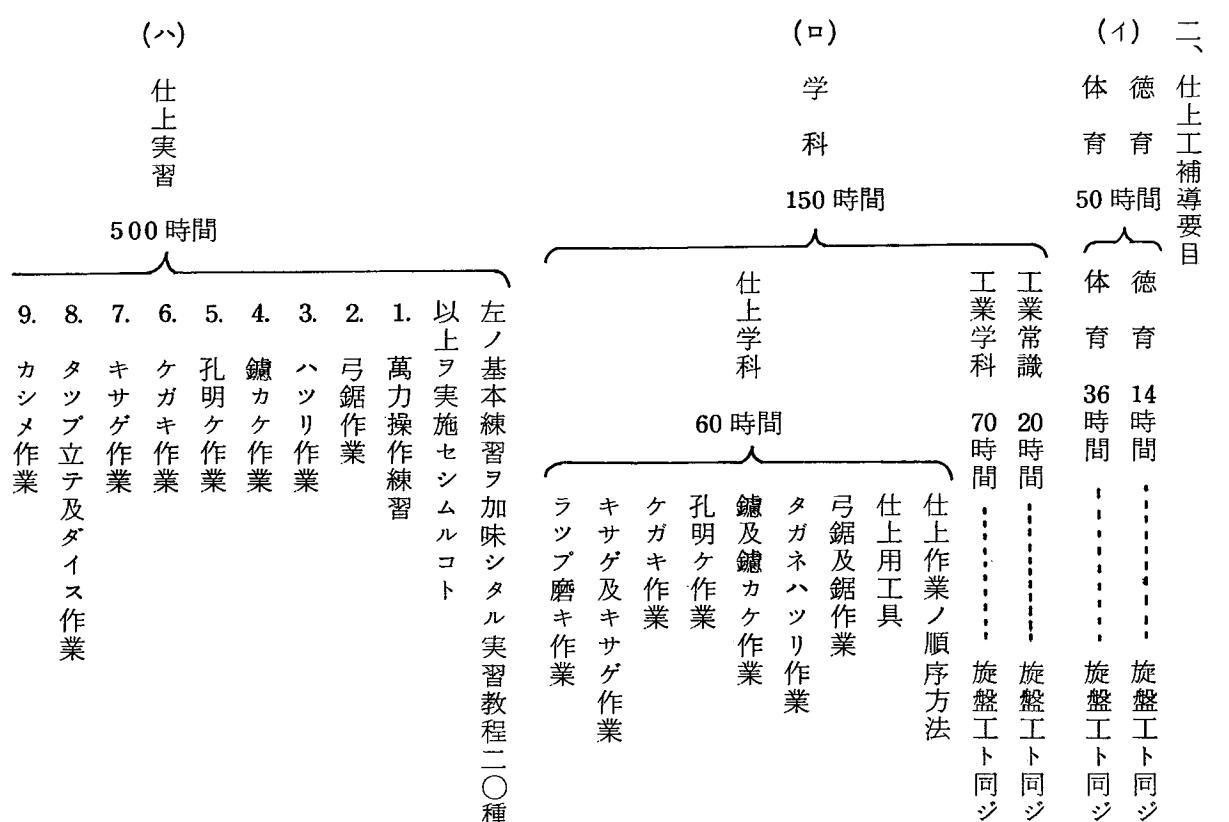
左ノ基本練習ヲ加味シタル実習教程二〇種

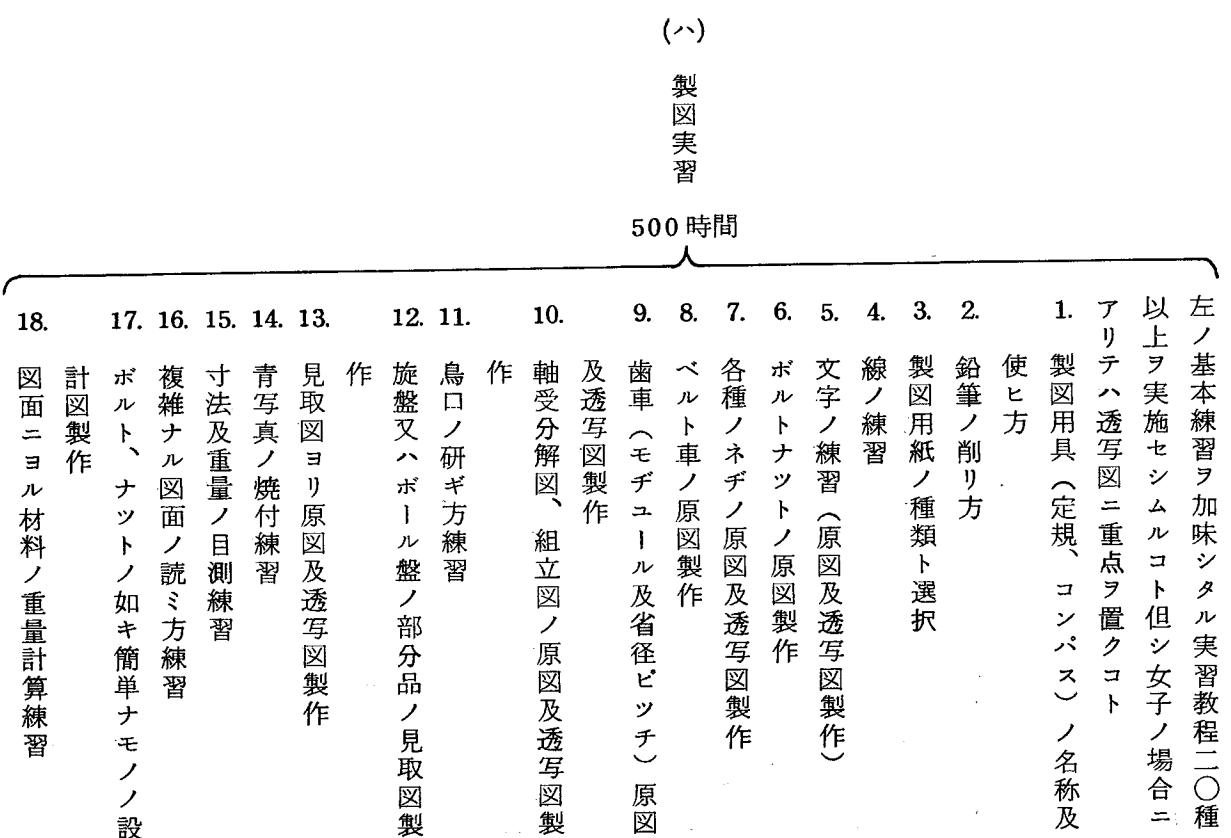
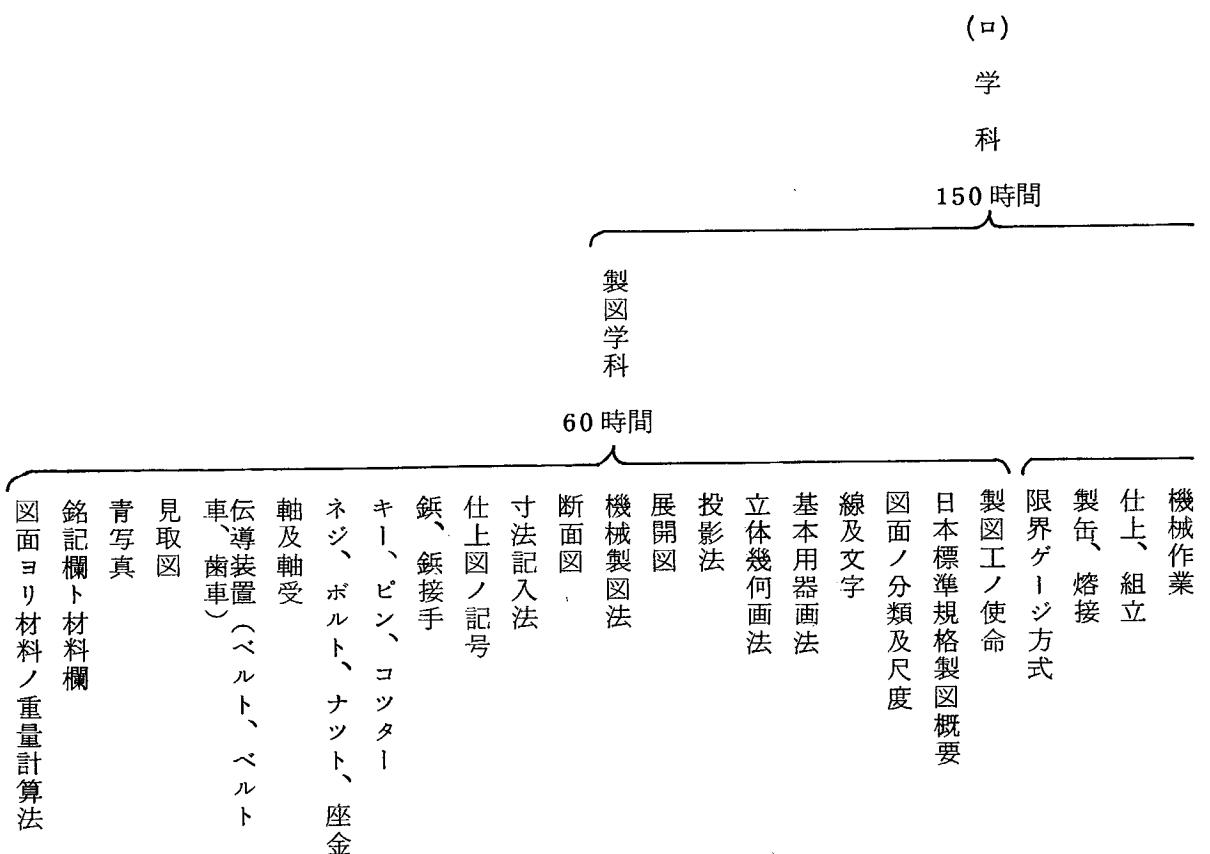
1. 旋盤操作練習
2. ベルト拭練習
3. 切削ノ手ホドキ

4. 丸棒削り
5. 段付丸棒

6. 座金
7. センターワーク、チャック作業、中グリ
8. 曲面削り
9. 平面削り
10. ネヂ角ネヂ
11. ルネヂ切り(ウイットウォース、メート
12. テーパー削り
13. 精密切削
14. 取付作業
15. 鑽孔作業

仕上作業
旋盤作業ノ順序方法
旋盤ノ構造
ベルトトベルトノ取扱





左ノ基本練習ヲ加味シタル実習教程二〇種
以上ヲ実施セシムルコト但シ女子ノ場合ニ
アリテハ透写図ニ重点ヲ置クコト

授業時間割編制例

- 授業時間割編制例

2. 本時間ノ編制ハ始業時午前七時ヨリ終業時午後四時三十分迄九時三十分迄ノ内中食時間正午ヨリ三十分間ヲ休憩時間トシ、午前ノ始業時ニ於テ十分間午後ノ始業時ニ於テ十五分間ヲ体操時間ト定メ残余ノ時間ヲ九时限ニ編成ス

学科授業ニ於テハ五十分授業十分休憩ヲ一时限トシ実習ニアリテハ左表ノ時間割ニ応ジテ时限ノ区分ヲナス

3. 実習時間中三时限未満ハ連続授業トシ、四时限以上ノ場合ハ中間適当ノ时限間ニ於テ十分间ノ休憩ヲナス

間適當ノ時限間ニ於テ十分間ノ休憩ヲナス

本時間ノ編制ハ始業時午前七時ヨリ終業時午後四時三十分迄九時三十分迄ノ内中食時間正午ヨリ三十分間ヲ休憩時間トシ、午前ノ始業時ニ於テ十分間午後ノ始業時ニ於テ十五分間ヲ体操時

間適當ノ時限間ニ於テ十分間ノ休憩ヲナス
左記時間割中第一日ハ午前八時集合、補導開始、最終日ハ午後
三時三十分ニ終ルモノトシ表中ノ略字ハ左ノ意味ヲ表ハス

間ト定メ残余ノ時間ヲ九时限ニ編成ス
学科授業ニ於テハ五十分授業十分休憩ヲ一时限トシ実習ニアリ
テハ左表ノ时间割ニ応ジテ时限ノ区分ヲナス

土	金	木	水	火	月	曜日時限	第一週
操作オジラ及礼朝						七時〇〇分	其实学徳
(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	八、〇一〇	他習科育
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	入	九、〇一〇	二一五八九一
実	実	実	(学)	(学)	所	九、〇一〇	五三时限
実	実	実	実	実	式		
実	実	実	実	実		一二〇、〇一〇	
間時食中						一二〇〇、三〇〇	外体操約二、五時間
操作民国						〇〇、三四〇	
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	一般心得	一〇、四五	
実	実	実	実	(学)	6	二、四五	
実	実	実	実	実	7	二、四五	
実	実	実	実	(学)	8	二、四五	
実	実	実	実	実	9	四、三四〇	

5. 補導期間中ノ時間割

曜日	時限	自至	第四週
		七、七、 一〇〇	其実学徳 他習科育
1		八、七、 〇一〇〇	三四五 四一
2		九、八、 〇一〇〇	五四時限
3		一〇、 〇一〇〇	
4			
5		一二〇、 〇一〇〇	外体操約二、五時間
		三一、 三〇〇	
		四〇、 四五〇	
6		一〇、 四五〇	
7			
8		四、一、 三四〇	
9			

土	金	木	水	火	月		曜日	時限	自至	第三週
操体オジラ及礼朝								七、一〇〇		其实学徳
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	八、一〇〇	他習科育	
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)		2	九、一〇〇		
実	実	実	実	実	(学)		3	一〇九、一〇〇		
実	実	実	実	実	実		4			
実	実	実	実	実	実		5	一一二〇、一〇〇		
間時食中								〇三、三〇〇		
操体民国								〇〇、四五〇		外体操約二、五時間
実	(学)	(学)	実	(学)	実		6	一〇、四五五		
実	実	実	実	実	実		7			
大掃除		実	実	実	実		8	一、三四〇		
		実	実	実	実		9			

土	金	木	水	火	月
操体オジラ礼朝					
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実	実	(学)
実	実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実
間時食中					
操体民国					
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	実
実	実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実

土	金	木	水	火	月	曜日	時限	自至
操作オジラ及礼朝							七、 一〇〇	
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	八、 一〇〇	美学 德 習科育
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	2	九、 一〇〇	四一 一二二
実	実	実	実	実	(学)	3	一〇、 一〇〇	五四時限
実	実	実	実	実	実	4		
実	実	実	実	実	実	5	一一〇、 一〇〇	
間時食中							一〇、 三〇〇	
操作民国							〇〇、 四五〇	外体操二、五時間
実	実	実	実	実	実	6		
実	実	実	実	実	実	7		
実	実	実	実	実	実	8	四〇、 三四五	
実	実	実	実	実	実	9		

土	金	木	水	火	月
操体オジラ及礼朝					
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実	実	(学)
実	実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実
間時食中					
操体民国					
工場見学(又ハ講話)	(学)	実	実	(学)	実
	実	実	実	実	実
	実	実	実	実	実
	実	実	実	実	実

火		月		曜日		時限		自至													
礼朝						七、 一〇〇															
(学)	德	1				八、 一〇〇							八、 一〇〇								
(学)	(学)	2				九、 一〇〇							九、 一〇〇								
実	(学)	3				一九、 一〇〇							一九、 一〇〇								
実	実	4																			
実	実	5				一一〇、 一〇〇							一一〇、 一〇〇								
中						Q、二、 三〇〇								Q、二、 三〇〇							
国						Q、 四五〇								Q、 四五〇							
実	実	6											実	実	実	実	実	実	6		
実	実	7				四〇、 三四〇							実	実	実	実	実	実	7		
実	実	8				四五〇、 四五〇							実	実	実	実	実	実	8		
実	実	9											実	実	実	実	実	実	9		

火	月	曜日	時限	自至
朝		七、	七、	
		一〇〇	一〇〇	
(学)	德	1	八、	八、
(学)	(学)	2	九、	九、
実	実	3		
実	実	4	一二、	一二、
実	実	5	〇一〇	〇一〇
中		Q	二、	二、
国		Q	三〇〇	三〇〇
実	実	6		
実	実	7	四〇、	四〇、
実	実	8	四五	四五
実	実	9		

第十週

其实学徳
他習科育四
四〇九一

五四時限

外体操約二、五時間

土	金	木	水	火	月	曜日	時限	自至
						七、	七、	
						一〇〇	一〇〇	
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	八、	八、	
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	九、	九、	
実	実	実	実	実	実	3		
実	実	実	実	実	実	4	一二、	一二、
実	実	実	実	実	実	5	〇一〇	〇一〇
							Q、	二、
							三〇〇	三〇〇
							Q、	三
							三〇〇	三
							Q、	四
							四〇、	四
							四五	四
実	実	実	実	実	実	6		
実	実	実	実	実	実	7		
大掃除	実	実	実	実	実	8		
除	実	実	実	実	実	9		

第九週

其实学徳
他習科育四一
二〇一一

五四時限

外体操約二、五時間

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

操体オジラ及

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

操体オジラ及

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実

土	金	木	水

<tbl_r cells="4" ix="5" maxcspan="1" maxrspan="

水	火	月	曜日	時限	自至		第十二週
				七、 一〇〇			
ラ及礼朝							
(学)	実	徳	1	八、 一〇〇			其実学徳 他習科育
(学)	実	(学)	2	九、 一〇〇			四 四四五
実	実	実	3				五四時限
実	実	実	4	一、 九〇〇			
実	実	実	5				
食 中				二、 三〇〇			
民 国				三、 三〇〇			
外体操約二、五時間				四、 三〇〇			
実	実	実	6				
実	実	実	7	四、 三〇〇			
実	実	実	8	四、 三〇〇			
実	実	実	9				

土	金	木	水	火	月	曜日	時限	自至
操体オジラ及礼朝							七、一〇〇	
実	(学)	(学)	実	(学)	徳	1	八、一〇〇	実学徳習科育
実	(学)	(学)	実	(学)	(学)	2	九、一〇〇	四六七一
実	実	実	実	実	実	3		五四時間
実	実	実	実	実	実	4	一二九、一〇〇	
実	実	実	実	実	実	5		
間 時 食 中							〇、三〇〇	
操 体 民 国							〇、四〇〇	
実	実	実	実	実	実	6		外体操約二、五時間
実	実	実	実	実	実	7	四、三〇〇	四、四五
実	実	実	実	実	実	8		
実	実	実	実	実	実	9		

土	金	木	水
操体オジラ及礼			
(学)	(学)	(学)	(学)
(学)	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実
実	実	実	実
実	実	実	実
間時食			
操体民			
講話 (工業常識又ハ衛生講話)	実	実	実
	実	実	実
	実	実	実
	実	実	実

計	其見 他学	実習	学科	体育	德育	第週	各科目毎週授業時限数	毎日約二十五分間体操実施
五三	五	二八	一九	—	—	—		
五四		三六	一七	—	—	二		
五四	二	三六	一五	—	—	三		
五四	四	三五	一四	—	—	四		
五四		四一	一二	—	—	五		
五四		四一	一二	—	—	六		
五四		四一	一二	—	—	七		
五四	四	三七	一二	—	—	八		
五四	二	四〇	一一	—	—	九		
五四	四	四〇	九	—	—	一〇		
五四		四六	七	—	—	一一		
五四	四	四四	五	—	—	一二		
五三	一	三五	五	—	—	一三		
七〇〇	三六	五〇〇	一五〇	—	—	一四		
七〇〇	三四	四七〇	一五〇	三二	三二	一四		
				時間數	時間數	計時限		

6. 每週授業時限数

第十三週						
曜日時限自至						
土 金 木 水 火 月 曜日時限自至						
七、一〇〇						
操体オジラ及礼朝						
德 育 学 習 他 実 事						
1 2 3 4 5 6 7 8 9						
九、一〇〇						
八、一〇〇						
一、九、一〇〇						
二、九、一〇〇						
三、三〇〇						
四、四五〇						
五、四五〇						
六、六〇〇						
七、七〇〇						
外体操約二、五時間						
謝恩会						
大掃除						
中食時間						
國民體操						
五三時限						
修了式						
施實操						
二、五時限						

土	金	木
操体オジ		
実	(学)	実
実	(学)	実
実	実	実
実	実	実
実	実	実
間時		
操体		
実	実	
工場見学又ハ講話		
実	実	
実	実	

第三夜間部

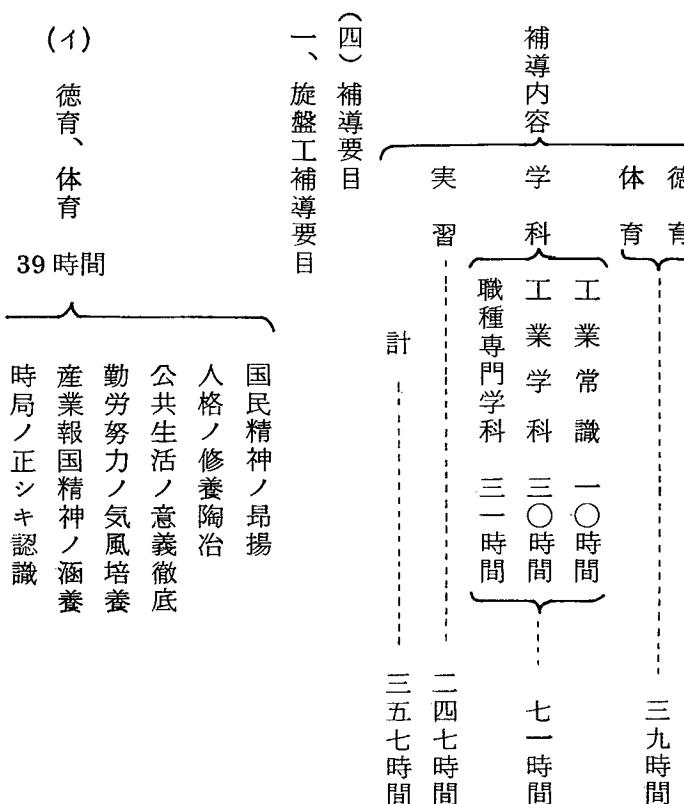
(一) 補導期間

四ヶ月トス、但シ状況ニ応ジ五ヶ月又ハ六ヶ月トナスコト
ヲ得

(二) 補導日数及時数

1. 四ヶ月ヲ十七週（百十九日）トス
2. 日曜日ヲ休業トシ授業日数ハ百二日トス
3. 祭日ハ休業トシ、ソノ場合ハ隣接ノ日曜日ヲ授業日トス
4. 補導期間中ニ授業スペキ時数ハ毎日三時三十分間トシ合
計三百五十七時間トス

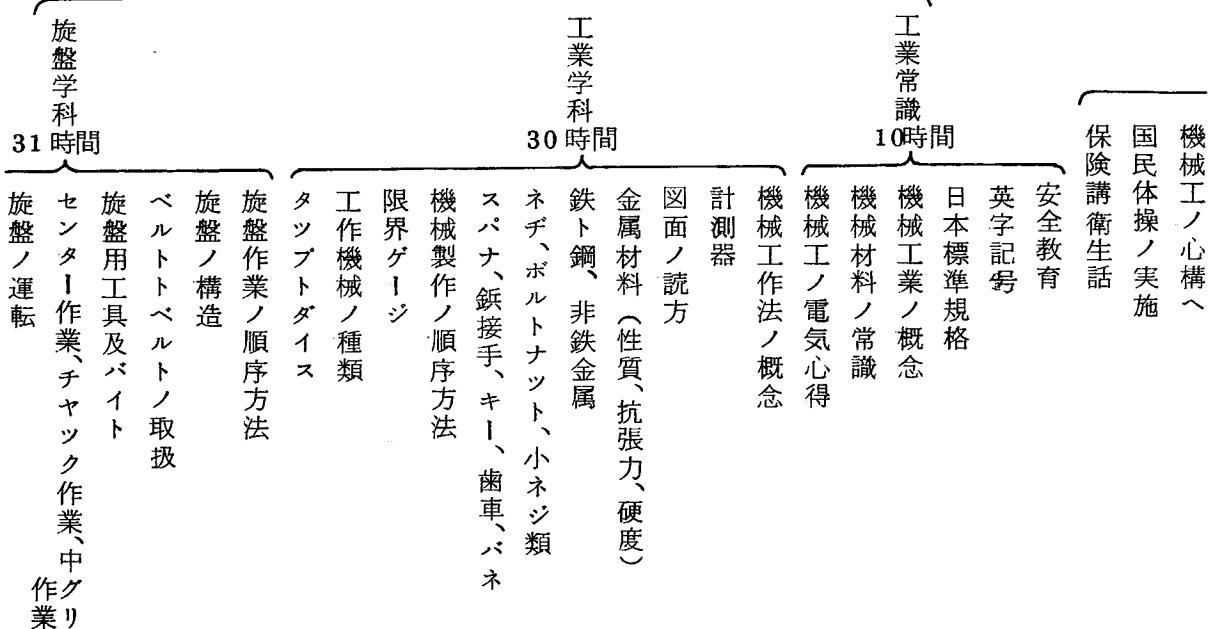
(三) 補導ノ内容及其ノ時数

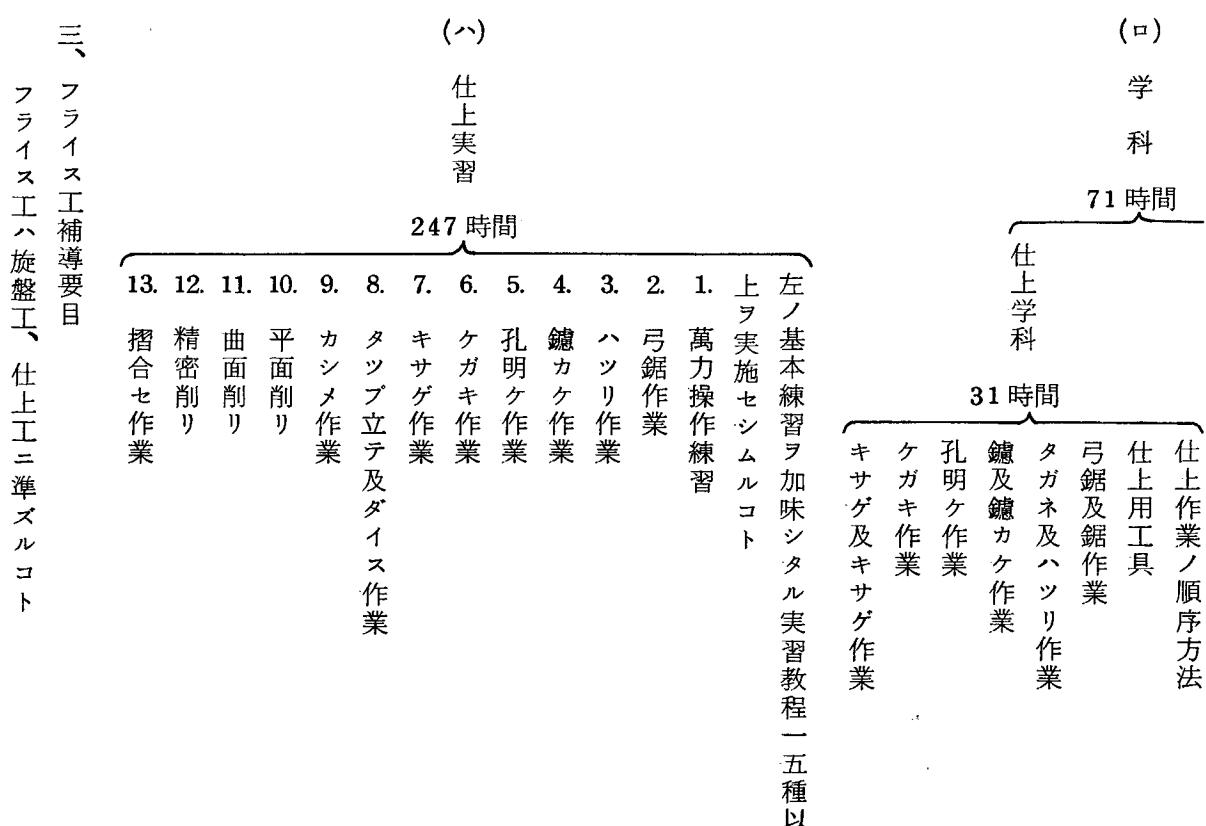
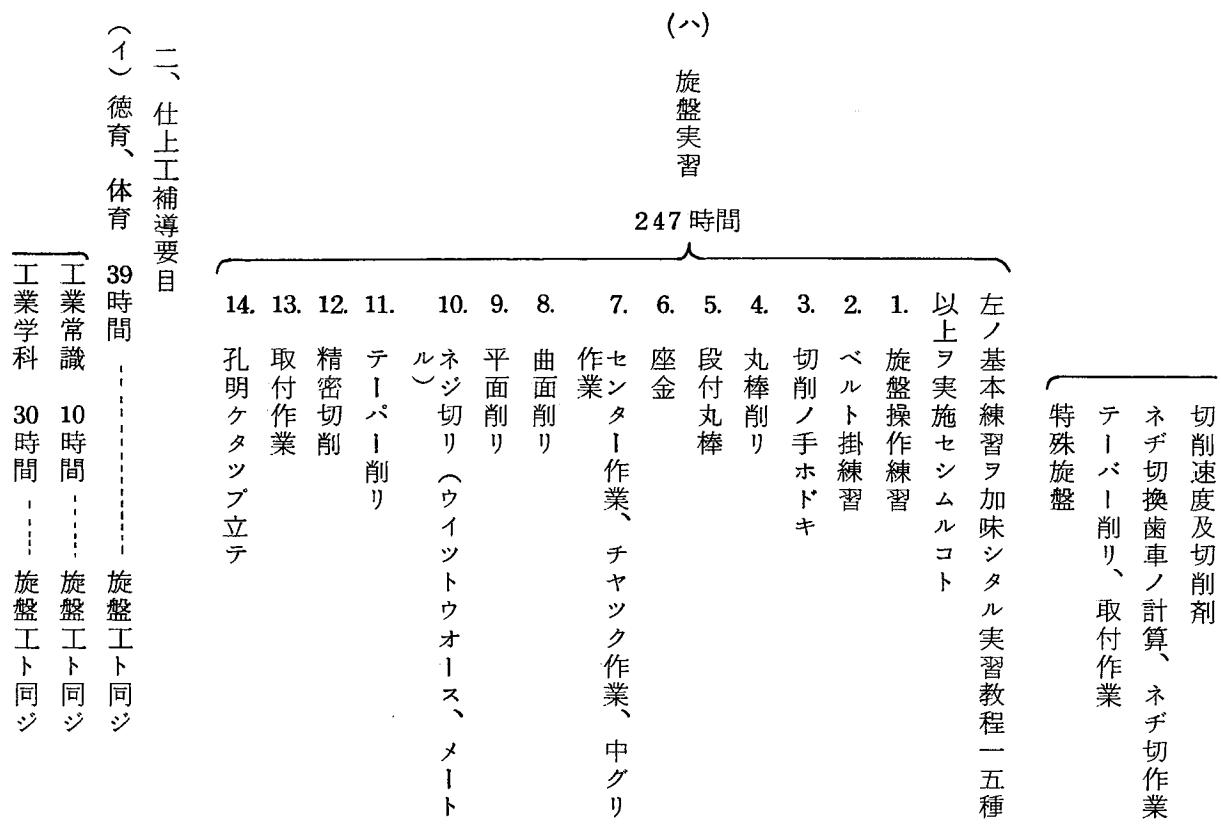


(口)

学
科

71時間





四、製図工補導要目

(1) 德育、体育

工業常識	39時間	旋盤工ト同ジ
10時間	- - - - -	旋盤工ト同ジ

幾歲題年少
烟雨

機械製作ノ要旨

金屬材料 (性質、抗張力、硬度)

鐵、鋼、非鐵金屬

非鉄金属材料

速度、加速度

力、力ノ図示法

力ノモーメント、重量、重心

摩擦、仕事、馬力、ワット

應力、歪

機械工作法ノ既要
安全係數

機械工作法／概要

木型、铸造
説明器類

火造、熱處理

機械作業

仕上、組立

製缶、熔接

限界ゲージ方式

製図工ノ使命

日本標準規格、製図概要

図面ノ分類尺度

線及文字

(口) 学科

71 時間

(八) 実業図製

247 時間

基本用器画法	製図学科
立体幾何画法	
投影法	
展開図	
機械製図法	
寸法記入法	31 時間
仕上面ノ記号	
鋸、鋸接手	
キーピン	
ネチ、ボルト、ナット、座金	
軸及軸受	
伝導装置（ベルト、ベルト車、 歯車）	
見取図	
青写真	
銘記欄ト材料欄	
図面ヨリノ材料重量計算法	
左ノ基本練習ヲ加味シタル実習教程一五種以 上ヲ実施セシムルコト	
但女子ノ場合ニアリテハ透写図ニ重点ヲ置ク	
コト	
1. 製図用具（定規、コンパス）ノ名称及使 ヒ方	
2. 鉛筆ノ削り方	
3. 製図用紙ノ種類ト選択	
4. 線ノ練習	

文字ノ練習（原図及透写図製作）

ボルト、ナットノ原図製作

各種ノネヂノ原図及透写図製作

ベルト車ノ原図製作

歯車（モデュール及直徑ピッチ）原図及

軸受分解図、組立図ノ原図及透写図製作

烏ロノ研ぎ方練習

旋盤又ハボール盤ノ部分品ノ見取図製作

見取図ヨリ原図及透写図製作

寸法及重量ノ目測練習

複雜ナル図面ノ読み方練習

図面ヨリ材料ノ重量計算練習

見取図ヨリ原図及透写図製作

寸法及重量ノ目測練習

複雜ナル図面ノ読み方練習

本時間割ノ編成ハ始業時午後五時三十分ヨリ終業時午後九時迄三時間三十分（二一〇分）ヲ四时限ニ編成ス

即チ一时限ヲ五十分トシ中間適当ノ時間二十分間ヲ国民体操実施ノ時間トス

五、授業時間割ノ編成例

2. 教授時数ト時限数トノ関係ハ次ノ如シ

科 目	時間		
	徳 育、 體 育	工 業 常 識	三 九
學 科	職 種 專 門 學 科	三 〇	外 ニ 體 操 每 日 十 分
計	三 五 七	二 四 七	二 九 六
實 習	外 ニ 體 操 約 十七 時 間	四 〇 八	三 七

3. 時限間ノ取扱及体操ノ実施ニ関シテハ次ノ如ク定ム

イ、学科二时限連続ノ場合ハ時限間ニ五分乃至十分ノ休憩ヲ置

クコトヲ得

ロ、学科時限ヨリ実習ニ移ル場合ニ十分間ノ国民体操ヲ行フ

ハ、実習三时限未満ハ連続授業トスル

ニ、学科又ハ実習四时限ノ場合ハ中間ニ国民体操十分間ヲ行フ

ホ、時限区分ノ時間ト体操ヲ行フ時刻ハ時間割ニ応ジ左ノ如クナル



（学）は学科教授
（実）は実習作業
とす。

4. 捕導期間中ノ時間割

第		週二第							週一第								
月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	其実学徳ノ他習科育 一四九〇一 二四時限	
徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	
実	2	(学)	実	(学)	実	(学)	実	2	(学)	実	(学)	(学)	(学)	(学)	所	2	
実	3	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実	実	(学)	式	3	
実	4	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実	実	(学)	一般心得	4	

週五第		週四第							週三									
土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)
実	実	実	実	実	実	(学)	2	実	実	実	実	実	(学)	2	(学)	実	(学)	実
実	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実

八 第			週 七 第							週 六 第							
火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	
(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1
実	実	2	実	実	実	実	実	実	2	実	実	実	実	実	実	実	2
実	実	3	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実	実	実	実	3
実	実	4	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実	実	実	実	4

実学徳
習科育
一八五一
二四時限
外体操約一時間

週 十 第							週 九 第							週 八 第						
土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	土	金	木	水			
(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	(学)	(学)	(学)	(学)	(学)	
実	実	実	実	実	実	実	2	実	実	実	実	実	実	2	実	実	実	実	実	
実	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実	実	実	3	実	実	実	実	実	
実	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実	実	実	4	実	実	実	実	実	

実学徳
習科育
一八五一
二四時限
外体操約一時間

三十 第		週二十 第							週一十一 第									
月	曜日 時限	実学德 習科育	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	実学德 習科育	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	
徳	1	外体操約一時間	一九四一	二四時限	実	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1	衛	(学)	(学)	(学)	(学)	徳	1
実	2				実	実	実	実	実	実	2	生					実	2
実	3				実	実	実	実	実	実	3	講					実	3
実	4				実	実	実	実	実	実	4	話					実	4

其实学德
ノ他習科育
一二七四一
二四時限
外体操約一時間

週五十 第							週四十 第							週						
土	金	木	水	火	月	曜日 時限	実学德 習科育	土	金	木	水	火	月	曜日 時限	実学德 習科育	土	金	木	水	火
実	(学)	(学)	実	(学)	徳	1	外体操約一時間	実	(学)	(学)	実	(学)	徳	1	外体操約一時間	実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実	2		実	実	実	実	実	実	実		実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実	3		実	実	実	実	実	実	実		実	実	実	実	実
実	実	実	実	実	実	4		実	実	実	実	実	実	実		実	実	実	実	実

計	其ノ他	実習	学科	体育	德育	第週	各科目毎週授業時限数					
							毎日約十分間体操実施					
二四	四	九	一〇			一	一					
二四		一五	八			一	二					
二四		一五	八			一	三					
二四		一七	六			一	四					
二四		一七	六			一	五					
二四		一八	五			一	六					
二四		一八	五			一	七					
二四		一八	五			一	八					
二四		一八	五			一	九					
二四		一八	五			一	一〇					
二四		一八	五			一	一一					
二四	二	一七	四			一	一二					
二四		一九	四			一	一二					
二四		一九	四			一	一三					
二四		二〇	三			一	一四					
二四		二〇	三			一	一五					
二四		三一	二			一	一六					
二四	四	一七	二			一	一七	計(時限)				
四〇八	一〇	二九六	八五			一	一七					
三五七	八	二四七	七一			一	一四	時間数				

5.

毎週授業時限数

週六十第							曜日 時限	実学德育 二二二一 三四時限
土	金	木	水	火	月	徳		
実	実	(学)	実	(学)	徳		1	
実	実	実	実	実	実		2	
実	実	実	実	実	実		3	
実	実	実	実	実	実		4	

週七十第							曜日 時限	其実学德育 一四二二 三四時限
土	金	木	水	火	月	徳		
修	(学)	実	(学)	実	徳		1	
了		実	実	実	実		2	
式		実	実	実	実		3	
謝	実	実	実	実	実		4	
恩		実	実	実	実			
会								

昭和十五年七月二十二日丙職發第六〇号

厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官

〔四一一四二〕

宛

記

事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件
標記ノ件ニ関シテハ本日別途及通牒候処之ガ実施ニ当リテハ旋盤科、
仕上科、製図科用トシテ左記ノ教科書ヲ使用セシメラル、様致度
記

一、平松秀三著

(イ) 旋盤工教科書 (定価二円六〇銭)

附錄旋盤基本実習教程集

(ロ) 仕上工教科書 (定価二円六〇銭) 近刊(八月中
ニ発行ノ予定)

附錄仕上工基本実習教程集

発行所 東京市神田区一ツ橋教育会館

大日本工業学会

二、清家正著

機械製図科教科書 (定価六五銭)

練習附図 (定価五五銭)

発行所 東京市神田区小川町三ノ七パワー社出

版部

〔四一一四四〕 宛
昭和十五年八月十三日丙職第九九号
厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官
事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル電線報告
書ニ関スル件
今般電線原料銅配給統制協会ヨリ商工省査定電線並ニ電線市場品ニ
付将来ニ於ケル供給及配給上ノ考查材料に資セムガ為買付購入狀況
並消化狀況等ニ関シ左記要領ニ依ル報告書提出方申越有之候条右御
了知ノ上所定期日迄ニ遅滞無キ様御回報相成度
追而左記一、二ノ報告書ニ付テハ爾今引続キ報告ヲ要スペキモノ
ニ付為念申添候

昭和十五年八月五日丙職發第八三号

厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官

宛

記

事變関係機械工補導施設運営ニ関スル件

一、商工省査定電線買付手配報告書
1、様式 別表第一号

標記ノ件ニ関シテハ屢次通牒ノ次第モ有之夫々御配意中ノコト、存
候処尚左記事項御了知ノ上補導施設運営ニ遺憾無キ様致サレ度
記

一、補導雜費ハ補導雜費總額(十五銭ニ補導人員數ヲ乗ジタル額)
ノ範囲内ニ於テ各人ニ對スル支給額ヲ必要ニ応ジ適宜増減ス
ルモ差支ナキコト

二、作業服ハ備品トシテ購入シ補導生に貸与シ差支ナキコト

三、教科書ハ補導生ヲシテ購入セシムルコト

四、成績優良者表彰ノ為ノ賞品ニ要スル費用ノ總額ハ修了者五十
人ニ對シ五円ヲ標準トスルコト

2、記載上ノ注意

(イ) 昭和十四年度第一、四半期分ヨリ買約（又ハ仮約）成立ノ日附ニヨリ記載スルコト

(ロ) 本報告書中ノ査定欄ノ月ハ商工省査定ノ月ヲ記載スベキモノニシテ当部ヨリ配給通知ノ際附記シタルモノナリ
本査定月不明ノモノハ空欄ノ儘トシテ置クコト

(ハ) 品名欄ハ裸線、普通線及特殊線ノ三種ニ類別更ニ電線ノ品名ヲモ附記スルコト

(ニ) 摘要欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

◎註文品種変更ノ場合ハ其ノ旨
◎其他必要ト思料セラルル事項

◎次項(ホ)ノ記載事項

(ホ) 報告書ハ各買約社（電線協会々員）別ニ各別紙トシテ
記載スペキモ問屋又ハ工事屋經由購入シタル場合ハ該問屋、
工事屋別ニ記載シ摘要欄ニ右問屋、工事屋名及住所ヲ附記
シ置クコト

買約社（電線協会々員）ハ左記十社トス

古河電氣工業株式会社

(ロ) 本報告書ハ買約社別ニ用紙ヲ更メルヲ要セザルコト
(ハ) 摘要欄ニハ左記事項ヲ記載スルコト

(イ) ニ記載セル手持製品、業者製品、在庫品、加工又ハ改
造品超過分等ノ区別ヲ明示スルコト
但シ買約先及製造所名記入ノ為記事重複ヲ來ス時ハ之ヲ省略
スルモ差支ナシ

3、報告書提出期限

(ニ) 換算銅量不明ノ場合ハ空欄ノ儘ニシ置クコト

本年一月一日以降購入予約ノモノヨリ各月別ニ調製八月二
十五日迄ニ当部ニ到着スルコト
尚今後ノ分ニ付テハ前項商工省査定電線買付手配報告書ニ

手後十四日以内ニ当部ニ到着スルコト
4、報告書提出枚数

二、電線市場品購入報告書

1、様式 別表第二号
2、記載上ノ注意

(イ) 本様式ニ依ル報告書記載ノ電線ハ当部ヲ通ジテ（商工
省査定ニ係ル）割当タルモノ以外ノモノニシテ次ノ如キモ
ノナルコト

◎電線協会員ノ手持製品
◎其他ノ電線業者製品
◎問屋、工事屋、ブローカー其他ノ在庫品
◎加工又ハ改造品
◎査定電線数量を超過シテ納入シタル場合ノ右超過分
買約社（電線協会々員）ハ左記十社トス

一
枚

三、商工省查定電線購入銅量報告書

1、様式 別表第三号

2、記載上ノ注意

從來當部ヨリ割当タル電線ニシテ購入シタル分（電線銅量）

ヲ契約社即チ前記ノ電線協会々員別ニ（問屋又ハ工事屋経由
購入シタル場合ハ該問屋工事屋別ニ）記載スルコト

3、查定銅量ト購入銅量トガ一致セザル場合若ハ品種変更其他ノ関係ヨリ銅量ノ計算困難ナル場合ハ別紙ニ購入品ノ品名数量詳記ノ上其ノ事情ヲ記載セラレタキコト
4、報告書提出期限及枚数

商工省査定電線買付手配報告書(第一号)

昭和 年 月 日

厚生省職業部養成課御中

電線市場品購入報告書（第二号）

昭和 年 月 日

厚生省職業部養成課御中

商工省査定電線購入銅量報告書（第三号）

厚生省職業部養成課御中

昭和 年 月 日

契約社

道府県名

査定月	査定銅量	購入銅量			過不足	摘要
		裸線	普通線	特殊線		
昭和13年10月						
" 11 " 12月						
" 14 " 1月						
" 2月						
" 3月						
" 4月						
" 5月						
" 6月						
" 7月						
" 8月						
" 9月						
" 10月						
" 11月						
" 12月						
合計						

昭和十五年十月三十一日丙職発第二五七号

〔四一一一四五〕 厚生省職業部長、失業対策部長ヨリ各地方長官宛

事変関係職業補導施設ニ付テ使用スル統制材料
要求書提出期限ニ閑スル件

標記統制材料中非鉄金属類ニ付テハ昭和十五年度第四、四半期分以降左記期日迄ニ御要求相成度

記

電 氣 鉛 亞 鉛 錫 電 伸 銅 品 線

ト

当該期最初ノ月ノ前々月五日迄ニ當部ニ到着スルコ

四、補導期間ハ概ネ三ヶ月以内トスルコト

但シ夜間補導ハ概ネ四ヶ月以内トスルコト

五、補導雜費ハ相当額（一日平均五十錢）増額支給スル見込ナルコト

六、其ノ他從来ノ補導施設ニ準ジ計画スルコト

別記

一、設置場所

二、新設、拡張ノ別

三、補導種目

四、収容定員（拡張ノ場合ハ増加人員）

五、補導期間

〔四一一一四六〕

昭和十五年十一月十六日丙職発第二八三号
厚生省職業部長、厚生省失業対策部長ヨリ各地
方長官宛

職業補導施設拡充ニ閑スル件

中小商工業者職業転換対策ノ一トシテ職業補導施設ヲ拡充スペク目

下之ガ予算要求等準備中ニ有之候ニ付テハ左記要項御了知ノ上貴管
下ニ於テ拡充又は新設ヲ要スベキ箇所有之候ハバ別記ニ依リ至急御

内報相煩度

記

一、補導施設ノ拡充ニ付テハ從來夜間部ノ設ケナキモノニ在リテハ

之ヲ併設シ、既設ノ設備ニシテ拡張ノ余地アルモノニ在リテハ之
ガ拡張ヲ図ルコト

二、補導施設ヲ新設スル場合ニ於テハ可成工業学校、機械工訓育所
等ノ人的物的設備ヲ利用スルノ途ヲ講ズルコト

三、補導種目ハ從来ノ機械工補導（製図工ヲ含ム）事務員補導ノ外
検査工補導等職業再教育上適切ナル補導種目アラバ之ヲ認ムル方
針ナルコト

針ナルコト

標記ノ件ニ閑シテハ屢次通牒ノ次第モ有之候処補導職員ニ対スル臨
時家族手当並年末賞与支給ノ為必要ナル場合ニ於テハ事業施行上支

障ナキ限り諸給予算額ノ一割ヲ超ヘテ他ノ諸目ヨリ流用スルモ差支無之候条御了知相成度

昭和十五年十二月二十六日丙職發第三七三号

〔四一一一四八〕 厚生省職業部長、厚生省失業対策部長ヨリ各地方長官宛

職業補導施設拡充二閥スル件

中小商工業者転廃業対策ノ一トシテ今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出シ職業補導施設ヲ拡充スルコト相成候条左記ニ依リ適切ナル実施計画ヲ樹テ来ル一月十五日迄ニ御協議相成度

二、新設補導施設ハ別表ノ基準ニ依リ計画ヲ樹テルコト
三、協議書ハ別紙様式ニ依リ作成スルコト（別紙様式略）

昭和十五年十二月二十七日厚生省発職第一七六

〔四一二一四九〕

号

厚生、商工次官ヨリ各地方長官宛

中小商工業者転廻業対策ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ先般決定セラレタル閣議決定（別紙参照）ニ基キ今回第二予備金ヨリ経費ヲ支出致シ左記ノ通り職業転換指導ニ必要ナル施設ヲ講ズルコトト相成候ニ付テハ別途通牒可相成実施要綱等御了知ノ上貴管内ノ実情ニ応ジ適切ナル措置ヲ講ゼラレ度此段依命及通牒候

追而国民職業指導所官制ニ関シテハ近ク職業紹介所官制ヲ改正ノ上公布相成見込ニ有之為念

記

第一、道府県職業指導職員ノ設置

一、道府県ニ於ケル転業並ニ職業転換ノ指導ノ事務ニ從事セシムル為道府県ニ之ガ職員ヲ設置スルコト

二、職業指導職員ハ道府県中央商工相談所ノ職員ヲ以テ之ニ充テ仍必要ニ依リ之が増員ヲ為ス場合ニ於テ之ニ要スル経費ノ二分ノ一定程度ヲ国庫ヨリ補助スルコト（昭和十六年度以降ハ從来商工省ニ於テ補助シタル分モ一括シ厚生省ニ於テ補助スル見込）

三、道府県中央商工相談所ハ爾今廢止セラルベキコト

第二、道府県職業転換協議会ノ設置

一、中小商工業者ノ転業ニ関スル対策ヲ協議シ其ノ実行ヲ促進セシムル為道府県ハ職業転換協議会ノ如キ組織ヲ設クルコト

二、協議会ハ知事ヲ会長トシ委員ハ官民關係者中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱スルコト

三、協議会ニハ地方ノ実情ニ応ジ地域別及業種別部会ヲ設ケ成ル

ベク集団的に転業問題ヲ協議シ処理スルコト

四、協議会ニ要スル経費ニ付テハ国庫ヨリ之ヲ補助スルコト

第三、職業指導員ノ設置

一、職業転換ニ関スル指導斡旋ノ徹底ヲ図リ業者ノ相談相手タラシムル為新ニ職業指導員ヲ設ケ市部及中小商工業ニ関係多キ町村ニ之ヲ設置スルコト

二、職業指導員ニハ中小商工業ノ実情ニ通曉シ職業転換ニ付業者ヲ指導シ得ル者ヲ選ビ知事ニ於テ之ヲ委嘱スルコト

三、職業指導員ニ要スル経費ハ国庫ヨリ之ヲ補助スルコト

第四、国民職業指導所ノ設立及其ノ職員ノ増置

一、職業紹介所ハ之ヲ国民職業指導所ト改称シ、国民職業指導所ニ於テハ中小商工業者等ノ職業転換ノ積極的指導ニ努ムルモノナルコト

二、国民職業指導所ニ於ケル職業転換指導ニ関スル事務ニ從事スル職員ニ付テハ別途相当ノ増員（嘱託）ヲ為ス見込ナルコト

第五、国民勤労訓練所ノ設置

一、要転業者ニ対シ職業転換上必要ナル精神上並ニ肉体上ノ訓練ヲ行フ為国民勤労訓練所ヲ設置スルコト

二、国民勤労訓練所ハ差当リ東京都大阪府下ニ各一ヶ所ヲ設クル予定ニシテ其ノ他ノ地方ニ対シテハ其ノ必要ニ応ジ逐次設置スル見込ナルコト

三、訓練期間ハ概ね一ヶ月程度トシ収容期間中ハ平均一日一円程度給与ヲ為ス見込ナルコト

四、国民勤労訓練所ハ財團法人職業協会ヲンテ經營セシムルコト

五、国民勤労訓練所開設ニ至ル迄ノ応急措置トシテ既設ノ適當ナル訓練施設ヲ利用シ委託訓練ヲ行フ予定ナルコト

第六、職業補導所ノ拡充

一、現在実施中ノ職業補導施設ハ總テ中小商工業者其ノ他要転職者ノ補導施設トシテ之ヲ運営スルコト

二、補導施設ニ付テハ地方ノ実情ニ照シ收容定員ノ増加、夜間部ノ設置、製図工、検査工、事務員等ノ施設ノ新設等之が拡充ヲ為スコト

三、職業補導所ノ補導生ニ対シテハ補導期間中平均一人一日五十錢ノ給与ヲ為ス見込ナルコト

〔四一二一五〇〕 昭和十五年十二月二十八日厚生省発職第一八一号 厚生省職業部長ヨリ財團法人職業協会々長宛

國民勤労訓練所設置二閑スル件

(甲)

新營費内訳(一ヶ所分)

整用設施地計	建築工事費	取付工事費	附設工事費	附路費	附費	水道費	附費	帶工費	附費	工費	監督費	買収費	費	分区	坪数
一、二六〇、〇〇〇	一九、九九〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一九、二三七	一九、二三七	二六、二三八	二五、〇〇〇	一三、一一九	二八	四、三七三坪	一六五円
二、五〇〇	四九、二三七	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二六、二三八	二六、二三八	二六、二三八	二五、〇〇〇	一三、一一九	一、二六〇、〇〇〇	七二一、五四五円	金額
一、二六〇、〇〇〇	四九、二三七	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二六、二三八	二六、二三八	二六、二三八	二五、〇〇〇	一三、一一九	二五、〇〇〇	一八、〇〇〇	備考

先般ノ閣議決定ニ基キ中小商工業者其ノ他要転業者ニ對スル対策ノ一トシテ設置スペキ國民勤労訓練所ハ貴協會ニ委託シ之ヲ經營セシメ度候ニ付テハ左記各項御了知ノ上至急之ガ承諾書並ニ國庫補助申請書提出相成度

記

一、國民勤労訓練所ハ東京市附近及大阪市附近ノ二ヶ所ニ之ヲ設置スルコト

一、右訓練所新營及諸設備ハ概略別表(甲)ノ通トスルコト

一、右ニ要スル経費ニ付テハ差当リ別表(乙)ノ通金壱百參拾四萬武千七百五十円ヲ補助シ其ノ他ハ追加予算ノ成立ヲ俟ツテ補助スルコト

一、國民勤労訓練所ノ經營方針等ハ追テ指示スル所ニ依ルモノトスルモ其ノ大綱ハ概略別紙(丙)ノ通トスルコト

尚經營ニ要スル経費ニ付テハ昭和十六年度ニ於テ補助スルコト

計	訓 練 所 新 當	事 職 員 務	經 營 團 體	本 部	費 料 費 費	分 區
						金 額
一、三四二、七五〇	一、三四〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二、七五〇円	一、七五〇	二、七五〇円ノモノ二人 月一〇〇円ノモノ四人 月四〇〇円(二ヶ月半分)	備 考

名 称	坪 数	備 考
渡舍倉浴洗ボ教作炊食講病事宿 廊庫イ 計下及濯ラ業事務 便物一 所宅置場室室室室堂室室舍		
四、 三七〇二〇三〇一〇一五〇五〇三〇五〇二〇一〇二〇三〇三〇三四〇三〇二三〇二五〇坪	二、 二五〇坪	

昭和十五年十一月二十八日丙職発第三七九号

厚生省失業対策部長、職業部長ヨリ各地方長官

〔四一一五一〕 宛

事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル特殊鋼鋼

材配給ニ関スル件

標記統制材料ノ要求並ニ入手ニ付テハ從来昭和十四年七月二十一日

失発第一二五号及昭和十五年八月一日丙職発第七四号ニ依リ御処理相成候処今回別紙ノ通特殊鋼々材入手要領決定候条爾今本入手要領ニ依リ御処理相成度

追而第四、四半期（自昭和十六年一月至同三月）分ニ付テハ既ニ要求書提出済ニ付新様式ニ依ル要求書提出ノ必要無之候条申添候

特殊鋼々材入手要領

一 特殊鋼々材（素材）ノ取得ハ本要領ニ於テ定メタル特殊鋼割当証明書ニ依リ需要序ニ於テ之ヲ販売業者（特約店又ハ指定販売人）ニ交付シ入手スルモノトス

二 特殊鋼割当証明書ハ當部ヨリノ要求ニ基キ當省大臣官房文書課ニ於テ之ヲ發行スルモノトス

三 特殊鋼割当証明書ハ素材ヲ購入スル場合ニ限り（請負ノ場合ヲ含ム）之ヲ發行シ製品（加工品）ノ購入ニ關シテハ之ヲ發行セザルモノトス

四 道府県ニ於テ特殊鋼々材（素材）ヲ要求セントスルトキハ各四半期毎ニ當該最初ノ月ノ前月十日迄ニ所要ノ実需要量ヲ正確ニ調査ノ上別表様式（一）ニ依リ當部宛要求書ヲ提出スルコト

五 要求書ノ作成ニ當リテハ左ノ点ニ留意スルコト

（1） 購入其ノ他ノ都合ニ依リ同一品種ニ付之ヲ數個ニ分割請求セ

ントスルトキハ其旨備考欄ニ記載シ置クコト
(右ノ場合ハ各個ニ割当証明書ヲ作成ス)

(2) 希望ノ品種割当ヲ受ケ得ザル場合之ニ代ルベキ第二希望アラ

バ特ニ其旨附記シ置クコト

(3) 鋼材品種別ハ別表（三）ノ特殊鋼々材品種表ニ依リ区分スルコト

(4) 要求数量ハ既未満切捨ツルコト

(5) 当該証明書ヲ請負人ニ交付スル場合ニ於テハ其ノ住所及氏名（名称）ヲ記載スルコト

六 當部ニ於テハ文書課ニ於テ作成セラレタル特殊鋼割当証明書正副二通（別表（四）ノ一、並（四）ノ二）ヲ道府県宛交付スルモノトス

七 道府県ハ前項ノ割当証明書（正副）ノ交付ヲ受ケタルトキハ正副二通ヲ販売業者（特約店又ハ指定販売人）ニ交付スルコト

右証明書記載ノ全数量ニ付現物ヲ入手シタルトキハ販売業者ニ副本ノ返還ヲ求メ副本所定欄ニ所要事項ノ記載アルヤ否ヤヲ確メ速ニ之ヲ當部宛送付スルコト

八 割当証明書ノ有効期限ハ當該証明書記載ノ割当期ノ次期四半期末（割当が第一、四半期ナルトキハ第二、四半期末即チ九月末日）迄ナルニ依リ有効期間内ニ現品購入ヲ完了スル様注意スルコト都合ニ依リ有効期間内ニ現品ヲ購入シ得ズ又は購入スルノ必要ナキニ至リタルトキハ能フ限り速ニ割当証明書正副二通ヲ取揃ヘ當部宛送付スルコト

九 割当証明書ニ依リ特殊鋼々材（素材）ヲ入手シタルトキハ（請負ノ場合ヲ含ム）其ノ都度別表様式（二）ノ「特殊鋼割当証明書ニ依ル素材入手狀況調」二通ヲ當部宛提出スルコト

一〇 交付セラレタル特殊鋼割当証明書ニシテ現物ノ入手困難ナルモノハ其ノ理由ヲ付シ當部へ通知スルコト

(別表(一))

特殊鋼々材（素材）要求書
（昭和
年
期分）

				使用序名	
				職業紹介所 機械工補導所	
計 合		小計	炭素工具鋼	高速度鋼	鋼材品種別
同	第一炭素同 一工具第二種 第二種	高速度鋼第一種 第二種	第一種 第二種 計	第一種 第二種 計	
					數量
					用途
					形狀
					寸度
					住請所負氏人名

記載注意

一、鋼種毎ニ小計、各補導所毎ニ計ヲ付シ合計欄ニ於テハ鋼材品種毎ニ夫々内訳ヲ付シ置クコト
二、用途欄ハ補導実習用等トセズ別表(三)ノ特殊鋼々材品種表ノ用途ヲ記載スルコト

三、請負人住所氏名欄ハ割当証明書ヲ請負人（工事等ヲ請負ニ付シタル場合ノ請負人）ニ交付スル場合ノ外記入ヲ要セザルコト

（別表（一））

特殊鋼割当証明書ニ依ル素材入手状況調（昭和 年 期分）

道 府 縿 名

證明書発行番号	割当数量	鋼材ノ種類
鋼材入手数量	鋼材入手地名	鋼材使用序名
鋼材使用手地名	壳渡人	住所氏名（名称）
請負人 住所氏名（名称）		
備考		

記載注意

一、鋼材使用序名欄ハ「……職業紹介所……機械工補導所」ト記スルコト

二、請負人住所氏名欄ハ割当証明書ヲ請負人（工事等ヲ請負ニ付シタル場合ノ請負人）ニ交付シタル場合ノ外記入ヲ要セザルコト

（別表（三））

特殊鋼々材品種表

工具用炭素鋼	鋼材品種	用途
第一種	チルドール切削用工具、各種工具、旋盤及平削用鉋、剃刀等	

ボ ー ル ベ ヤ リ ン グ 鋼	鑄 刀 物	高 速 度	特 殊 工 具
	鋼 鋼	鋼	鋼

珠 レ 組 ハ 普 通 工 作 一 ス 鑄 リ 用	ハ ヤ ス	四 四 種 種	四 四 種 種	三 二 種 種	一 七 種 種	六 六 種 種	五 五 種 種	四 四 種 種	三 三 種 種	二 二 種 種	一 空	中	第 七 種 種	第 七 種 種	第 第 種 種						
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

旋削、平削及堅削用鉋、ミーリングカッター、製釘用ナイフ、穿孔錐、小形ポンチ、鑄等	螺型、穿孔錐、木工用鉋、石工用錐及鑿、ゲージ、バイブカッター等	木工用鉋、斧、錐及鉋、鑄、カシメ鑿、大型剪刃等	刻印、スナップ、鍛型、プレス用型、鍛冶用各種工具、鉱山用各種工具、鋸鑿等	同右(一般用)	同右(一般用)	最硬バイト、カッタ タップ、ドリル、カッタ ゲージ、ダイス、タップ	帶鋸 丸鋸 鑿 金切鋸	一般金属材及軟質鋼切削用	硬度四〇以上ノ硬質鋼材切削用	硬度五〇以上ノ硬質特殊鋼材切削用	高マンガン鋼等ノ特殊熱処理種硬質特殊鋼材切削用	盛金材料 鉋、鑿鋸等
--	---------------------------------	-------------------------	--------------------------------------	---------	---------	---	----------------------	--------------	----------------	------------------	-------------------------	---------------

ダ ク	不	肌	ニ	バ	構	パ
イ ロ			ッ		造	ル
	錆	焼	ケ	用	炭	ブ
ス ム			ル	ネ	素	
鋼 鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼

第 第 第	真 N C C	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第	第 第 第
三 二 一	I R R	四 二 一	四 三 二	一 二 一	一 九 七	六 八 五	五 三 二	二 一				
	鎰 一 代	八 八 三	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種	種 種 種
種 種 種	用 % % %	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙	乙 乙 乙

ホ 同 線
ツト 右 引用
ダイス

自 動 車 及 航 空 機 用 パ ル ブ

鑄	化	鋼
ニッケルブリ	クローム	鋼
磁	石	鋼
		コバルト鋼
		タングステン鋼
		クロム鋼
		タンクスチーン鋼

其
他

(補)

一、要求書ハ「第11段(第11段ナキヤハ)」銀1錢ハ"納品入ハ"ニ

別表四ノ

厚第 (割当期)		号 昭和 年度		特 殊 鋼 割 当 証 明 書		正	
				四半期 (自 月 至 月)		昭和 年 月 日発行	
(割当ヲ受ケタ ルモノノ氏名)				(需 要 者 氏 名)			
証明数量	品名	納期		出荷	出荷重量	販売価格	
特殊鋼		月	日	月	日	既	円
数	量						
既	既						
右 証 明 又							
取扱店名又は社名(捺印スルコト)							
特 約	店	指 定 販 売 人				製 造 者	

厚生大臣官房文書課長

備考 本証書ニ証明印契印ナキモノハ無効トス

本証明書ノ循環経路—厚生省—需要官庁—販売機関—特殊鋼協議会

別表四ノ二

厚第 号	特 殊 鋼 告 當 証 明 書	副
(割当期) 昭和 年度	四半期(自 月 至 月)	昭和 年 月 日発行
(需要者 氏名) (需要者 氏名)		

証明数量	品名	納期	出荷	出荷重量	販売価格
特 殊 鋼		月	日	月	日
数	量			吨	吨
右 証 明 ス					

取扱店名又へ社名(捺印スルコト)

特 約 店	指 定 販 売 人	製 造 者

備考 本副本ノ循環経路—厚生省—需要官庁—販売機関(所要事項記入)—需要官庁—厚生省—特殊鋼協議会

厚生大臣官房文書課長

昭和十五年十一月二十八日北開第二十九〇号

〔四一―五一〕 拓務局長ヨリ各地方長官宛

昭和十五年度転業者開拓民ノ取扱ニ關スル件

今次外交転換及時局下産業再編成ニ伴フ要職業転換者ノ一部ヲ満洲開拓民トシテ輔導転業セシメ之等転業者ノ生活安定ヲ期スルト共ニ開拓政策ノ促進ニ資スル為予テ之ガ実行ニ要スル経費ニ付大蔵省ト折衝中ナリシ処不取敢昭和十五年度中ニ概々左記ニ依リ五千戸ヲ送

由ベルコムニ決定相成タルニ付此段通知ス昭和十六年度以降ノ分ニ付テハ折角考究中ニ付為念申添フ
 追テ本件ニ關シテハ昭和十六年一月当初ニ於テ會議開催ノ上要旨ノ徹底ヲ図ル見込ナルモ本事業実施ニ要スル経費トシテ地方事業費、家族援護費、視察旅費等ノ補助金交付、訓練其ノ他ニ要スル経費トシテ開拓民保護奨励費ノ令達配当、地方指導者講習会ノ開催等実施ノ予定ニ付御諒知置相成度

記

一、戸 数 全国ヨリ五千戸

二、内地訓練 四十五日間（一月乃至三月ノ間）

三、入植地 既設開拓団中収容力アルモノ（但シ第九次関係ヲ除ク）及団ノ基準戸数拡張可能ナルモノヲ選

ビ関係地方出身者ヲ補充員ノ形式ニ於テ入植セシム

四、渡満期 昭和十六年三月中、下旬

五、家族援護 家族ハ可及的速ニ渡満セシムルコトトスルモ援護必要ニ依リ渡満スル迄（内地訓練中ヨリ）援護費ヲ支給ス

六、其ノ他補助金 一般開拓民ニ準ズ

昭和十六年一月十八日北開第九〇号

〔四一一五三〕 拓務次官ヨリ各地方長官宛

昭和十五年度転業者開拓農民取扱ニ関スル件

今般当省ニ於テハ本年度内ニ於テ全国ヨリ転業者開拓農民五千戸ノ募集ヲ実施スルコトト相成リタルニ付別紙取扱要綱ニ基キ之ガ該當者ヲ銳衡相成度依命此段通牒ス

昭和十五年度転業者補充開拓農民取扱要綱

今次ノ外交転換及産業再編成ニ伴フ要職業転換者ノ一部ヲ満洲開拓民ニ輔導転業セシメ以テ此等転業者ノ生活安定ヲ期セシムルト共ニ開拓政策ノ促進ニ資セントス其ノ要綱左ノ如シ

一、資 格

前職ハ問ハザルモ開拓民トナルベキ転業者ハ左ノ条件ヲ具備スルコトヲ原則トス

(イ) 徴兵検査終了者ニシテ概ネ五十歳未満ノモノタルコト
(ロ) 身体強健且意志鞏固ニシテ農耕ニ堪ユル者タルコト

二、員数、取扱機関及締切期日

(イ) 総人員 全国ヨリ五千戸

(ロ) 機 関 当該道府県

(三) 締切期日 昭和十六年二月十日

三、銳衡、訓練其ノ他

(イ) 銳 衡

取扱機関ニ於テハ締切後直ニ希望者ノ人物考查、身体検査ヲ行ヒタル上開拓民候補者トシテ適當ナリト認メタル者ニ就キ仮採用者ヲ決定シ之ガ名簿ヲ拓務省ニ提出スルモノトス尚転業者ノ職能的組織ヲ編成セントスルモノニ付テハ取扱機関ニ依ル銳衡前一応當該組織ニ於テ自主的ニ選定シ置クモノトス

(二) 訓 練

仮採用者ニ対シテ、訓練ヲ行フモノトシ其ノ訓練場所及期間並ニ訓練所往復旅費ハ左ノ通トス

(イ) 訓練場所 各府県開拓民訓練所
(ロ) 期 間 約四十五日間トス尚右訓練期間中必要ニ

依リ若干ノ家族援護資金ヲ支給ス

(ハ) 訓練所往復旅費 現住所ヨリ訓練所間ノ舟車馬賃及宿泊料

ハ一般開拓農民ノ例ニ依リ支給スルモノトス

(三) 採 用

訓練中ノ成績ニ依リ取扱機関ハ正式採用者ヲ決定シ名称、訓練成績書、誓約書各一通及戸籍抄本（在籍者全員ヲ記載セルモノ）並ニ身上明細書各二通ヲ添ヘ拓務省ニ報告スルモノトス

四 渡満期日及渡満旅費

四

訓練終了後ハ一旦帰郷セシメ準備ノ上拓務省ノ指示ニ依リ乗船港ニ集合渡満セシムルモノトス

尚渡満旅費ハ取扱機関ヲ通ジ一人当八十円ヲ前渡スルモノトス

五 携行品

成ルベク現在使用シ居ル作業着、平常着、シャツ、下着類、夜具、身廻品等トス

六

家族招致

開拓地建設ノ進捗ニ伴ヒ成ルベク速カナラシムルモノトス

七 入植地

既設開拓団中収容余力アル地区（但シ第九次関係ヲ除ク）及基準戸数ノ拡張可能ナル地区ヨリ拓務省ニ於テ決定ノ上通知スルモノトス

四、政府ノ補助其ノ他

四

政府ノ補助

補助金ハ一般開拓農民ノ例ニ準ジテ交付スルモノトス

二 融資、土地ノ配分

建設及當農資金ノ融通ハ滿洲拓植公社之ニ当リ之ガ償還ハ長期年賦等ノ方法ニ依ラシムルモノトス

土地ハ概不一戸ニ付可耕地約十町歩ヲ分譲ス

昭和十六年一月

昭和十六年一月二十二日職発第二三号

〔四一一五四〕

厚生省職業局長、会計課長ヨリ各地方長官宛

職業補導所ニ入所中ノ補導生ニ対スル給与増額

二閑スル件

標記ノ件ニ關シテハ客年十二月二十七日厚生省発職第一七六号ヲ以テ厚生次官、商工次官連名ニ依リ通牒相成居候処今回左記ニ依リ増額給与セラル、コト、相成候條御了知相成度

記

一、職業補導施設ニ入所中ノ補導生ニ対スル食費、交通費ノ補給トシテ支給スペキ補導雜費ハ昼間部ノ補導生ニ対シ一人一日五〇銭乃至一円五〇銭（平均七〇銭）夜間部ノ補導生ニ対シテハ一人一日二〇銭乃至五〇銭（平均三〇銭）ノ範囲内ニ於テ生活困窮ノ程度、通学ノ遠近等補導生ノ家庭的事情ヲ考慮シ適宜給与ヲ為スト

二、既存ノ職業補導施設ニ対シテハ本月二十日ヨリ増額給与セラル、モノトシテ之ニ用スル予算（事變關係職業補導施設ニハ既配賦予算トノ差額、一般職業補導施設ニハ全額）ヲ六〇日分増配セラル、コト

〔四一一五五〕

道府県職業主務課長事務打合会ニ於ケル職業局

長訓示

昭和十六年一月二十四日

拓務省

今般、時局多端ノ際ニモ拘ラズ、早急ニ各位ノ御会同ヲ煩ハシマシテ、現下最モ緊要ナル中小商工業者ノ職業転換指導対策ニ付、御協議ヲ願フコトト致シタ次第デアリマス。

御承知ノ如ク、我ガ国ノ中小商工業ハ昭和六、七年頃ノ不況時ニ当リマシテ、転失業防止ノ緩衝地帯トシテ急激ニ膨脹シ来ツタノデアリマシテ、最近ノ状況ニヨリマスト工業ニ於キマシテハ全工場数ノ約九十六パーセントハ所謂中小工場ニヨツテ占メラレ、商業ニ於キマシテモ人口構成上ニ於テ占ムルソノ比重ヨリ考ヘマシテモ、莫大ナル所謂零細ナル商業者ノ数ガ予想セラルルノデアリマス。中小商工業ノ転失業問題ノ影響スルトコロ、実ニ容易ナラザルモノガアルノデアリマス。

日支事変ノ勃発直後ニ於キマシテハ、一部物資ノ使用制限、貿易関係ノ変調、消費ノ節約等ヨリシテ若干転失業ノ現象ヲ見タノデアリマシタガ、軍需其ノ他時局産業部面ノ労務ノ需要ガ旺盛デアリマシタノデ、其ノ職業転換ハ比較的容易ニ行ハレ来ツタノデアリマス。且又、昭和十三年ノ中頃物資動員ガ拡充セラレマシテ、全面的ニ主要素物資ニ付統制ガ強化セラレマスヤ、其ノ影響ニヨリ多数ノ転失業者ヲ生ズルニ至リマシテ、政府ニ於キマシテハ之等転失業ヲ余儀ナクセラルモノニ対シ、極力時局産業方面ニ転換セシムル方途ヲ講ジ、職業補導施設、授産授職、生業扶助方策等ニヨリ之ガ救済ヲ図リマスト共ニ個々ノ業者ニ対シマシテハ可及的ニソノ業態ヲ維持セシムル方途ヲ講ジタノデアリマス。

幸ヒ、各位ノ御努力ニヨリマシテ、転失業対策実施ノ業績ニ於テ大イニ見ルベキモノガアツタノデアリマス。

然ル所、最近物資ノ不足、各種統制ノ強化、価格ノ公定、輸出ノ不振等ニ因リマシテ、中小商工業部門ニ於キマシテハ從来ノ活動範囲

ガ縮少セラレ或ハ機能ノ変更ヲ余儀ナクセラレルモノガ生ジツツアルノガアリマス。之ニ対シマシテハ、各方面ヨリアラユル方策ヲ実施致シマシテ、能フ限り失業者ヲ出サナイヨウニ、努メツツアルノデアリマスガ、然シ、尚、中小商工業並ニ其ノ従業者ニシテ転業ノ止ムナキニ至ルモノハ相当多数ニ上ルコトガ予測セラルルノデアリマシテ、之ガ対策ヲ急速ニ実施スル必要ガアルノデアリマス。

厚生省ニ於キマシテハ、昨年十月二十二日閣議ニ於テ決定セラレマシタ中小商工業者ニ対スル対策ニ基キマシテ、銳意之が実施ニ付準備ヲ進メテ参リマシタガ、旧臘之ニ要スル経費モ第二予備金ヨリ支出スルコト相成リ、今日各位ト本対策ノ実施ニ付御打合スル運ビト相成ツタ次第デアリマス。

今回ノ中小商工業者ニ対スル対策ト致シマシテハ、生産部門ノミナラズ、配給部門ニ於キマシテモ相当数ノ要職業転換者ヲ生ジツツアル状況デアリマスガ、極力中小商工業ノ維持育成ヲ図ルト共ニ、已ムヲ得ズシテ職業ノ転換ヲ為スニ至ル場合ニ於テハ、職業ノ転換ハ出来得ル限り官庁ノ強制的措置ヲ避け、業者ノ自治的措置ニ依ラシムルコトトシ、且、又職業ノ転換ニ於キマシテモ、年小者、兼業者等職業転換ノ容易ナルヲ先ニシ、年齢其ノ他ノ関係上転換ノ困難ナルモノハ可成現在ノ業務ヲ継続セシムル様措置スル方針デアリマス。

転換先トイタシマシテハ、軍需産業、生産力拡充産業トソノ附帶産業、満洲開拓民トシ更ニ進ンデハ支那、南洋ソノ他海外ヘノ移民進出、農業生産力ノ拡充、国防上必要ナル土木事業等ヘノ転換モ考慮サレツツアルノデアリマス。

職業転換者ノ指導訓練方策トイタシマシテ、先ズ道府県ニ於ケル転業竝ニ職業転換ノ指導ニ當ラシムル為ニ、所要ノ専任職員ヲ設置シテ頂クコトト致シタノデアリマス。本指導職員ハ從来ノ道府県中央

商工相談所ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ必要ニヨリマシテ主要道府県ニ若干増員スルコトト致シタノデアリマス。

本職員ハ道府県ニ於キマス職業転換指導ノ中枢ヲ為スモノデアリマシテ、之ガ運営ニハ十分關係部課トノ連絡協調ヲ図リ遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

次ニ、中小商工業者ノ転業ニ關シマス対策ヲ協議シ其ノ実行ヲ促進スル為ニ、道府県職業転換協議会ヲ設置シテ頂クコトト致シタノデアリマス。

本協議会ハ道府県ニ於ケル関係部課トノ聯絡機関タル使命ヲ有スル

ト共ニ、克ク業者ノ意見ヲ聞キ、官民一体トナツテ、真ニ其ノ地方ノ実情ニ即セル有効適切ナル対策樹立ニ資セシメラレ度イノデアリマス。

次ニ、職業転換ニ關スル指導斡旋ヲ図リ業者ノ相談相手トシテ新ニ全国ヲ通ジ、二千四百人ノ職業指導員ヲ設置シテ頂キ、主トシテ市部ニ之ヲ配置スルコトトシ国民職業指導所ノ業務ヲ補助シテ、個々ノ業者並ニ其ノ従業者ニ付キマシテ職業転換ノ指導斡旋ニ当ラシムルコトト致シタノデアリマス。

次ニ中小商工業者等ノ職業転換ノ積極的指導ノ徹底ヲ計ルタメ現在ノ職業紹介所ヲ國民職業指導所ト改称スルコトトシ、主トシテ民間ヨリ二百九十一人ノ職業指導専任ノ職員ヲ起用スルコトトシ、ソノ陣容ヲ刷新整備致シマシテ、從來ノ職業紹介所ノ業務ノ外、職業転換ノ勧奨、相談、指導ニ積極的ニ努ムルコトト致シタノデアリマス。之ニ伴フ職業紹介所官制ノ改正モ不日公布ニ相成ル運ビト相成ツテ居ル次第デアリマス。

次ニ諸般ノ事情ヨリシテ早急ニ職業ノ転換ニ困難ヲ訴フル者ニ対シ、精神上並ニ肉体上訓練ヲ施ス為、差当リ東京及大阪ニ國民勤労訓練

所ヲ設置スルコトト致シテ居リマス。本訓練所ハ財團法人職業協会ノ經營トシ、現在諸般ノ準備ヲ進メツツアリマス。又、從來設置致シテ居リマス職業補導施設竝ニ授産、授職施設ヲ拡充イタシマシテ、專ラ中小商工業者ノ職業補導施設トイタシタノデアリマス。

以上申述ベマシタ諸施設ハ厚生省ニ於テ所管致シマスモノデアリマシテ、其ノ外國民更生金庫、滿洲開拓民等關係各省ニ於キマシテモ諸般ノ対策ヲ講ゼラレツツアルノデアリマシテ、各位ハ今回ノ職業転換ノ重要性ニ鑑ミ關係各方面ト提携聯絡ヲ緊密ニシ萬遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

厚生省ニ於キマシテハ今般時局下ニ於ケル諸労務対策ト今回ノ職業転換対策ノ綜合的運営ヲ圖ル為ニ、從前ノ職業部ト失業対策部トヲ統合シテ新ニ職業局ヲ設置シ、之ヲ機トシテ局内ノ分課ニ付キマシテモ若干廃合ヲ行ヒ職業ニ關スル行政ノ整備、刷新ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。

時局ノ進展ニ伴ヒ所管事項ニ於キマシテ益々複雜多岐ニナルト共ニ、ソノ重要性モ倍加シ来ル実情デアリマシテ、何卒十分御協力アラムコトヲ切望致シマス。

以上、一言所懷ノ一端ヲ申シ述ベマシテ御挨拶ト致シマス。

昭和十六年二月三日職発第二三号ノ内

厚生省職業局転職課長ヨリ各道府県學務部長宛

(四一一一五六)

通牒

補導雜費支給取扱方ニ關スル件

職業補導所ニ入所中ノ補導生ニ対シ給与スペキ補導雜費増額ニ付テハ客月二十二日職発第二三号職業局長会計課長連名ヲ以テ通牒相成

候処之レガ經理ニ当リテハ左記事項御留意ノ上遺憾ナキ様御取扱相成度

記

一、臨時部 転廃業対策施設諸費（款）職業補導施設費（項目） 円

内 訳

國民職業指導所 補導所 円

円 円

一、昼間部補導生ニ対スル給与額ハ一人一日五十錢乃至一円五十錢
(平均七十錢) 夜間部補導生ニ対スル給与額ハ二十錢乃至五十錢
(平均三十錢) トシタルモ右ハ遠距離通勤者又ハ生活著シク困窮セル者ノ為特別例外的ニ給与ノ途ヲ開キタル趣旨ナレバ之レガ支給ニ当リテハ濫リニ必要以上ノ給与ヲナサザル様留意シ特別ノ必要ナキ限り昼間部補導生ニ対シテハ大体一人一日七十錢以内、夜間部補導生ニ対シテハ大体一人一日三十錢以内ノ給与ニ止メラレタキコト

尙前記通牒ニ謂フ一人一日平均額ハ補導所ニ現ニ入所シタル補導生ニ対シ給与シタル額ノ平均ヲ指スモノナルコト

二、府県ニ於テ補導雜費支給基準ヲ作成シ當局ニ報告スルコト

三、補導雜費ハ相當高額ナルモノナルニ付過誤ナキ様嚴ニ取扱フコト

昭和十六年二月五日発職第二七号
〔四一一一五八〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛（除沖縄）
國民勤労委託訓練実施ニ關スル件

中小商工業者ニ対スル対策ニ関シテハ客年十二月二十七日厚生省発

職第一七六号ヲ以テ厚生、商工両次官連名ノ通牒ニ依リ既ニ御了承ノコトト存ジ候處財團法人職業協会ヲシテ設置經營セシムルコトト相成候國民勤労訓練所ノ建設完了ニ至ル迄ニ他ノ訓練施設ニ委託シ訓練スルノ應急的措置ヲ講ズルノ要アルニ鑑ミ之ニ要スル経費ヲ昭和十五年度第二予備金並ニ追加予算ヲ以テ支出スルコトト相成候ニ就テハ貴（道、府）県ニ対シ貴管下ノ要転職者中訓練ヲ要スル者ノ訓練費トシテ金

円別途貴官宛支出委任可相成見込ニ有

之候条別紙訓練要綱ニ準拠シ訓練ノ即時実施方御取運相成度

追テ委託訓練費ハ差當金 円ヲ支出委任相成候ニ付其ノ他

ハ追加予算成立ヲ俟ツテ支出委任可相成見込ニ付御了知相成度

訓練実施要綱

一、本訓練ハ心身ノ鍛錬ニ依リ国防國家ニ於ケル勤労精神ヲ体得セ

シメ職業転換ニ必要ナル資質ノ鍛成ヲ図リ勤労者タルノ基本的身構ヘヲ作ラシムルコトヲ主眼トスルモノナルコト

昭和十六年二月四日職発第二三号ノ内

厚生省職業局長・厚生大臣官房会計課長ヨリ各
府県知事宛

事変關係職業補導施設並一般職業補導施設ニ要
スル予算追加令達ニ關スル件

標記ノ件近ク左記ノ通予算令達可相成ニ付御了知相成度

追而右経費ハ一月二十二日職発第二三号通牒ニ基ク補導雜費増額

分ニ有之候条申添候

二、本訓練ハ道府県市又ハ財團法人職業協会支会ニ國庫補助金ヲ交付シ其ノ經營スル施設ニ於テ、又ハ他ノ適當ナル施設ニ委託セシメ之ヲ行ハシムルコト

三、訓練予定人員ハ 人トシテ昭和十六年二月ヨリ三月末日迄ノ期間内ニ実施セシムベキモノナルコト

四、訓練ニ要スル経費トシテ支出委任セラレタル金額ハ被訓練者一人ニ付一日一円ノ割合ニ依リ算出シタルモノナルニ付其ノ範囲内ニ於テ經理スベキモノナルコト

五、訓練生ハ大体一ヶ月以内ノ期間収容シテ訓練ヲ実施シ一回ノ訓練員数ハ可成二十名以上トスルコト

六、訓練生ノ募集銓衡等ハ凡テ國民職業指導所ニ於テ之ヲ行フコト

七、國民職業指導所ハ訓練中訓練施設ト緊密ナル聯携ノ下ニ訓練生ノ職業撰択、求人開拓等ヲ行ヒ訓練終了ト共ニ適當ナル方面へ就職セシムル様措置スルコト

(様式第一号)

補助金交付調書

交付主体	金額	道府県

八、委託訓練ヲ終了シタル者ニ対シ地方長官名ヲ以テ可成國民勤労訓練終了証ヲ交付スルヤウ取計ハレタキコト

九、委託訓練ニ關シテハ左記各項ニ付厚生大臣ニ報告スルコト

1. 國庫補助金交付ヲ指令シタル場合ハ其ノ調書（別紙様式第一号ニ依リ直ニ報告ノコト）

2. 訓練ヲ開始セルトキハ訓練開始報告（別紙様式第二号ニ依リ即報ノコト）

3. 訓練終了セルトキハ其ノ年月日、訓練終了者数及就職斡旋状況（訓練終了後十日以内ニ報告ノコト）

(様式第二二号)

訓練開始報告

道府県

特 記 事 項 ス ペ	入所者調						状況		入所		年月日 開始	
									ス ル 施 設	訓 練 ヲ 実 施		
計	職前											
	職業別											
	員数								入所定員	年修了予定期定		
	年齢年								申込人員			
	妻帶者数	年齢別								入所人員	期訓	
		四十才以上	四十一才以下	四十五才以下	三十五才以下	三十才以下	二十五才以下			入所人員	間練	
										備考		
										備考		
	備考											

昭和十六年二月二十一日職発第九五号

厚生省職業局長、鉄道省監督局長、内務省警保

〔四一二一五九〕 局長ヨリ各地方長官並ニ警視総監宛

石油消費規正強化二伴フ旅客自動車運送事業者
ノ転業対策ニ関スル件

別途鉄道内務商工連名通牒ニ依リ来ル三月ヨリハイヤー、タクシー

車輛ニ対シ一部ガソリン配給ヲ停止セラル、結果現事業者ニシテ事業ヲ廢止又ハ縮少スル者及事業ノ廢止又ハ整理ニ因リ現事業者及従業者ニシテ転業ヲ必要トスル者相当数ヲ生ズベキヲ以テ其ノ転業ノ指導斡旋ニ付テハ概ネ左記ニ依リ遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通牒候

記

一、ハイヤー、タクシー事業ハ昨年十月十五日ヲ以テ全国的ニ企業合同其ノ他ニ依リ事業ノ統制ヲ行ハシメタルヲ以テ其ノ中基礎強固ナルモノニ対シテハ可成失業者ヲ出サシメザル様指導シ其ノ他ノモノニ対シテガソリン配給停止車輛數ニ応ズル事業整理案ヲ樹立セシムルコト
尚事業ノ整理ニ當リテハ可成一時ニ多數ノ失業者ヲ出サシメル様指導スルコト

二、現從業者ニシテ他ノ労務者トシテ転業スル者ニ対シテハ転業資金トシテ原則トシテ從來支給セラレタル月収ノ三箇月分以上ヲ支給スル様指導スルコト尚会社ノ内規其ノ他ニ依リ退職手当等ノ名儀ニ依ル給付金制度ノ確立セルモノニ在リテハ其ノ内規等ニ依リ計算シタル金額ト月収ノ三ヶ月分ニ相当スル金額トヲ比較シテ多キ方ニ依リ支給スル様指導スルコト
他ノ新ナル事業主トシテ転業スル者ニ対シテハ之ニ必要ナル資金

ヲ供給スル様指導スルコト

前二項ノ資金ノ調達ニ関シ必要アルトキハ休止車輛ヲ更生金庫ニ引渡サシメ更生金庫ヨリ融通ヲ受ケシムルコトトシ手続ニ関シテ

別途商工鉄道連名通牒ニ依ルコト

三、労務者トシテ転業スル者ノ転業ニ関スル斡旋ニ付テハ大体左記ニ依ルコト

(1) 転業者ハ可成年齢若ハ転業容易ナルモノヨリ之ヲ撰ブ様指導スルコト

(2) 事業主ヲシテ其ノ従業員中要転業者ニ付転業斡旋ニ必要ナル事項ヲ記載シタル名簿ヲ成ルベク組合ヲ通ジ国民職業指導所ニ提出セシムルコト

(3) 国民職業指導所ハ右ノ要転業者ニ対シ職業相談ヲ行ヒ直ニ転業ノ可能ナル者ニ付テハ軍需工場其ノ他ノ方面ニ斡旋シ、直ニ他ノ方面ニ斡旋スルコト困難ナル者ニ付テハ職業補導所、国民勤労訓練委託施設等ニ於テ補導又は訓練ヲ行ヒタル上斡旋スルコト

昭和十六年二月二十八日厚生省発職第四三号

〔四一二一六〇〕 厚生次官ヨリ各地方長官宛

国民職業指導所転職指導斡旋ニ関スル件
中小商工業者並ニ之ガ従業員ニシテ時局ノ影響ニ依リ職業転換ヲ余儀ナクセラルモノノ綜合的指導斡旋機関トシテ曩ニ国民職業指導所ヲ設置セラレ候処同指導所ノ転職斡旋ニ関スル業務ニ付テハ横ネ左記指針ニ拠リ運営シ中小商工業者並ニ之ガ従業員ノ転職ヲ容易且迅速ナラシムル様指導相成度

追テ昭和十三年七月四日厚生省発職第三十号物資動員ニ依ル失業ノ
ノ対策ニ関スル件ハ爾今廃止候条御了知相成度

記

- 一、国民職業指導所ニ於ケル中小商工業者並ニ之ガ從業員ノ転職ノ
指導斡旋ニ就テハ單ナル受動的紹介斡旋ニ止マルコトナク積極的
ニ懇切迅速ナル指導ヲ行ヒ各相談者ニ付必ズ具体的成果ヲ得ルニ
至ル迄努力スルコト。特ニ今回新ニ設置セシムベキ転職部、転職
係又は転業指導嘱託員等ノ機能ヲ十全ニ發揮セシムル様特段ノ工
夫ヲ払フコト
- 二、當時各種産業団体、警察署、市町村等關係方面ト緊密ナル聯絡
ヲ執リ中小商工業者ノ廃失業ノ現状及見透等ニ関シ查察調査ヲ行
フコト
- 三、職業指導員ハ職業転換ニ関スル指導斡旋ノ徹底ヲ図リ業者ノ良
キ相談相手タラレタル為配置セラレタルモノナルヲ以テ當時之ト
緊密ナル聯絡ヲ執リ隨時協議会等ヲ催シ狀況ノ通報、要転職者ノ
指導斡旋等ニ関シ積極的ナル協力ヲ求ムルコト
- 四、転職ノ指導斡旋ニ当リテハ特ニ転職者ニ対シ失業者タルノ失望
感ヲ与フルコトナク国策ノ必要ニ基キ時局下緊要ナル方面ニ動員
配置サルルノ榮誉ト如何ナル労働ヲモ厭ハザルノ覺悟ヲ抱カシ
ムルヲ目途トスルコト
- 五、要転職者ノ職業相談ニ当リテハ本人ノミナラズ全家族ヲ綜合的
ニ考慮シ指導スルコト
- 六、當時工場、事業場ニ於ケル作業ノ種類、形態等ニ関シ綿密ナル
調査研究ヲ行ヒ之ヲ職業相談ノ資料トシテ活用スルコト
- 七、事業ノ整理、企業ノ合同等ニ依リ相当數ノ失業者ヲ生ズルノ虞
アリト認メラル場合ニ於テハ可成当該組合ヨリ転職ヲ余儀ナク

- セラルル者ノ体性、年齢、現職、希望職業、移動の能否、家族ノ
状況等転職ニ必要ナル事項ヲ記載シタル要転業者ノ名簿ヲ國民職
業指導所ニ提出セシメ要転職者ニ付積極的ニ転職ノ相談ヲ行フコ
ト
- 八、要転職者ノ職業斡旋ニ就テハ特ニ本人ノ年齢、経歴、資質等ヲ
考慮シ成ルベク之ヲ軍需産業、生産力拡充計画産業等国策上重要
ナル方面へ配置スル様努ムルコト
- 九、要転職者ニシテ転職ノ可能ナル者ニ付テハ他ノ求職者に優先シ
テ斡旋スルコト。尚要転職者ニ付適當ナル転職先ナキ場合ニ於テ
ハ積極的ニ求人開拓ヲ行ヒ苟クモ転職ノ意思ト能力トヲ有スルニ
不拘勤労ノ機会ヲ与ヘラレザル為失業ノ狀況ニ陥ラシムルコトナ
キ様特ニ留意スルコト
- 十、軍需工場其ノ他新ニ從業者ヲ雇入レントスルモノニ対シテハ其
ノ採用ノ標準規格等ヲ可成緩和シ要転職者ヲ優先的に銓衡セシム
ル様特別ノ措置ヲ講ズルコト
- 十一、要転職者ニシテ精神的肉体的基本訓練ヲ施シタル上適職ニ斡
旋スルヲ適當ト認ムルモノニ付テハ國民勤労訓練施設ニ入所セシ
ムルコト
- 十二、要転職者ニシテ就職上必要ナル知識又ハ技能ヲ授ケ其ノ職業
能力ヲ補ヒタル上就職セシムルヲ適當ト認ムルモノニ付テハ職業
補導施設ニ入所セシムルコト
- 十三、國民勤労訓練施設、職業補導施設ハ中小商工業者並ニ之ガ從
業員ノ転業対策機関トシテ今回設置拡充セラレタルモノナルニ鑑
ミ之ガ入所者ノ銓衡ニ付テハ中小商工業者ノ組合ト聯絡ヲ執リ可
成之等ノ組合ヨリ推薦セシムル様措置スルコト
- 十四、要転職者ニシテ年齢、身体ノ状況及家庭ノ事情等ニ因リ転職

困難ナリト認メラル者ニ付テハ組合ト協議シ可成現職ニ止マラシメ、年少者、兼業者等他ノ転職容易ナル者ヨリ転職セシムル様措置スルコト。尚年齢、身体ノ状況等ニ因リ転職困難ニシテ生活困窮セル者ニ付テハ授産施設ニ斡旋シ又ハ内職ヲ紹介斡旋スルコト

十五、常時国民更生金庫、拓務関係施設其ノ他転職対策機関ト密接ナル聯絡ヲ執リ職業相談ノ結果必要ニ応ジ之等ノ機関ニ斡旋シ有效ナル結果ヲ得ル様努力スルコト

昭和十六年三月一日職発第二一〇号

〔四一一一六一〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

職業補導施設継続実施ニ關スル件

昭和十五年度ニ於テ実施中ノ標記施設ニ關シテハ昭和十六年度ニ於テモ左記各項ニ依リ引続キ実施セシムル見込ニ付至急昭和十六年度実施計画ヲ樹テ別紙様式ニ依リ来ル三月十五日迄ニ御協議相成度

記

一、本職業補導施設ハ大体機械工補導（旋盤工、仕上工、検査工等）製図工補導及事務員補導トシ支那語補導ハ特段ノ事情ナキ限り之

第一号様式

昭和十六年度職業補導施設継続実施計画

道 府 縣

業指導所	(1) 指導所名 何々国民職	(2) 補導所名	(3) 直別 ノ 委託	(4) 補導種目	(5) 一 導定回員 ノ 補	(6) 一 導定期間 ノ 補	(7) 昭和 度 補導 回数 十六 年	(8) 昭和 度 補導 予定 人員 十六 年	(9) 昭和 度 要所 経費 十六 年	備 考
夜 昼 間 間 部 部										
" "										
" "										
" "										

ヲ廃止シ從前一般職業補導施設トシテ実施セル少年労務者ノ就職後ノ職業補導施設ニ付テハ別途通牒セラルルコト

二、補導科目ハ大体從前通トスルコト

三、補導定員ハ特段ノ事情ナキ限り前年度通トシテ計画スルコト但シ昭和十五年度実施ノ状況ニ鑑ミ此ノ際増員、減員又ハ科目整理スルヲ適當ト認ムルモノハソノ理由ヲ附シ協議スルコト

四、補導期間ハ大体左ノ通トスルコト

(イ) 機械工及製図工補導ハ共ニ昼間部三ヶ月夜間部四ヶ月
(ロ) 事務員補導ハ前年通

五、補導日数ハ一年間ニ大体三百日以上トシ、授業日数ハ大体二百六十日以上トシテ計画スルコト

六、補導施設ノ所在地及建物等ガ補導ヲ行フニ著シク不適當ト認メラルモノハコノ際適當ナル処ニ移転ヲ行フカ又ハ模様替ヲナス等適宜ノ計画ヲ樹ツルコト

七、設備特に機械類ノ内容、職員ノ構成等ガ不充分ナル向ニアリテハ設備ノ増設、職員ノ増員ニ付テモ一應考慮スペキニ付ソノ理由ヲ付シ協議スルコト

八、機械工補導施設ニ要スル実習材料ハ相當節減セラルル見込ニ付補導要綱等參酌ノ上特ニ節約ヲ旨トシテ計上スルコト

記載心得

職業補導所及同寄宿舎ノ所在地ヲ変更セントスル場合ハソノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

國民職業指導所名	職業補導所名	職業補導所々在地	寄宿舍所在地	直營委託ノ別
直營、委託（委託先）				

第二号様式

記載心得

同一國民職業指導所ニ二ヶ所以上ノ職業補導所アル場合ハ國民職業指導所毎ニ小計ヲ附シ(5)(6)(8)(9)ノ各欄ハ夫々集計ヲ為スコト

合計	小計	"	業 指 導 國 民 職	何 々 國 民 職	小 計	"
夜昼 計間間 部部			夜昼 間間 部部			
" " "			" "			
" " "			" "			
" " "			" "			
		-				

一、補導實施回數及各回ノ補導期間

補導期間	回数	補導期間
授業日数 至 月 日	自 月 日	本年度第一回
授業日数 至 月 日	自 月 日	同 第二回
		同 第三回
		同 第何回
授業日数 至 月 日	自 月 日	同 第回
何回実施		計

記載心得

- (1) 補導期間ニシテ昭和十五年度ヨリ昭和十六年度ニ亘ルモノアルトキハ第一回ノ補導期間ヲ自四月一日至四月三十日等ノ如ク昭和十六年度分ニ付テノミ記載シ自月日ノ左側括弧内ニハ昭和十五年度ノ開始月日ヲ記載スルコト

(2) 昭和十六年度最終回ノ補導ガ翌年度ニ亘リ実施スルモノナルトキハ昭和十六年度ノ分ニ付テノミ記載シ翌年度終了月日ヲ至月日ノ左側括弧内ニ記載スルコト

(3) 各回ノ補導終了ヨリ開始ニ至ル期間ハ補導生ノ募集銓衡、機械ノ修理等ニ要スル日数ヲ相当見込ムコト

(4) 昭和十六年度中途ニテ補導ヲ廃止スルガ如キ計画ナル場合ハソノ理由ヲ備考欄ニ詳細記載スルコト

(5) 一補導所ニ昼間部ト夜間部トヲ併設セラル、場合ニハ本表ハ各別ニ記載スルコト

補導科目別補導定員及補導時間

計	何々科	補導科目			毎日ノ補導時間
		男	昼間部	一回	
		女	間部	回	ノ補導員
		計	夜間部	ノ	定員
		男	夜間部	ノ	計
		女	計	ノ	
		男	計	ノ	
		女	計	ノ	
		計		ノ	
				何時	時間
			星間部自午前何時至午後何時	何時	間
			夜間部自午後何時至午後何時	何時	間

記載心得

甫尊定員ノ曾我甫尊斗目ノ整理ヲ烏ナノトスレ陽台ハ其ノ理由ヲ羊田甫考闡ニ記載スレコト

三、昭和十六年度所要經費

補	通	消	耗	品
雜	信	運	搬	費
導	運	搬	費	費
計	()	()	()	()

昼間部 一人一日平均何錢何人何日分

夜間部 同右

記載心得

- (1) 昭和十六年度所要経費ハ大体右表ノ費目ニ基キ前年度ノ実績ヲ考慮シ節約ヲ旨トシテ計上スルコト
- (2) 昭和十六年度支出見込額欄ニハ十五年一月末現在支出済額ニ十五年度内ノ支出見込額ヲ加ヘタルモノヲ記載シ左側括弧内ニハ一月末迄ノ所要経費ヲ（支払未済ノモノヲ含ム）再掲スルコト
- (3) 建物借上ハ現在ノ一ヶ月契約高ヲ基準トシテ計上スルコト
- (4) 設備及材料消耗品費中材料トシテハ主トシテ鋼材ヲ、消耗品費トシテハ、ボロ、油、トレッシングペーパー、紙等ヲ計上スルコト、尚作業服ハ設備費中ニ計上スルコト
- (5) 機械類ヲ補充スルノ必要アル場合ニハ其ノ理由ヲ詳記スルト共ニ別紙実習場ノ平面図中ニ之ガ配置場所ヲ明記スルコト
- (6) 事務費中諸給職員給ハ必ズ現員、現給ニテ計上シ、将来増員又ハ昇給ヲ要スルモノニ付テハソノ内訳ヲ別記スルコト、賞与額ハ職員給ノ年額（講師等賞与ヲ要セザルモノハ除ク）ノ二割ヲ計上スルコト、尚旅費ハ県庁トノ連絡ニ要スル経費其ノ他視察ニ要スル経費ノ最少年度ヲ計上スルコト
- (7) 事務費中宿費ニハ寄宿舎ニ要スル経費中炊事、入浴ノ費用等入所生ノ負担ヲ適當ト認メラル、経費ハ之ヲ含メザルコト
- (8) 補導雜費ハ入所生ニ対シ必要ニ応ジ食費交通費トシテ補導ヲ受ケタル日ニ付宿間部ノ補導生（但シ宿間部ニテモ補導時数著シク短時間ノモノハ夜間部ト同一ニ取扱フモノトス）ニ対シテハ一人一日平均七十錢、夜間部ノ補導生ニ対シテハ一人一日平均三十錢宛支給セラルモノトシテ右ヲ補導定員及授業日数ニ応ジ計上シ他ノ雜費ハ之ヲ含メザルコト
- (9) 昭和十五年度支出見込額ト昭和十六年度所要経費トノ増減著シキモノハ其ノ理由ヲ詳記スルコト
- (10) 算出内訳ハ出来得ル限り明細ニ記載シ設備及材料消耗品費及事務費中ニ記載スル内容ヲ記載スルコト
尚事務費中ニ寄宿舎ニ要スル経費ガ含マレタル場合ニハ内訳別紙ハ各別シテ記載スルコト

四、何々国民職業指導所何々補導所職員調

年月日現在

任命年月日	氏名	専任兼 任ノ別	一補導期 間中ノ受 持時數	給料又ハ 手當月額	家庭手 当額	月昇給予定 額及昇給予定 額	備考
年月生	職称						
	履歴						
	事項						

記載心得

(1) 氏名ノ左側ニハ生年月ヲ記載スルコト

(2) 職称欄ニハ所長、指導員、助手、講師、事務員、舍監、小使、給仕等ノ別ヲ記載スルコト

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) 履歴欄ニハ職員ノ最後ニ卒業シタル学校名及職業ニ関スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト、尚兼任者ハ右ノ外ソノ本職ヲ記載スルコト

(2) 担任事項欄ニハ職員ノ担任スル学科名又ハ実習種目等ヲ記載スルコト

(1) 給料月額ハ必ず現給ヲ記載スルコト

(2) 昇給ヲ要スルモノニハ前回ノ昇給月及昇給予定額欄ノ左側括弧内ニ記載シ置クコト

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) 欠員中ノモノアル場合ハ職称、専任兼任ノ別、担任事項給与額及欠員ノ理由ヲ記載シ置クコト

(7) 新ニ増員ヲ要スルモノアル場合ハソノ理由及前記(7)ノ諸事項ヲ記載シ置クコト

(8) 本表ハ協議書作成ノ時ヲ現在トシテ記載スルコト

(9) 本表ハ職員台帳作成ノ資料トナスモノナルニ付正確ニ調査記載セラレタキコト

五、何々国民職業指導所何々職業補導所備品調

記
一統合ノ際引続キ使用セラルル労務者ニ給与スル合併記念等ノ

手当ニ付テハ賃金統制令施行規則第二十九条ヲ適用シ可成公債等

ヲ以テ支給スル様指導スルコト

二 工場ノ整理ノ結果初給賃金高キ府県ヨリ低キ府県ニ未経験労

働者ヲ移動セシメタル場合ニ於テ其ノ者ニ從前給与セラレタル

限度ニ於テ其ノ府県ノ最高額ヲ超ユル額ヲ給与スル為最高初給

可後其ノ内容（人員、許可額及許可ノ条件等）ヲ報告スルコト

尚未経験労働者ノ從前ノ勤続期間ハ之ヲ通算シ差支ナキコト

三 統合ニ際シ賃金制度ノ整理統一ヲ図ル為基本給、賃金基準及昇給内規ノ変更許可申請アリタル場合ハ賃金水準ノ著シク上昇

セザル様留意スルト共ニ労働者ノ從前ノ給与ヲ斟酌ノ上処理スルコト

四 前号ノ許可ハ統一セントスル会社、工場ガ數府県ニ跨ルモノニ在リテハ當時雇傭スル労働者ノ員数ニ不拘意見ヲ付シ予メ當局ニ協議スルコト

五 統合ニ際シ労働者ノ一齊解雇、再採用ノ方法ニ依ル退職積立金及退職手当法適用ノ中断ハ之ヲ認メザルコト

昭和十六年三月十三日職発第二四〇号
〔四一二一六二〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

機械工補導施設補導要綱ニ關スル件

昭和十五年七月二十二日丙職発第五九号ヲ以テ通牒致置候標記ノ件一部別紙ノ通追加相成候条爾今右ニ準拠シ補導ヲ行フ様致度此段及通牒候

機械工補導所補導要綱追加

三、フライス工補導要目ノ次ニ左ノ要目ヲ加フ

四、検査工補導要目

(1) 德育	時間 50	時間 14	時間 :	旋盤工ト同ジ
体育	時間 20	時間 36	時間 :	旋盤工ト同ジ
工業常識	時間 :	時間 :	時間 :	旋盤工ト同ジ
機械工作法ノ概念	時間 :	時間 :	時間 :	旋盤工ト同ジ
金属材料ノ概念	時間 :	時間 :	時間 :	旋盤工ト同ジ
機械部分品	時間 :	時間 :	時間 :	旋盤工ト同ジ

(ロ) 学科

150 時間

工業学科

70 時間

機械製作ノ概念

仕上作業法

旋盤作業法

限界ゲージ

計測器

検査具

検査学科

60 時間

面ノ読方

旋盤作業法

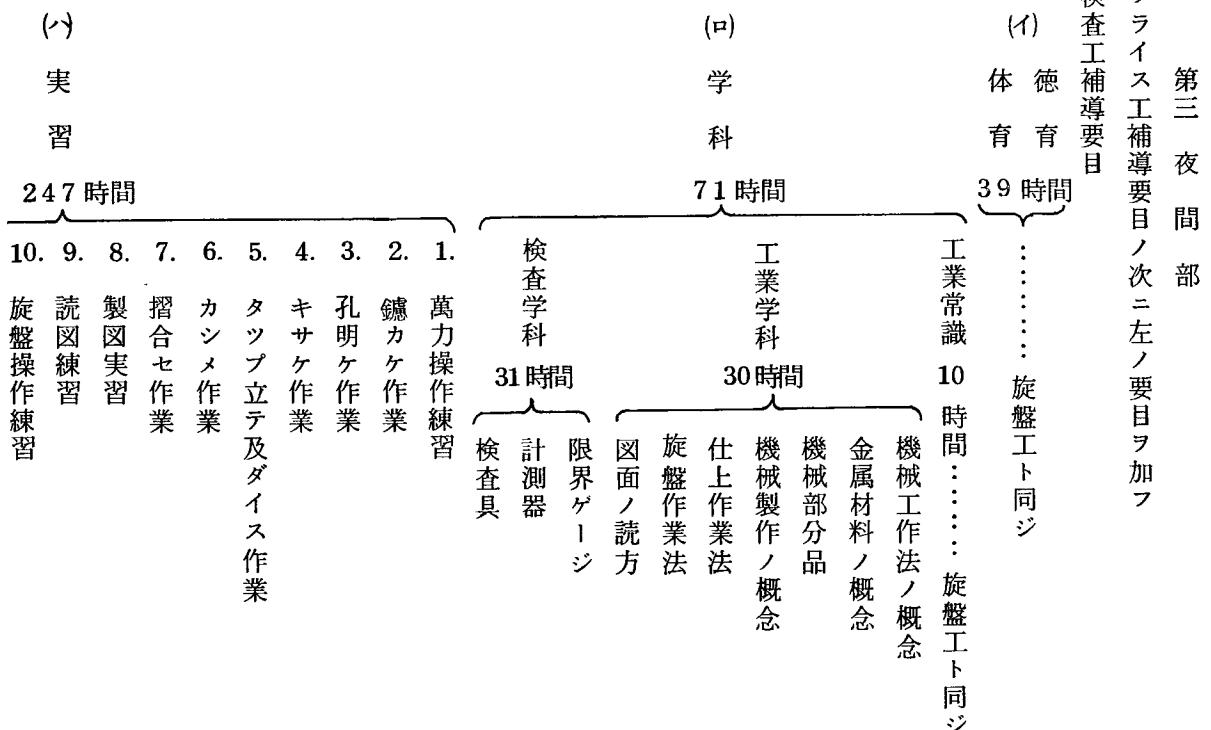
(ハ) 実習

500 時間

- 1. 萬力操作練習
- 2. 鏡カケ作業
- 3. 孔明ケ作業
- 4. キサゲ作業
- 5. タツブ立テ及ダイス作業
- 6. カジメ作業
- 7. 摺合セ作業
- 8. 読図実習
- 9. 旋盤操作練習
- 10. 丸棒削り
- 11. ネヂ切り
- 12. センターワークヤツク作業
- 13. ネヂ取り
- 14. 計測器ノ取扱練習
- 15. 検査具ノ取扱練習
- 16. 長サ、外経、内経、ネヂノ精密測定練習
- 17. 旋盤ノ精度測定練習
- 18. 旋盤作業法
- 19. 機械部分品ノ検査練習
- 20. 旋盤ノ精度測定練習

(一)
實習

247 時間



標記ノ件ニ関シテハ曩ニ一月十八日附北開第九〇号ヲ以テ本年度内ニ於テ五千戸ヲ募集スルコトト相成リ之ガ該當者ノ銓衡方依命通牒転業者引受可能調査ニ照應シ右五千戸ニ対スル取扱ハ左記ニ依リ措置スルコトト決定致シタルヲ以テ之ガ勧奨指導ニ付テハ一段ノ御努力相成度尚從来一般ニ使用セラレシ転業者開拓民ナル呼称ハ開拓民希望者ハ勿論既入植者其ノ他各方面ニ与フル影響必ズシモ良好ナラザルヲ以テ今後ハ此ノ種開拓民ニ対シテ大陸帰農開拓民ノ名称ヲ慣用スルコトト致度依命此段通牒ス

昭和十六年四月一日北開第九〇号
〔四一一六三〕
拓務省拓北局長ヨリ各地方長官宛
中小商工業者大陸帰農開拓民ニ閥スル件

丸棒削り	センターワーク、チャック作業 ネヂ切り	計測器ノ取扱練習	検査具ノ取扱練習	長サ、外経、内経、ネヂノ精密測定練習	限界ゲージニ依ル検査練習	機械ノ分解、掃除、組立練習	機械部分品ノ検査練習	旋盤ノ精度測定練習
20. 19. 18. 17.	16. 15. 14. 13. 12. 11.							

一、昭和十五年度送出予算ノ五千戸ハ現下經濟界ノ動向及最近ノ応募状況ニ鑑ミ昭和十五、十六両年度ニ互リ送出スルコト

二、右五千戸ノ入植ハ第一次乃至第八次乃既設開拓団ノ補充又ハ追加入植ニ依ル外中小商工業者ヲ中核トセル特設開拓団（集団又ハ集合）ノ編成ニ依ルモノトスルモ特ニ第八次開拓団ノ補充ニ重点ヲ置クコト

三、本件開拓民ハ時局ノ影響ヲ受ケタル中小工業者ニシテ職業転換ノ已ムナキニ至レル者ニ対スル処理方策ナルヲ以テ第一次乃至第七次既設開拓団ニ入植スル者ニ於テ縁由ノ他ニ在ルモノハ当然從來ノ例ニ依リ分散開拓民トシテ処理スルコト

四、第九次以降ノ開拓団ニ入植ヲ志望スル中小商工業者ハ曩ニ通牒

ノ如ク一般開拓民トシテ処理スルコト
五、本件開拓民中補充（追加）開拓民ニ付テハ別添現地調査ニ依ル
帰農開拓民引受戸数調特ニ四及五ノ内地府県別調）ヲ参照シ募集計画ヲ樹立ノ上別記様式ニ依リ、又特設開拓団（集団又ハ集合）ニ付テハ其ノ計画ノ概略ヲ何レモ四月十日迄必着ヲ期シ當省宛回報セラルコト

尚特設開拓団ニ付テハ遅クモ六月中ニ内地訓練ヲ了シ入植セザレバ昭和十六年度計画トシテハ処理致シ難キニ付特ニ留意スルコト
六、中小商工業者ヲ帰農開拓民候補者トシテ仮採用シタルトキハ建設其ノ他ノ準備ヲ遺憾ナカラシムル為現地ニ速急連絡ノ要アルヲ以テ其ノ都度當省宛名簿添付ノ上（前職記入ノコト）通報スルコト

（別記様式）

帰農補充開拓民募集計画

（記載例）

團名	要補充戸数	帰農開拓民募集計画		備考
		春季	秋季	
1.第八次三箇溜	一六五	一〇〇	七〇	計八五
2.第八次上久方村	一六四	一〇〇	五〇	計八五
3.第八次馬奄	六〇	五〇	五〇	計五〇

引受戸数ハ一〇〇戸ナルモ当県ノ事情ニ鑑ミ八五戸ノミ転業者ヲ以テ補充ス残余ハ農民中ヨリ八〇戸本年中ニ募集シ計画戸数ヲ充実スル筈
引受戸数ハ一〇〇戸ナルモ当県ノ事情ニ鑑ミ一五〇戸ヲ転業者ヲ以テ補充ス残余ハ農民中ヨリ一四戸本年中ニ募集シ計画戸数ヲ充実スル筈

(記載上注意すべき事項)

一、現地ニ於テハ本募集計画ニ基キ建設其ノ他ノ準備ヲ進ムル

予定ナルヲ以テ確実ナル計画ヲ樹立スルコト

二、第八次開拓団ノ如ク一般農民ヲ以テ補充スル計画アルトキ

八 備考欄ニ其ノ旨記入スルコト

三、春季欄ニハ四月—七月頃迄、秋季欄ニハ八月以降ノ募集計画数ヲ記入スルコト

昭和十六年四月十四日職発第二九五号

(四二二一六四)

職業社連方語二十九便月六人金鑑鑄造出廠

今般商工省ニ於テ一部鉄鋼製品ノ配給統制ヲ実施スルコト、相成候

三 各補導所ニ於テ鐵鋼製品ヲ入手セントスルトキハ當該所要四半期開始ノ前月十五日迄ニ所要ノ実需量ヲ正確ニ調査ノ上別紙様式（一）ニ依リ職業局宛申請スルコト

スルヲ以テ之ヲ指定ノ製造業者又ハ販売業者ニ交付シ現品ノ配

四 現品ヲ入手シタルトキハ 直チニ別紙様式(一)ニ依リ職業局宛 報告スルコト

別紙
（一）
失調製品記拾要求書
（昭和
年
期分）

三

記載注意
製品毎ニ別葉トスルコト

成度

鐵鋼製品入手要領

一 左ニ掲タル鐵鋼製品（以下単ニ鐵鋼製品ト称ス）ハ本要領ニ

○硬 鋼 線 ○ド ラ ム 鋼 ○ス コ ツ プ 並 シ ャ ベ ル
依リ入手スルコト

○磨 带 鋼
○電 線 管
○荷 造 用 带 鋼

○サツシユ
○五加口

二
各補導所二

半期開始ノ前月十五日迄ニ所要ノ実需量ヲ正確ニ調査ノ上別紙
様式（一）ニ依リ職業局宛申請スルコト
三 当局ニ配給ノ割当アリタル場合ハ需要庁宛配給申込書ヲ交付
スルヲ以テ之ヲ指定ノ製造業者又ハ販売業者ニ交付シ現品ノ配
給ヲ受クルコト

四 現品ヲ入手シタルトキハ 直チニ別紙様式(二)ニ依リ職業局宛
報告スルコト

道府県名

別紙
二二

鐵鋼製品入手狀況報告書

道府県名

割当期昭和年期

熔接棒入手要領

- 一 熔接棒ハ本要領ニ於テ定メタル手続ニ依リ入手スルコト

二 各補導所ニ於テ熔接棒ヲ入手セントスルトキハ當該所要四半期開始ノ前月十五日迄ニ所要ノ実需量ヲ正確ニ調査ノ上職業局宛様式ニ依リ「熔接棒配給要望書」ヲ提出スルコト

三 当局ニ於テ中央熔線配給統制協議会ヨリ配給指図書ヲ受ケタル場合ハ之ヲ需要庁宛交付スルヲ以テ指定ノ製造業者又ハ配給業者ニ提出シ現品ヲ入手スルコト

希望配給担当者住所
商号又は氏名

一希望納入所

参考内訳			品種	
旺	被覆加工希望数量	廻	要望数量	
旺	加工業者希望被覆	廻	査定数量	主務官厅
銑鋼 鉄材	熔接棒ヲ必要トスル 鐵鋼材重量	廻 廻	配給決定数量 第号	決定番号
廻 廻				決定配給担当者

右配給相成度此段要望候也

要望者（実需家）住所

要望者（実需家）

中華書局影印
卷之二

氏名

一需
一要
一部
一門
一名
官序、
外地、
田域、
（生產拋充品目又）
八一般民需ノ別

右厚生省ノ昭和 年度 期分ノ割当中ヨリ配給相成度証印候也
昭和 年 月 日

備 考

被覆加工欄ハ其ノ要アル場合ニノミ記入ノコト

〔四一一一六五〕 職業局長、会計課長ヨリ各地方長官宛 内

昭和十六年四月十九日職発第二一〇号ノ内
職業補導施設継続実施ニ関スル件

昭和十六年 月 日 第 号ヲ以テ協議相成候標

記ノ件左記事項御了知ノ上別表ノ通実施相成度

追テ別表ノ経費ニ対スル支払予算ハ四回ニ分チ令達セラルベキ見込ニ付申添候

記

一、別表ノ補導計画ヲ変更セントスル場合ハ予メ當局ニ協議ヲ為スベキコト

二、左ノ場合ハ予算ニ過不足ヲ生ジタル事由ヲ附シ予メ當局ニ協議ヲ為スベキコト

(イ) 各補導施設ノ経費ヲ他ノ補導施設ノ経費ニ流用スル場合

(ロ) 同一補導施設ニ於ケル各費用ノ経費ニ付其ノ額ノ一割ヲ超エテ他ノ費用ヨリ流用スル場合

(ハ) 補導雜費ヲ他ノ費用ニ流用スル場合

三、補導雜費ハ被補導者ニ対シ食費又ハ交通費等ヲ補給スルノ必要アル場合ニ於テ之ガ補給トシテ補導ヲ受ケタル日ニ限リ之ヲ支出スベキモノニシテ其ノ他の経費ニハ之ヲ支出セザルコト尚之ガ支給総額ハ補導実延人員ニ別表ノ平均額ヲ夫々乗ジタル額ヲ超エザル様嚴ニ経理スルコト

(別表)

國民職業指導所

補導所

〔四一一一六六〕 昭和十六年五月七日職発第三二五号

厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

ゴムベルト配給ニ関スル件

職業補導施設ニ於テ使用スルゴムベルト配給ニ関シテハ爾今別紙

一、一回ノ補導定員 内 訳 名

回

二、一回ノ補導期間

三、一日ノ補導時間

四、補導回数 本年度

五、経費

昭和十六年度分

摘要

要

計	費務事			設備及材料消耗品費	建物借上費	費用目	経費
	補導費	諸費	給				
				工具補充費 設備修理費 材料費			
				消耗品費	動力費	講師人、事務員人 指導員人、助手人 小使人人分 家族手当人 旅費円、賞与円	円
		一人一日平均人 日分		円	円	円	円
				円	円	円	円

(一) ノ様式ニ依リ各四半期ノ前月十日迄に申請相成度尚入手シタル場合ハ別紙(二)ノ様式ニ依リ直チニ當局宛報告相成度

別紙(一)

ゴムベルト配給申請書 (昭和 年第 四半期分)

府 県

- 一 需要者
- 一 需要数量
- 一 ゴムベルト厚サ、枚物、巾 吋、長サ 呪
- 一 右ニ要スル生ゴム量 底
- 一 購入先

記載注意

- 1. 生ゴム量ノ換算ハ左ニ依ルコト

巾一吋、長サ一呪、厚サ一枚物ノベルトニ含マル、生ゴム
量 四瓦

- 2. 右ベルトノ使途(新設、補充ノ別共)ヲ詳記スルコト

別紙(二)

ゴムベルト入手報告書 (昭和 年第 四半期分)

府 県

- 一 使用者
- 一 ゴムベルト割当量
- 一 右 入手量
- 一 購入先

昭和十六年五月十二日職発第三三一号

厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

職業指導職員地方別事務打合会開催ノ件

標記打合会別紙要項ニ依リ開催可致候事務担当係官並ニ職業指導員ノ出席方御配意相成度

職業指導職員ノ地方別事務打合会開催要項

一、目的

時局ノ影響ヲ受ケ転業ヲ余儀ナクセラル中小商工業者ハ其ノ数相当多数ヲ算スルモノト推セララル処之ガ転業並ニ職業転換ニ関スル指導斡旋ノ徹底ヲ図ルノ要緊切ナルモノアルヲ認メラルニ依リ道府県職業指導職員ノ參集ヲ求メ事務打合会ヲ開催シ是等業者ノ転業ニ関スル対策事務ノ円滑ナル遂行ヲ期セムトス

二、主催

厚生省

三、打合事項

- 1. 転業並ニ職業転換指導ノ徹底ニ關スル件
- 2. 要転業者ノ実情查察ニ關スル件
- 3. 職業指導員ノ業務ニ關スル件

四、參集範囲

厚生省係官

商工省係官
企画院係官

道府県事務担当係官及職業指導職員(職業、商工課各一名)

国民職業指導所係職員

五、開催日時及場所

東京	開催地	日 時	參 集 道 府 県
		六月廿三日 (午前九時 ヨリ)	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、 栃木、群馬、新潟、山梨、長野、静岡、

昭和十六年六月十二日職発第三八一號

職業局長ヨリ各地方長官宛

(四一一一六八)

件

職業補導施設補導開始又ハ修了報告ニ関スル

北海道	六月廿六日 (〃)
大 阪	六月廿五日 (〃)
熊 本	六月廿八日 (〃)
広 島	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌
大 分	山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛、高知
宮 崎	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄
鹿 児 島	
沖 縄	

第一号様式(甲)

何々国民職業指導所何々補導所第何回補導開始報告(昼間部、夜間部別)

道 府 県

事 ス ペ キ 記	状 況 入 所				補 導 開 始 年 月 日	
	補 導 科 目				修 了 予 定 年 月 日	
	計	男	入 所 定 員	申 込 人 員		
						補 導 期 間
	男	女	計	入 所 人 員		
						補 導 時 間
	男	女	計	備		至 自 時 考
						時 間
	寄宿舎入舍生 名					

追テ昭和十五年六月二十五日丙職発第三号職業補導施設ノ補導開始又ハ修了ノ日ヨリ十五日以内ニ報告相成度

標記報告ニ關シテハ七月一日以降ニ於テ補導ヲ開始スル分ヨリ別紙様式ニ依リ作製シ補導開始又ハ修了ノ日ヨリ十五日以内ニ報告相成度

第一号様式(乙)

入所者ノ前職・年齢・学歴・妻帶有夫ノ別調

		業			類大分	産業分類	職業分類	前職別
		業						
一一業	一一業	一一業	一一業	一一業	小分類			
					職名			
					人男			
					人女			
					人計			
					人男	歲十 下	二以	
					人女	歲五十二 下	以	
					人男	歲十三 下	以	
					人女	歲五十三 下	以	
					人男	歲十四 下	以	
					人女	歲一十四 上	以	
					人男	卒初	国	
					人女	卒高	国	
					人男	卒普	青	
					人女	退中等	中	
					人男	退中本	青	
					人女	卒等	中	
					人男	卒本	青	
					人女	他	ノ其	
					人者	帶妻	夫妻 ノ別有	
					人者	夫有		
							備考	

補導修了年月日	
及補導實時間數	
日	
合 実 學 德 育 休 育	科
計 習 科	
" " " 時 間	
始 次 回 補導 開	予定年月日

第一号様式(甲)

何々國民職業指導所何々補導所第

回補導修了報告 (昼間部夜間部別)

道府県

- 200 -

類大分	産業分類	前職別	第二号様式(乙)	
			職業分類	修了者ノ前職・年齢・学歴・妻帶有夫ノ別調
職名				
男				
女				
計				
男	歳十二下以	年齢別		
女	歳五十二下以			
男	歳十三下以			
女	歳五十三下以			
男	歳十四下以			
女	歳一十四上以			
男	卒初国			
女	卒高国			
男	卒普青			
女	退中等中			
男	退中本青			
女	卒等中	学歴別		
男	卒本青			
女	他ノ其			
者	妻			
者	夫	夫妻ノ帶別有		
考備				

補導狀況		就職斡旋狀況		修了狀況		補導科目	
計	其ノ他	軍作業厅	民間軍需工場	就職先	就職者数	男	当初入所者数
				男	目下斡旋中のモノ	男	中途入所者数
				女		女	
				計		計	
				男		男	中途退職者数
				女		女	
				計		計	
				男		男	中途退所ノ理由
				女		女	
				計		計	
				備		備	
				考		考	
				最高賃銀(日額)		最高賃銀(日額)	
				最低賃銀(〃)		最低賃銀(〃)	
				平均賃銀(〃)		平均賃銀(〃)	

ルート

品載上ノ注意

- 二、「修了者ノ前職、年齢、学歴、妻帯、有夫ノ別調欄」ニハ中途入所者（修了セザルモノヲ含ム）ノ数ヲ赤字ニテ記載シ置クコト
 三、本表ニハ補導状況ノ写真、其ノ他修了者ノ感想文等参考トナルベキモノアラバ取纏メ添附スルコト
 四、其ノ他ノ記載ハ様式第一号ノ例ニ依ルコト

昭和十六年七月二十二日收職第一五〇四号

〔四一一一六九〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

職業補導施設補導雜費支給ニ関スル疑義ノ件

一 配偶者

一十三年未満ノ子

一 六十年以上ノ父母

一 不具廢疾、疾病傷痍其他精神又ハ身体ノ障害ニ因リ労務ヲ行

フニ故障アル者

第三条 補導生同一戸籍内ニ左ニ掲タル被扶養者ヲ有スルトキハ前
 条ノ金額ニ左ノ加給ヲナスコトヲ得

標記ノ件ニ關シ東京府知事ヨリノ左記甲号ノ照会ニ對シ乙号ノ通回
 答致置候条御了知相成度

記

（甲号）

一、從來補導雜費ノ支給ハ出席日数ニ応ジ給与致居候処補導生ニ
 シテ簡閱点呼及簡閱点呼準備訓練ノ召集ノ場合補導雜費ヲ給与
 致スモノト解シ可然哉

一、前項ニヨリ給与ノ場合警防團員ノ演習召集及警備訓練ニ對シ
 同様取扱可然哉

一、六月十七日已職発第一、〇三一号ヲ以テ御報告致置候補導雜
 費給与内規第三条及第四条ハ出席日数ニ關係ナク給与致スモノ
 ト解シ可然哉

第四条 補導生貧困ニシテ通修困難ト認ムル者ニ對シ東京國民職業
 指導所長ハ事情審査ノ上前二条ノ金額ニ左ノ範囲ニ於テ加給ヲナ
 スコトヲ得

昼夜間ノ別		被扶養者数		一日当り支給額
昼間部	夜間部	二人以内	三人以上	貳拾錢
		二人以内	三人以上	参拾錢
				拾錢

（乙号）

一、第一項ノ場合ハ補導雜費給与内規第三条及第四条ニ依リ給与
 スル場合ニ限り伺出ノ通り給与相成差支無之

二、第二項ノ場合ハ給与相成難シ

三、第三項ハ前二項ニ依リ了知アリタシ

東京府補導雜費給与内規抜萃

昭和十六年十月七日職発第六三二号

〔四一一一七〇〕

厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

職業補導施設ニ於テ使用スル軽油配給ニ関スル件

今般一般民需用燈油及軽油ニ付購買券制度ノ適用ヲ受クルコト、相成官序用燈油及軽油ニ付テモ燃料局認証ノ購入証明書ニ依リ購入スルコト、相成候条機械工補導施設ニ於テ使用スル軽油ニ付テハ爾今当省文書課長ヨリ購入証明書ヲ發行スルコト、相成タルヲ以テ本年度第四、四半期分以降各四半期毎ニソノ需要量ヲ當該期第一月ノ前々月末迄ニ別紙様式ニ依リ當局宛申請相成度

追テ本年度第三、四半期分ニ付テハ取敢ヘズソノ需要量ヲ本月二十日迄報告相成度

別紙様式

昭和 年度第

四半期分軽油需要表

道府県名

一 使用補導所名

一 需 要 量

此

一 使用 目 的

昭和十六年十二月二日職発第七七一号

〔四一二一七一〕

厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

國民勤労訓練所入所者取扱ニ關スル件

職業転換ヲ為シ時局産業ノ労務者タラントスル者ノ心身ノ基本的訓練ヲ主眼トシテ行フベキ國民勤労訓練所ハ予テ財團法人職業協会ニ

委嘱シ建設中ニ有之候處東部國民勤労訓練所長ニハ陸軍中將佐枝義重、西部國民勤労訓練所長ニハ陸軍中將志岐豊任命セラレ近ク建築物ノ落成ヲ得テ左記ノ通夫々勤労訓練開始ノ予定ニ有之右訓練所ニ入所セシムベキ者ハ國民職業指導所ニ於テ之ヲ取扱フコトニ相定メ候条別紙要綱ニ依リ關係機關ヲ督励シ遺漏ナキヲ期セラレ度

記

一、東部國民勤労訓練所訓練開始 昭和十七年一月二十日
一、西部國民勤労訓練所訓練開始 昭和十七年一月二十日

國民勤労訓練所入所者取扱要綱

第一 総則

一、財團法人職業協会ヲシテ經營セシムル國民勤労訓練所入所者ノ取扱ハ本要綱ニ依ルコト

二、國民勤労訓練所（以下訓練所ト称ス）ニ入所セシムベキ者ハ職業転換ヲ要スル者ニシテ新職業ヘノ基本的訓練ヲ必要ト認メタル者ナルコト

時局ノ要請ニ依リ転廢業ヲ為ス者ニ対シテハ優先的ニ入所セシムルコト

三、訓練所ニ入所セシムベキ道府県ノ区分ハ別表ニ依ルコト

第二 募集

四、訓練所ニ入所セシムベキ者ノ募集ハ國民職業指導所（以下指導所ト称ス）ニ於テ之ヲ為スコト

五、訓練所ニ入所セシムベキ毎次ノ訓練員数ハ予メ職業協会ヨリ厚生省ニ報告スルモノナルコト

六、厚生省ハ予メ募集スペキ員数ヲ道府県ニ対シ割当ヲ為スモノナルコト

七、道府県ハ指導所ヲ督励シ關係機關、關係商工業組合ト聯絡ヲ

密ニシ国民勤労訓練ノ趣旨ノ周知徹底ニ力メ要転職者ニシテ訓練ヲ要スト認メラル者ニ対シテハ入所ヲ指導勧奨スルコト

八、国民職業指導所ニ於テ労務者ノ銓衡ヲ為ス場合、訓練ヲ為シタル上就職セシムルコトヲ適当ト認メタル者ニ対シテハ訓練所ニ入所セシメタル上就職セシムルノ措置ヲ講ズルコト

九、入所者ニ付テハ左記ニ該ル者ヲ銓衡スルヤウ留意スルコト

イ、訓練所規程ヲ遵守シ所定期間訓練ヲ受ケントスル確固タル意志アル者ナルコト

ロ、凡ソ年齢十六歳以上五十歳未満ノ男子ナルコト

ハ、疾病又ハ心身ノ機能障害等ナキ者ナルコト

第三 登 錄

十、指導所入所者ヲ銓衡シタルトキハ登録スルコト（登録用紙ハ求職票ヲ代用シ欄外ニ要訓練登録ト標記シ整理スルコト）

十一、指導所要訓練登録ヲ為シタルトキハ遲滞ナク氏名一覧表ニ右訓練登録票ノ副本ヲ添附シ當該道府県ニ送付スルコト

十二、道府県ハ右副本ヲ取纏メ訓練所入所希望者聯絡通報（氏名、年齢、前職、希望職業）ヲ添附シ必ズ入所日ノ七日前迄ニ關係訓練所ニ到着スルヤウ送付スルコト

第四 入 所

十三、入所者ノ服装及携帯品ニ付テハ左ニ留意スルコト

イ、服装ハ団服、作業服又は平常着等軽装スルコト

ロ、履物ハ可成靴、ズック靴、地下足袋等トシ所内下履用トシテ駒下駒及草履ヲ携行スルコト

ハ、シャツ、ズボン下（何レモ可成二組）ヲ用意スルコト

ニ、認印、寝間着、手拭、歯磨用具、石鹼、靴下、足袋（冬季）等ヲ持参スルコト

ホ、訓練所入所中ノ食費等ノ費用ハ支給セラルモノナルニ付所持金ハ少額ニ止メシムルコト

十四、入所者ハ一團トシテ入所者中ヨリ責任者ヲ定メ所定日時ニ違ハザル様訓練所ニ到着セシムルコト

第五 訓 練

十五、訓練所ニ於ケル訓練期間ハ一ヶ月ヲ原則トシテ行フモ情況ニ依リ短縮又ハ延長スルコトアルベキコト

十六、訓練所ニ於ケル訓練ハ寮舎ニ宿泊セシメ概ネ左記事項ニ付テ行フモノナルコト

イ、寮生活

ロ、講義

ハ、訓練

ニ、職業相談

十七、訓練所ニ於テ行フベキ職業相談ヲ協力実施スベキ指導所ハ概ネ左記指導所トシ国民勤労訓練所ト聯絡ノ上実施スルコト
(一) 東部国民勤労訓練所ニ協力スベキモノ

一、東京国民職業指導所

一、東京国民労働指導所

一、立川国民職業指導所

一、八王子国民職業指導所

一、横浜国民職業指導所

一、横浜国民労働指導所

一、川崎国民労働指導所

(二) 西部国民勤労訓練所ニ協力スベキモノ

一、奈良国民職業指導所

一、大阪国民職業指導所
一、大阪国民労働指導所

一、名古屋国民職業指導所

一、名古屋国民労働指導所

一、京都国民職業指導所

一、京都国民労働指導所

一、神戸国民職業指導所

一、神戸国民労働指導所

右以外ノ指導所ニ於テモ訓練所ヨリ依頼アリタルトキハ協力ス
ベキコト

第六 給与

十八、入所者ニ対シテハ左ノ給与及貸与ヲ為スモノナルコト
(1) 給与ハ食事及若干ノ手当

(2) 貸与ハ作業服、帽子、ゲートル、地下足袋、寝具

十九、入所者正当ノ事由ナク中途退所シタルトキ又ハ故意ニ貸与
品ヲ破損及減耗シタルトキハ給与費用ノ返還又ハ貸与品ノ弁償
ヲ為サシムルモノナルコト

二十、入所者入所中ノ疾病及負傷ニ付テハ原則トシテ訓練所ニ於
テ療養セシムルモノナルコト

第七 就職斡旋

二十一、訓練終了者ノ就職斡旋ハ能フ限り訓練所入所期間中ニ予
メ関係指導所ニ於テ労務動員産業方面ニ配置就職セシムル様措

置スルコト

二十二、指導所ハ求人者ニ対シ訓練終了者ノ特質ヲ理解セシメ率

先優遇採用ノ途ヲ開カシムルコト

二十三、訓練所ハ訓練生ノ身上又ハ訓練状況ニ付重要ト認メラル
ル事情生ジタルトキハ関係道府県又ハ関係国民職業指導所ニ隨
時速報スルコト
二十四、訓練所ハ訓練終了シタルトキハ訓練終了者名簿（氏名、
希望決定事項、措置顛末記載）ヲ関係道府県ニ送付スルモノナ
ルコト

別表

一、東部国民勤労訓練所ニ入所セシムベキ道府県

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
新潟	山梨	長野	静岡			
福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄						

一、西部国民勤労訓練所ニ入所セシムベキ道府県

富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀
京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根
岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
沖縄						

昭和十六年十二月二十日

〔四一一七二〕 厚生省決定

戦時緊急対策二関スル件

第一、戦時労務動員体制ノ強化徹底

生産力拡充ノ根柢タル労務動員ノ完遂ニ付テハ曩ニ八月二十九日

閣議決定ノ労務緊急対策ニ基キ各般ノ措置ヲ講ジ着々実施ニ努メ、

既ニ国民徵用令中改正、労務調整令、国民勤労報国協力令、学校卒業者使用制限令中改正、国民職業能力申告令中改正ヲ公布シ、近ク重要事業場労務管理令、労務者住宅供給ノタメニスル土地工作物管理使用收回用令中改正ヲ公布スペク準備中ナルモ、此ノ際一層労務員体制ノ強化徹底ヲ図ルタメ左ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

一 労働能率ノ最高度ノ発揮

勤労者ノ報國精神ヲ一層昂揚シ、労働能率ノ最高度ノ発揮ヲ図

ルコトハ生産力拡充ノ根柢ナルヲ以テ、之ガタメ

(イ) 新ニ方策ヲ樹立実施スペキ事項

(一) 非常労務体制ノ確立

工場事業場ニ於ケル労務者ノ非常時ニ於ケル職場死守ノ義務化ト之ニ伴フ就業時間、扶助、賃金等ニ対スル特別措置

(二) 労働争議禁止令ノ制定

労働争議ノ徹底的予防、迅速解決及罷怠業工場閉鎖等ノ禁止ヲ目的トスル非常労務体制ヲ確立スルコト

(ロ) 既ニ方針ノ決定シアルモ未ダ実施ニ至ラザル事項

(一) 重要事業場労務管理令

重要事業場ノ労務管理ヲ刷新強化シテ生産力ノ増強ヲ図ルタメ國家総動員法ニ基キ勅令ヲ制定セントスルモノニシテ、近ク公布スペク準備中ナリ

(二) 勤労者ノ国家表彰制度

時局下ニ於ケル勤労ノ国家制ヲ強調シ、国民一般ノ勤労精神ヲ作興シ以テ生産力ノ増強ニ資スルタメ勤労ノ栄誉ヲ顕彰スル国家的制度ヲ勅令ヲ以テ確立セントス

(二) 土地工作物管理使用收回用令中改正

総動員業務従業者ノ住宅ヲ急速ニ充足スルコトハ生産力ノ增强ヲ図ルタメ緊要ナルヲ以テ、事業主ヲシテ其ノ従業者ノ住宅ノ建設ニ必要ナル土地又ハ其ノ住宅ニ充ツルニ必要ナル家屋ヲ使用又ハ收回シ得ルノ途ヲ開クタメ國家総動員法ニ基キ勅令ヲ制定セントスルモノニシテ近ク公布スペク準備中ナリ

(イ) 現ニ実施シアルモ改善ヲ要スル事項

(一) 労務者厚生対策ノ拡充強化

勤労者ニ対スル食糧ノ必要量確保、栄養ノ改善、保健体育等ノ労務者厚生対策ヲ拡充強化スルコト

(二) 労働衛生対策ノ強化

労務者ノ結核対策其ノ他ノ労働衛生対策ヲ強化スルコト

(三) 産業報国会ノ拡充強化

職場秩序ヲ確立シ生産力ノ増強ニ資スルニハ産業報国会ノ適切ナル運営ニ俟ツコト極メテ大ナルヲ以テ、此ノ際産業報国会ヲ法制化シ其ノ拡充強化ヲ図ルコト、之ガタメニハ國家総動員法ノ改正ヲ要スルヲ以テ、目下企画院ト協議中ナリ

二 労務充足ノ確保

労務供給力ノ逼迫愈々急ヲ告グルノ時、労務充足ノ確保ニ関シテハ、此ノ際職業人口配分ノ根本的再編成ヲ断行セザルベカラザルニ至ルベキヲ覺悟シ、尚又大東亜ニ於ケル人口政策的見地ヨリスル人口配置計画ヲ策定シ大東亜共栄圏内ノ産業立地計画ト相照応シテ各民族ノ特異性ヲ考慮シツツ其ノ職業の人口ノ移動及配置ノ一元的統制ヲ強化スルノ要アリ

(イ) 新ニ方策ヲ樹立実施スペキ事項

(一) 東亜共栄圏内労務動員計画ノ樹立

新ニ東亞共榮圈内労務動員計画ヲ設定シ其ノ強力ナル遂行ヲ期スルコト尚從来ノ労務動員計画ヲ根本的ニ再検討シ、人口

政策的見地ヨリスル人口配置計画及職業配分計画ヲ基調トンタル確固タル基礎ニ基ク計画ヲ策定スルコト

(口) 現ニ実施シアルモ改善ヲ要スル事項

(+) 基幹技術員ノ養成ノ拡充強化

東亜共榮圈内ノ産業ノ指導ハ總テ日本民族ガ之ニ当ルベキモノナルニ鑑ミ特ニ産業ニ於ケル基幹技術員並ニ技能者ノ育期的養成ヲ行フコト、之ガタメ工場事業場等ニ於テハ全面的ニ技能者ノ養成ヲ行フコトトシ併セテ其ノ内容ヲ拡充強化スルト共ニ、現行教育制度ニ改革ヲ加ヘテ、例ヘバ中等学校ノ一部ヲ工業学校ニ転換シ、中等学校ニ於ケル科目ヲ整調シテ科學、技術ノ教育ヲ重ンズルコトトシ、高等教育ノ法文科偏傾ヲ是正シテ技術方面ニ重點ヲ置クコトトスル等基幹技術員ノ養成ニ遺憾ナカラシムルコト

(口) 職業指導機構ノ拡充強化

労務ノ適正配置ノ実施ニ必要ナル法制ハ、既ニ國家総動員法ニ基キ夫々必要ナル法令ノ制定ヲ見アルヲ以テ、今後ハ其ノ運営ノ万全ヲ期スルニ重点ガ存スルモ此ノ際労務動員実施ノ中枢機關タル國民職業指導所ノ拡充強化ヲ図ルコト、特ニ之等ノ機構ハ直接民衆ニ接觸スルコトニモ鑑ミ、之ガ事務執行ノ監察乃至督励ノ制ヲ確立スルコト

第二 健兵健民対策ノ整備強化（略）

第三 軍人援護事業ノ整備充実

軍人援護事業ハ、曩ニ支那事變勃発以來着々整備セラレ一応軌道ニ乗リアルモ、此ノ際從來ノ諸施設運営ヲ一層適正迅速化ニ

努ムルコト。尚戦線ノ拡大ニ伴ヒ必要ヲ生ジタルトキハ臨機適切ニ之ガ施設ノ拡充ヲ為スコト。

第四 国民生活ノ確保対策ノ強化（略）
第五 民族政策ノ確立（略）

昭和十六年十二月二十七日職発第八六七号

〔四一一一七三〕 厚生省職業局長ヨリ各地方長官宛

國民勤労訓練所入所者取扱ニ関スル件

標記ノ件ニ關シテ曩ニ通牒致置候國民勤労訓練所入所者取扱要綱ニ依ルノ外左記事項ニ付特段ノ御留意相成度

記

一、訓練生ノ充足

入所者割当員数ハ絶対充足ヲ期セラレタキコト

二、汽車汽船割引証ノ発行

訓練所ニ入所スベキ者ノ入所ノ為ノ旅行ニ付テハ就職者旅客運賃割引証交付規程ニ依ル就職旅行ト認メ同規程ニ依ル割引証ノ使用ニ付一月二十日東部國民勤労訓練所入所者ニ限り鉄道省ノ承認ヲ得タルヲ以テ要訓練登録者ノ入所旅行ニハ割引証ヲ發行セシメラレタキコト

証明書ニ記入スベキ就職先ハ東部國民勤労訓練所ト記入スルコト尚ソレ以後ノ入所者及西部國民勤労訓練所入所者ニ付テハ追テ通牒ノ筈ナルコト

三、入所往路旅費ノ補給

訓練所入所者ノ往路ニ限り居住地當該道府県庁所在地駅ヨリ西武鐵道小川駅迄ノ三等汽車賃（五割引額）ヲ訓練所ニ於テ補給スル

モノナルコト

四、入所日時及入所方法

(一) 入所者ノ輸送ハ入所者取扱要綱ノ第四ノ十四ニ依リ東部ニア

リテハ一月二十日、西部ニアリテハ二月二十日ノ各正午迄ニ訓

練所ニ到着セシムルコト

(二) 指定時間ニ到着出来ザル事情ヲ生ジタル場合ハ予メ電報ヲ以

テ訓練所長宛聯絡スルコト

(三) 入所者ハ左胸間ニ当該道府県名及氏名ヲ見易キ様ニ標示セシ

ムルコト

(四) 乗車券ノ購入ハ東部ニアリテハ乗車駅ヨリ省線中央線国分寺

駅經由、西武鉄道小川駅迄トスルコト

西部ニアリテハ乗車駅ヨリ奈良駅迄トスルコト

(五) 手荷物ヲチツキト為ス場合ハ遅着スルコトアルベキヲ以テ必

要品ハ可成持参スルコト

(六) 東部ニアリテハ省線電車ハ立川又ハ浅川行ニ乗り国分寺駅下

車、橋ヲ渡リ改札所前ホームヨリ西武鉄道ニ乗替ヘ小川駅ニテ

下車スルコト

国分寺駅ヨリノ乗替ハ左ノ指定列車ヲ利用スルコト

午前八、三五発列車（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、

山形、福島、新潟、長野各府県入所者）

午前九、三五発列車（東京府入所者）

午前一〇、三五発列車（茨城、栃木、群馬、栃木、群馬、神奈川、山梨、千葉、埼玉、静岡、各県入所者）

(七) 入所日ノ昼食ハ訓練所ニ於テ用意セザルヲ以テ各自弁当ヲ持
参スルコト若シ家庭ヨリ持参シ難キ場合ハ汽車弁当等ヲ需ムル

コト

(八) 携行品

取扱要綱ニ指示セルモノノ外左ノ品物ヲ携行セシメラレタキコト

ト

(1) 寝具ノ用意アルモ為念丹前（どてら）一枚（常ニ使用ノモニテ可、丹前ナキ場合ハ代用シ得ル綿入類持参ノコト）

(2) ノート

(3) 針、糸（成ル可ク持参スルヲ便トス）

五、訓練終了者ノ就職斡旋

訓練終了者ノ就職其ノ他ノ斡旋ニ付テハ特ニ左ノ点ニ留意スルコト

(一) 就職斡旋ニ付テハ取扱要綱第七ノ各号ノ徵底ヲ圖ルハ勿論、求人者ヲシテ訓練終了者ノ特質ヲ理解セシメ其ノ採用ニ際シテハ仕度金ノ給与ヲ為ス等優遇方ニ付協力セシムルコト

(二) 賃金統制令施行規則第十五条第一項第三号ノ趣旨ニ鑑ミ訓練終了者ノ採用ニ付テハ求人者ヲシテソノ待遇ニ付キ特別考慮ヲ払ハル様指導ン例ヘバ一般採用者ニ比シ増給ノ方法ヲ講ゼシムルコト

(三) 就職後ノ補導ニ付テハ特ニ留意スルコト